2026 年 10 月 15 日
投資信託説明書
（請求目論見書）

アライアンス・バーンスタイン・
世界SDGs債券ファンド
（年2回決算型・為替ヘッジあり）（年2回決算型・為替ヘッジなし）

追加型投信／内外／債券

1．　本書により行う「アライアンス・バーンスタイン・世界ＳＤＧｓ債券ファンド（年２回決算型・為替ヘッジあり）」および「アライアンス・バーンスタイン・世界ＳＤＧｓ債券ファンド（年２回決算型・為替ヘッジなし）」（以下「当ファンド」といいます。）の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第５条の規定により有価証券届出書を 2026 年 10 月 14 日に関東財務局長に提出しており、2026 年 10 月 15 日にその届出の効力が生じております。

2．　当ファンドは、主として投資信託証券への投資を通じて内外の金融商品等を投資対象としますので、金融商品等の値動き、為替変動による影響を受けます。したがって、当ファンドの受益権の価額（基準価額）も変動し、投資元本を割り込むことがあります。

3．　当ファンドが投資した資産の価値の減少を含むリスクは、当ファンドをご購入のお客様に帰属します。したがって、元金および利回りのいずれも保証されているものではありません。

4．　当ファンドは、預貯金や保険契約にはあたりませんので、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関で取扱う投資信託は投資者保護基金の対象でもありません。

アライアンス・バーンスタイン株式会社

本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取り扱われます。

発行者名	アライアンス・バーンスタイン株式会社
代表者の役職氏名	代表取締役社長　阪口　和子
本店の所在の場所	東京都千代田区内幸町二丁目１番６号 日比谷パークフロント
有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所	該当事項はありません。

目　　次

第一部【証券情報】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1

第二部【ファンド情報】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3

第１【ファンドの状況】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3

第２【管理及び運営】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　35

第３【ファンドの経理状況】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　42

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　75

第三部【委託会社等の情報】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　77

第１【委託会社等の概況】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　77

約款・・・　108

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

アライアンス・バーンスタイン・世界ＳＤＧｓ債券ファンド（年２回決算型・為替ヘッジあり）
アライアンス・バーンスタイン・世界ＳＤＧｓ債券ファンド（年２回決算型・為替ヘッジなし）
以下、上記ファンドを総称して、またはそれぞれを「当ファンド」という場合があります。
また、アライアンス・バーンスタイン・世界ＳＤＧｓ債券ファンド（年２回決算型・為替ヘッジあり）を「年２回決算型・為替ヘッジあり」または「為替ヘッジあり」、アライアンス・バーンスタイン・世界ＳＤＧｓ債券ファンド（年２回決算型・為替ヘッジなし）を「年２回決算型・為替ヘッジなし」または「為替ヘッジなし」という場合があります。

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託（契約型、委託者指図型）の受益権です。
当初の信託元本は、１口当たり１円です。
当ファンドは、委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。
当ファンドの受益権は、「社債、株式等の振替に関する法律」（以下、「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、下記の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社であるアライアンス・バーンスタイン株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

各ファンドにつき、３兆円を上限とします。

（４）【発行（売出）価格】

取得申込みを受付けた日（以下、「取得申込受付日」といいます。）の翌営業日の基準価額＊とします。

＊基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人資産運用業協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を計算日における受益権総口数で除した金額で、１万口当たりの価額で表示します。

基準価額は、原則として毎営業日に算出されます。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊の「オープン基準価格」（アライアンスの欄）に、「年２回決算型・為替ヘッジあり」は「世Ｓ債２有」、「年２回決算型・為替ヘッジなし」は「世Ｓ債２無」の略称で掲載されます。
基準価額は日々変動しますので、販売会社または以下の委託会社の照会先までお問い合わせください。

＜照会先＞アライアンス・バーンスタイン株式会社
電話番号：　03-5962-9687　（受付時間：営業日の午前９時～午後５時）
ホームページアドレス：　https://www.alliancebernstein.co.jp/

（５）【申込手数料】

申込価額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額と申込口数を乗じて得た金額に、販売会社が別に定める申込手数料率（3.3％（税抜3.0％）を上限とします。）を乗じて得た額とします。販売会社が定める申込手数料率については、販売会社にお問い合わせください。

スイッチング＊の取扱いは販売会社によって異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

（販売会社については、上記(4)に記載の照会先にお問い合わせください。）
＊ スイッチングとは、保有しているファンドの換金と同時に乗換えるファンドを購入する取引です。

（６）【申込単位】
販売会社がそれぞれ定める単位とします。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
（販売会社については、上記(4)に記載の照会先にお問い合わせください。）

（７）【申込期間】
2026年10月15日から2027年４月14日までとします。
なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新する予定です。

（８）【申込取扱場所】
申込取扱場所（販売会社）については、上記(4)に記載の照会先にお問い合わせください。

（９）【払込期日】
取得申込者は、申込代金を取得申込みした販売会社に支払うものとします。
払込期日は販売会社が独自に定めますので、販売会社にお問い合わせください。
（販売会社については、上記(4)に記載の照会先にお問い合わせください。）
振替受益権に係る各取得申込受付日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定する当ファンドの口座に払込まれます。

（１０）【払込取扱場所】
払込取扱場所は販売会社とします。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
（販売会社については、上記(4)に記載の照会先にお問い合わせください。）

（１１）【振替機関に関する事項】
振替機関は以下のとおりです。
株式会社証券保管振替機構

（１２）【その他】
振替受益権について
当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則にしたがって取扱われます。
当ファンドの収益分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

第二部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

「(1)ファンドの目的及び基本的性格」には、当ファンドと実質的な投資対象資産が同じで、決算頻度が異なる「アライアンス・バーンスタイン・世界ＳＤＧｓ債券ファンド（毎月決算型・為替ヘッジあり）」および「アライアンス・バーンスタイン・世界ＳＤＧｓ債券ファンド（毎月決算型・為替ヘッジなし）」の情報を合わせて説明している部分があります。

①　ファンドの目的

当ファンドは、日本を含む世界各国の債券等を実質的な主要投資対象とし、信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。

②　信託金の限度額

以下のファンドの合計で１兆円とします。委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

・アライアンス・バーンスタイン・世界ＳＤＧｓ債券ファンド（年２回決算型・為替ヘッジあり）
・アライアンス・バーンスタイン・世界ＳＤＧｓ債券ファンド（年２回決算型・為替ヘッジなし）
・アライアンス・バーンスタイン・世界ＳＤＧｓ債券ファンド（毎月決算型・為替ヘッジあり）
・アライアンス・バーンスタイン・世界ＳＤＧｓ債券ファンド（毎月決算型・為替ヘッジなし）

③　ファンドの分類

当ファンドの商品分類および属性区分は次のとおりです（該当区分を網掛け表示しています。）。

■商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 （収益の源泉）
単位型 追加型	国　　内 海　　外 内　　外	株　　式 債　　券 不動産投信 その他資産（　　） 資産複合

※商品分類表の各項目の定義について

・単位型・追加型の区分…追加型

一度設定された投資信託であってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用される投資信託をいいます。

・投資対象地域による区分…内外

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内および海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

・投資対象資産による区分…債券

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

■属性区分表

「年２回決算型・為替ヘッジあり」

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性（　　） 不動産投信 その他資産 （投資信託証券(債券　一般)） 資産複合（　　） 資産配分固定型 資産配分変更型	年１回 年２回 年４回 年６回（隔月） 年12回（毎月） 日々 その他（　　）	グローバル （日本含む） 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東（中東） エマージング	ファミリー ファンド ファンド・ オブ・ ファンズ	あり （フルヘッジ） なし

「年２回決算型・為替ヘッジなし」

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性（　　） 不動産投信 その他資産 （投資信託証券(債券　一般)） 資産複合（　　） 資産配分固定型 資産配分変更型	年１回 年２回 年４回 年６回（隔月） 年12回（毎月） 日々 その他（　　）	グローバル （日本含む） 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東（中東） エマージング	ファミリー ファンド ファンド・ オブ・ ファンズ	あり （　　） なし

※属性区分表の各項目の定義について

・投資対象資産による属性区分…その他資産（投資信託証券（債券　一般））

目論見書または投資信託約款において、投資信託証券を通じて実質的に債券（一般）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。債券（一般）とは、属性区分において公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいいます。

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（投資信託証券（債券　一般）と、収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（債券）とが異なります。

・決算頻度による属性区分…年２回

目論見書または投資信託約款において、年２回決算する旨の記載があるものをいいます。

・投資対象地域による属性区分…グローバル（日本含む）

目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界（日本を含む）の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

・投資形態による属性区分…ファンド・オブ・ファンズ

一般社団法人資産運用業協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第２条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。

・為替ヘッジによる属性区分…

「為替ヘッジあり」：為替ヘッジあり（フルヘッジ）

目論見書または投資信託約款において、為替のフルヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。

「為替ヘッジなし」：為替ヘッジなし

目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

※為替ヘッジによる属性区分は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

※当ファンドが該当するもの以外の定義の詳細につきましては、一般社団法人資産運用業協会のホームページ（https://www.imaj.or.jp/）をご覧ください。

④　ファンドの特色

1 主要投資対象ファンド*への投資を通じて、主に環境または社会志向等の持続可能な投資テーマに積極的に取り組んでいると考えられる、世界各国の様々な発行体の債券等に投資します。

■ 日本を含む世界各国の債券等（国債（新興国を含む）、政府機関債、新興国債券、投資適格社債、資産担保証券、ハイイールド債券等）を実質的な主要投資対象とします。

■ ポートフォリオの平均格付は投資適格（BBB-格以上）とします。
※BB+格以下の債券の投資比率は50%以下に抑えます。

■ 主要投資対象ファンドにおいて、米ドル建資産への実質的な投資比率について、原則として純資産総額の90%以上に維持します。

*各ファンドの主要投資対象ファンド

（年2回決算型・為替ヘッジあり） （毎月決算型・為替ヘッジあり）	ルクセンブルグ籍円建外国投資証券 「AB SICAV Ⅰ―サステナブル・インカム・ポートフォリオ クラスS1QG（為替ヘッジあり）」
（年2回決算型・為替ヘッジなし） （毎月決算型・為替ヘッジなし）	ルクセンブルグ籍円建外国投資証券 「AB SICAV Ⅰ―サステナブル・インカム・ポートフォリオ クラスS1QG（為替ヘッジなし）」

2 主要投資対象ファンドの運用は、アライアンス・バーンスタイン・エル・ピーが行います。

3 世界の債券市場から、AB独自のSDGs分析を活用し、より魅力的な投資機会を追求します。

■ 幅広い債券セクターから魅力度の高い投資機会を追求します。

■ SDGs達成に貢献する発行体等を選別するトップダウンアプローチにより、長期的な観点から事業存続可能性の高い発行体を抽出します。

■ 市場環境に応じて機動的な資産配分を行います。

「SDGs（エスディージーズ：Sustainable Development Goals＝持続可能な開発目標）」とは
貧困や不平等、環境破壊などの様々な問題を解決することを目指す、世界共通の目標です。
17の目標（GOALs）と、より具体的な169のターゲットから構成されています。
2015年9月の国連サミットで、2016年から2030年までの国際目標として採択されました。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

運用プロセス

*環境面（E）では再生可能エネルギーの活用度や自然災害への脆弱性など、社会面（S）では基本的人権や言論の自由、ジェンダー間の平等を支える政策など、ガバナンス面（G）では政策透明性や汚職などの腐敗度、司法の独立性など、さまざまな観点から各国のESGへの取り組みを評価します。
**SDGs169ターゲットを徹底的に分析し、主に民間部門が担う106ターゲットの達成に貢献する100以上の製品/サービスを特定します。

エンゲージメント

エンゲージメントとは"企業との対話"を意味します。ABの債券運用のポートフォリオ・マネジャーとアナリストは、ESGに関する幅広いトピックについて、債券発行体の経営陣や取締役会メンバーに対しエンゲージメントを行っています。

※議論のテーマは炭素排出量、サステナブル・ファイナンス、ダイバーシティ・エクイティ・インクルージョン（DEI）など、多岐にわたります。
※過去のエンゲージメントについては、ABのホームページ〔https://www.alliancebernstein.co.jp/retail/5241.html〕の「ESGエンゲージメント・レポート」をご覧ください。

※上記の内容は、今後変更されることがあります。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

4 当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式により運用を行います。

ファンドの仕組み

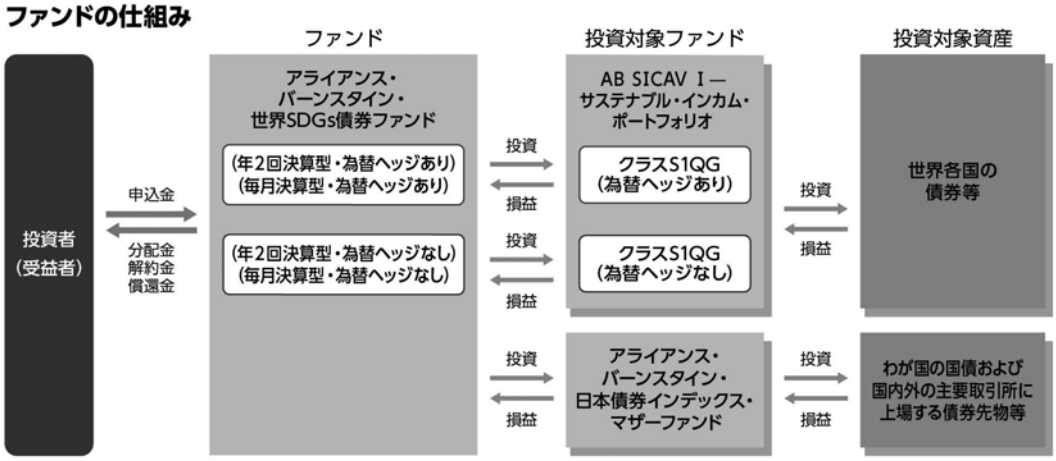

- 主要投資対象ファンドへの投資割合は、原則として高位を維持します。
- 短期有価証券および短期金融商品等に直接投資する場合があります。

5 決算頻度と為替ヘッジの有無が異なる4つのファンドからお選びいただけます。

(年2回決算型・為替ヘッジあり)	(年2回決算型・為替ヘッジなし)
(毎月決算型・為替ヘッジあり)	(毎月決算型・為替ヘッジなし)

■「為替ヘッジあり」では、主要投資対象ファンドにおいて、原則として同クラスの純資産総額を米ドル換算した額と同額程度の「米ドル売り／円買い」の為替取引を行い、対円での為替変動リスクの低減を図ります。

- 主要投資対象ファンドにおいて、米ドル建資産への実質的な投資比率は、原則として純資産総額の90%以上を維持しますが、米ドル以外の通貨については、米ドルに対する当該通貨の為替変動の影響を受けます。

■「為替ヘッジなし」では、実質的な組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。

■ 各ファンド間でスイッチングが可能です。

※販売会社によっては、一部のファンドのみのお取扱いとなる場合や、スイッチングの取扱いを行わない場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

（２）【ファンドの沿革】

2021年10月５日　　信託契約の締結、ファンドの設定日、運用開始。

（３）【ファンドの仕組み】

①　ファンドの仕組み

当ファンドはファンド・オブ・ファンズ方式により運用を行います。

ファンド・オブ・ファンズ方式とは、複数の投資信託証券（ファンド）を投資対象として組入れる方式（親投資信託のみを主要投資対象とする場合を除きます。）をいいます。

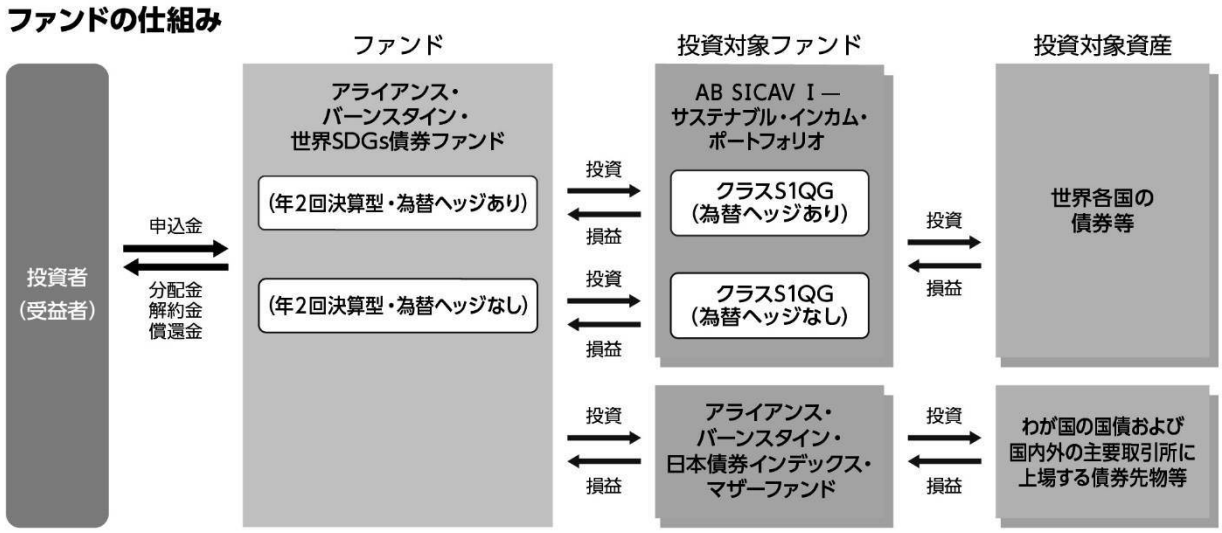

②　当ファンドの関係法人とその役割

＜販売会社＞

・受益権の募集・販売の取扱い、一部解約の実行の請求の受付け、収益分配金の再投資ならびに収益分配金、償還金、一部解約金の支払いの取扱い等を行います。

＜委託会社＞

アライアンス・バーンスタイン株式会社

・信託財産の運用指図、目論見書・運用報告書の作成等を行います。

＜受託会社＞

三井住友信託銀行株式会社

（再信託受託会社）

株式会社日本カストディ銀行

・信託財産の管理業務等を行います。

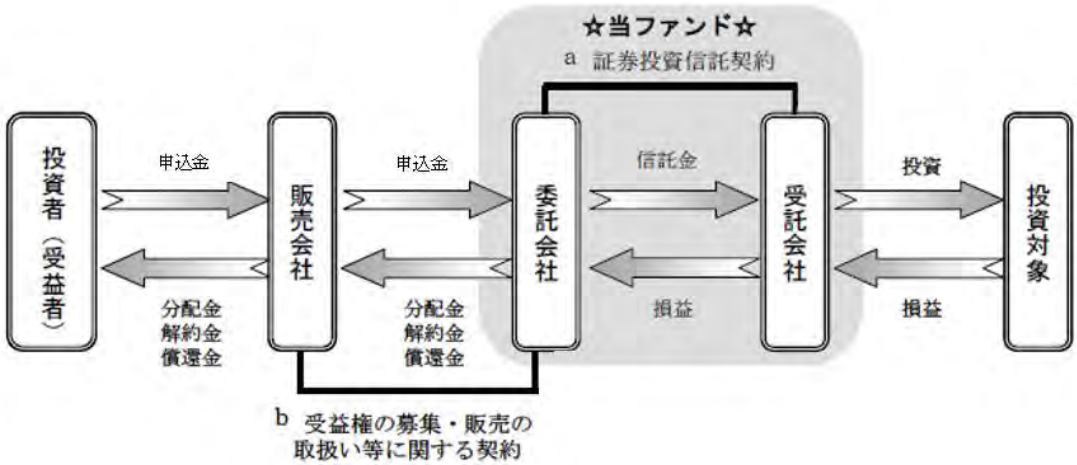

③　関係法人との契約等の概要

ａ．証券投資信託契約

委託会社と受託会社との間において「証券投資信託契約」を締結しており、委託会社及び受託会社の業務、受益者の権利、受益権、信託財産の運用・評価・管理、収益の分配、信託の期間・償還等を規定しています。

ｂ．受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約

委託会社と販売会社との間において「受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」を締結しており、販売会社が行う受益権の募集・販売等の取扱い、収益分配金及び償還金の支払い、買取り及び一部解約の取扱い等を規定しています。

④　委託会社等の概況

ａ．資本金の額

資本金の額は1,630百万円です。（2026年７月末現在）

ｂ．委託会社の沿革

1996年10月28日　アライアンス・キャピタル投信株式会社　設立。

2000年１月１日　商号をアライアンス・キャピタル・アセット・マネジメント株式会社に変更。

2000年１月１日　アライアンス・キャピタル・マネジメント・ジャパン・インク（現 アライアンス・バーンスタイン・ジャパン・インク）東京支店から、営業を譲り受ける。

2006年４月３日　商号をアライアンス・バーンスタイン株式会社に変更。

2016年４月１日　アライアンス・バーンスタイン証券会社 東京支店から、事業の一部を譲り受ける。

ｃ．大株主の状況

（2026年７月末現在）

名称	住所	所有株式数	比率
アライアンス・バーンスタイン・コーポレーション・オブ・デラウェア	アメリカ合衆国テネシー州ナッシュビル市コマース・ストリート501	32,600株	100%

２【投資方針】

（１）【投資方針】

①　基本方針

信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。

②　運用態度

「為替ヘッジあり」

ａ．ルクセンブルグ籍円建外国投資証券「ＡＢ ＳＩＣＡＶ Ⅰ－サステナブル・インカム・ポートフォリオ クラスS1QGシェアーズ（為替ヘッジあり）」（以下、「主要投資対象ファンド」という場合があります。）を主要投資対象とします。このほか、「アライアンス・バーンスタイン・日本債券インデックス・マザーファンド」にも投資を行います。なお、短期有価証券および短期金融商品等に直接投資する場合があります。

ｂ．主要投資対象ファンドへの投資を通じて、主に環境または社会志向等の持続可能な投資テーマに積極的に取り組んでいると考えられる、日本を含む世界各国の様々な発行体の債券等に投資することにより、信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。

ｃ．主要投資対象ファンドへの投資割合は、原則として高位を維持します。

ｄ．主要投資対象ファンドにおいて、原則として主要投資対象ファンドの純資産総額を米ドル換算した額と同額程度の米ドル売り円買いの為替取引を行い、円に対する米ドルの為替変動リスクの低減を図ります。ただし、完全に為替変動リスクを回避することはできません。

ｅ．資金動向、市況動向の急激な変化が生じた時、および投資信託財産の規模によっては、上記の運用が出来ない場合があります。

「為替ヘッジなし」

ａ．ルクセンブルグ籍円建外国投資証券「ＡＢ ＳＩＣＡＶ Ⅰ－サステナブル・インカム・ポートフォリオ クラスS1QGシェアーズ（為替ヘッジなし）」（以下、「主要投資対象ファンド」という場合があります。）を主要投資対象とします。このほか、「アライアンス・バーンスタイン・日本債券インデックス・マザーファンド」にも投資を行います。なお、短期有価証券および短期金融商品等に直接投資する場合があります。

ｂ．主要投資対象ファンドへの投資を通じて、主に環境または社会志向等の持続可能な投資テーマに積極的に取り組んでいると考えられる、日本を含む世界各国の様々な発行体の債券等に投資することにより、信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。
ｃ．主要投資対象ファンドへの投資割合は、原則として高位を維持します。
ｄ．実質的な組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。
ｅ．資金動向、市況動向の急激な変化が生じた時、および投資信託財産の規模によっては、上記の運用が出来ない場合があります。
※投資対象ファンドの詳細に関しましては、後記[参考情報：投資対象ファンドの概要]をご覧ください。

（２）【投資対象】
①　投資の対象とする資産の種類
当ファンドが投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
ａ．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下、同じ。）
（イ）有価証券
（ロ）金銭債権
（ハ）約束手形
ｂ．次に掲げる特定資産以外の資産
為替手形
②　有価証券の指図範囲
委託会社は、信託金を、主として次のａ．に掲げる外国投資証券およびｂ．に掲げる親投資信託の受益証券（上記外国投資証券および親投資信託の受益証券を以下「投資信託証券」といいます。）のほか、次のｃ．からｇ．に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。
「為替ヘッジあり」
ａ．ルクセンブルグ籍円建外国投資証券「ＡＢ　ＳＩＣＡＶ　Ｉ－サステナブル・インカム・ポートフォリオ クラスS1QGシェアーズ（為替ヘッジあり）」
ｂ．アライアンス・バーンスタイン株式会社を委託者とし三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された「アライアンス・バーンスタイン・日本債券インデックス・マザーファンド」
ｃ．短期社債等
ｄ．コマーシャル・ペーパー
ｅ．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
ｆ．外国法人が発行する譲渡性預金証書
ｇ．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
「為替ヘッジなし」
ａ．ルクセンブルグ籍円建外国投資証券「ＡＢ　ＳＩＣＡＶ　Ｉ－サステナブル・インカム・ポートフォリオ クラスS1QGシェアーズ（為替ヘッジなし）」
ｂ．アライアンス・バーンスタイン株式会社を委託者とし三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された「アライアンス・バーンスタイン・日本債券インデックス・マザーファンド」
ｃ．短期社債等
ｄ．コマーシャル・ペーパー
ｅ．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの

ｆ．外国法人が発行する譲渡性預金証書

ｇ．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

③　金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

ａ．預金

ｂ．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

ｃ．コール・ローン

ｄ．手形割引市場において売買される手形

④　金融商品の運用指図

上記①の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときは、委託会社は信託金を、上記③ａ．からｄ．までに掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

＜参考情報：投資対象ファンドの概要＞

AB SICAV Ⅰ―サステナブル・インカム・ポートフォリオ

クラスS1QGシェアーズ（為替ヘッジあり）／クラスS1QGシェアーズ（為替ヘッジなし）

形態	ルクセンブルグ籍円建外国投資証券
投資目的	信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。
主要投資対象	日本を含む世界各国の債券等
投資方針	・ファンドは、環境または社会志向等の持続可能な投資テーマに積極的に取り組んでいると考えられる、日本を含む世界各国の様々な発行体の債券等に投資することにより、成長機会を追求し、投資目的の達成を目指します。 ・ファンドは、通常の市場環境下では、純資産総額の80％以上を持続可能な投資テーマに積極的に取り組む発行体の債券等に投資します。 ・ファンドは、「トップダウン」と「ボトムアップ」を組み合わせた投資プロセスを採用します。投資テーマには、健康、気候、エンパワーメントが含まれますが、これらに限定されません。 ・「トップダウン」のテーマ別アプローチに加えて、「ボトムアップ」アプローチは、環境、社会、企業統治など「ESG要因」への発行体のエクスポージャー、ならびに資金使途、発行体のファンダメンタルズ、評価に焦点を当てます。 **クラスS1QGシェアーズ（為替ヘッジあり）** 原則として同クラスの純資産総額を米ドル換算した額と同額程度の「米ドル売り／円買い」の為替取引を通じて、円に対する米ドルの為替変動リスクの低減を図ります。
主な投資制限	・流動性の低い資産への投資は、純資産額の10％を超えないものとします。 ・ファンドの借入総額は、純資産総額の10％を上限とします。 ・米ドル建資産への実質的な投資比率について、原則として純資産総額の90％以上に維持します。
決算日	毎年5月31日
分配方針	原則として、年4回の分配を行う方針です。
運用管理費用	純資産総額に対して年率 0.51%（上限）
その他の費用	金融商品等の売買委託手数料／監査費用／法律関係の費用／外貨建資産の保管等に要する費用／信託財産に関する租税／信託事務の処理に要する諸費用 等
信託財産留保額	ありません。
投資顧問会社	アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー

アライアンス・バーンスタイン・日本債券インデックス・マザーファンド

主要投資対象	わが国の国債および国内外の主要取引所に上場する債券先物
運用の基本方針	主としてわが国の国債および国内外の主要取引所に上場する債券先物に投資し、信託財産の長期的な成長を図ることを目標に運用を行います。
主な投資制限	・株式への投資割合は、信託財産の10％以下とします。 ・外貨建資産への投資は行いません。
決算日	原則として、毎年6月15日
信託報酬	ありません。
信託財産留保額	追加設定時、一部解約時にそれぞれ前営業日の基準価額の0.02%
委託会社	アライアンス・バーンスタイン株式会社

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

（３）【運用体制】

①　ファンドの運用体制

ファンドの運用については委託会社の運用部門が統括しています。

委託会社では、ファンドの運用に関する社内規程において、運用を行うにあたって遵守すべき事項等を定め、ファンドの商品性に則った適切な運用を行っています。

②　内部管理体制および意思決定を監督する組織等

委託会社は、ファンドの運用・管理業務およびリスク管理について、それぞれ社内規程を定めています。

・リーガル・コンプライアンス本部は、信託約款、法令、コンプライアンス規定等の遵守状況をチェックしています。

・運用管理部はポートフォリオに係る個別銘柄の組入比率、資産配分等が運用ガイドラインに合致しているかについてモニターしています。

・運用関連部門から独立した管理担当部署は市場リスク等があらかじめ定められた運用の基本方針及び運用方法に則した適正範囲のものであるかをチェックしています。また、これらの結果は投信戦略委員会に報告されます。

③　委託会社によるファンドの関係法人に対する管理体制

委託会社の運用関連部門から独立した管理担当部署が、社内規程に従い、運用ガイドラインの遵守状況を監視し、その結果に基づいて必要な是正勧告を行うことにより、運用委託先の適切な管理を行います。

また、受託会社に対して、信託財産の日常の管理業務を通じ、信託事務の正確性・迅速性の確認を行い、問題がある場合は適宜改善を求めています。

◆上記の運用体制等は、今後変更する場合があります。

（４）【分配方針】

①　各ファンドの収益分配方針は以下のとおりです。

原則として、毎決算時（１月15日および７月15日。休業日の場合は翌営業日）に、以下の方針に基づき分配を行います。

ａ．分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

ｂ．分配金額は、委託会社が基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。ただし、将来の収益分配金の支払いおよびその金額について保証するものではなく、分配対象額が少額の場合等には、収益分配を行わないこともあります。

ｃ．留保益の運用については、特に制限を設けず、信託約款に定める「基本方針」および「運用方法」に基づいて運用を行います。

②　収益の分配方式

ａ．信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

（イ）配当金、利子およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下、「配当等収益」といいます。）は、諸経費、諸費用および当該諸費用に係る消費税等に相当する金額ならびに信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。

（ロ）売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下、「売買益」といいます。）は、諸経費、諸費用および当該諸費用に係る消費税等相当額ならびに信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等相当額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。

ｂ．毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

③　収益分配金の支払い

収益分配金の受取方法により、収益の分配時に分配金を受取る「一般コース」と、収益分配金を再投資する「自動けいぞく投資コース」の２つのコースがあります。

ａ．「一般コース」

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、毎決算日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して５営業日目までの日）から、販売会社においてお支払いを開始します。

ｂ．「自動けいぞく投資コース」

収益分配金は、原則として、決算日の翌営業日に税引後無手数料で決算日の基準価額で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

（５）【投資制限】

①　信託約款に定める投資制限

ａ．投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

ｂ．外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

ｃ．株式への直接投資は行いません。

ｄ．投資信託証券を組み入れる場合において、一般社団法人資産運用業協会規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の10％以内とします。

ｅ．一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人資産運用業協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

②　法令により禁止または制限される取引等

ａ．同一法人の発行する株式の取得制限（投資信託及び投資法人に関する法律）

委託会社は、同一法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託の投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数の50％を超えることとなるときは、投資信託財産をもって当該株式を取得することはできません。

ｂ．投資信託財産の運用として行うデリバティブ取引の制限（金融商品取引業等に関する内閣府令）

委託会社は、投資信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該投資信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含む。）を行い、または継続することを内容とした運用を行うことはできません。

ｃ．信用リスク集中回避のための投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令）

委託会社は、投資信託財産に関し、信用リスク（保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいいます。）を適正に管理する方法としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法に反することとなる取引を行うことを受託会社に指図しないものとします。

③　その他信託約款に定める取引の方法と条件

ａ．外国為替予約取引の指図

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

ｂ．一部解約の請求ならびに有価証券の売却等および再投資の指図

（イ）委託会社は、信託財産に属する投資信託証券に係る信託契約の一部解約の請求ならびに信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（ロ）委託会社は、上記(イ)の規定による解約代金、売却代金、有価証券に係る利子等および償還金等ならびにその他の収入金を再投資することの指図をすることができます。

ｃ．資金の借入れ

（イ）委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

（ロ）一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とし、資金の借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10％を超えないこととします。

（ハ）収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支払われる日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

（ニ）借入金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支払われます。

３【投資リスク】

（1）投資リスク

投資信託である当ファンドは、主として投資信託証券（投資対象ファンド）への投資を通じて、値動きのある金融商品等に投資しますので、投資対象ファンドに組入れられた金融商品等の値動き（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）により基準価額は変動し、投資元本を割り込むことがあります。したがって、元金が保証されているものではありません。当ファンドの運用による損益は全て投資者に帰属します。投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドおよび投資対象ファンドが有する主なリスクは以下のとおりです。

基準価額の変動要因

①　金利変動リスク

一般に、債券価格は金利が上昇すれば下落し、金利が低下すれば上昇します。また、一般的に満期までの期間が長いほど価格変動のリスクは大きくなります。

②　信用リスク

投資対象ファンドが組入れる金融商品等の発行国や発行体の債務返済能力、業績・財務内容、格付け、市場環境の変化等により、債券価格は大きく変動することがあります。デフォルト（債務不履行）が生じると債券価格は大きく下落し、機動的に売買できないこともあります。格付けの高い債券に比較して、高利回り社債や新興諸国の債券はデフォルトの恐れが高いと考えられます。

また、金融商品等の取引相手方にデフォルトが生じた場合等には、損失を被るリスクがあります。

③　為替変動リスク

「為替ヘッジあり」

主要投資対象ファンドにおいて、原則として主要投資対象ファンドの純資産総額を米ドル換算した額と同額程度の米ドル売り円買いの為替取引を行い、円に対する米ドルの為替変動リスクの低減を図りますが、為替変動リスクを完全に排除できるものではなく、為替相場の影響を受ける場合があります。また対象通貨国と日本の金利差によってはヘッジ・コストが収益力を低下させる可能性があります。

実質的な組入通貨のうち、米ドル以外の通貨については、米ドルに対する当該通貨の為替変動の影響を受け、一般に当該通貨が米ドルに対して下落した場合には、ファンドの資産価値が減少する要因となります。

「為替ヘッジなし」

実質外貨建資産に対し原則として対円での為替ヘッジを行いませんので、基準価額は為替相場の変動の影響を受けます。

④　期限前償還リスク

資産担保証券は、様々な要因によるローンの借換え等に伴い、期限前償還されることがあり、これらの増減により価格が変動します。特に金利が低下した場合、期限前償還の可能性の高まりにより、資産担保証券の種類によっては価格の上昇が抑えられること、または下落することがあります。

⑤　カントリー・リスク

投資対象ファンドが組入れる金融商品等の発行国の政治・経済・社会情勢の変化で金融・証券市場が混乱し、金融商品等の価格が大きく変動する可能性があります。一般に新興国市場は、市場規模、法制度、インフラなどが限定的なこと、価格変動性が大きいこと、決済の効率性が低いことなどから、当該リスクが高くなります。

⑥　流動性リスク

投資対象ファンドが組入れる金融商品等の市場規模が小さく取引量が限られる場合などには、機動的に売買できない可能性があります。また、保有する金融商品等が期待された価格で処分できず、損失を被るリスクがあります。

⑦　一部解約による当ファンドの資金流出に伴う基準価額変動のリスク

受益者による当ファンドの一部解約請求額が追加設定額を大きく上回った場合、解約資金を手当てするために保有する金融商品等を大量に売却しなければならないことがあります。その際には、市況動向や取引量等の状況によっては、保有する金融商品等を市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があります。その結果、当ファンドの基準価額が大きく変動することが考えられます。

※　市場動向や投資対象国の政治、経済、社会情勢等によっては、運用の基本方針にしたがって運用できない場合があります。

※　基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

①　当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の６の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

②　本書におけるＳＤＧｓのロゴ・アイコンは、情報提供目的で使用しています。国際連合が当ファンドの運用等についていかなる責任も負うものではなく、また支持を表明するものでもありません。

③　当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

(2)　投資リスクの管理体制

①　運用ガイドラインの遵守状況の監視

運用関連部門から独立した管理担当部署が運用ガイドラインの遵守状況を監視し、その結果に基づいて必要な是正勧告を行うことにより、適切な管理を行います。具体的には、リーガル・コンプライアンス本部においては、信託約款、法令、コンプライアンス規定等の遵守状況をチェックしています。

②　パフォーマンスの検証

ポートフォリオにかかる個別銘柄の組入比率、資産配分等が運用ガイドラインに合致しているかについては運用管理部がモニターしています。さらに、運用関連部門から独立した管理担当部署においても運用リスク（市場リスク、信用リスク、為替リスク等）があらかじめ定められた運用の基本方針、及び運用方法に即した適正範囲のものであるかをチェックしており、その結果は投信戦略委員会に報告されます。

また、ファンドのパフォーマンス分析結果についても同委員会に報告され、運用状況の検証が行われます。

③　流動性リスクの管理

委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

※上記のリスク管理体制は、今後変更する場合があります。

<参考情報>

当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

（年2回決算型・為替ヘッジあり）

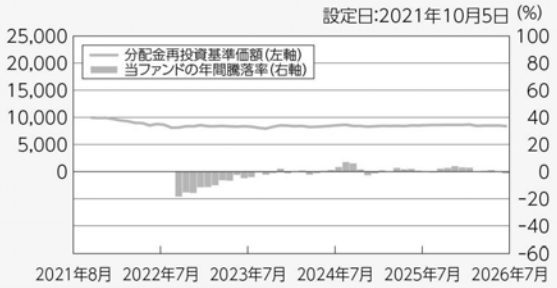

（年2回決算型・為替ヘッジなし）

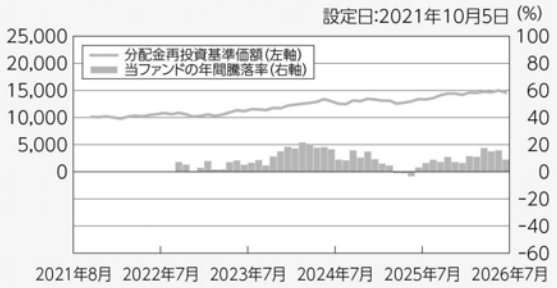

※当ファンドの年間騰落率は分配金再投資基準価額に基づき計算した騰落率であり、実際の基準価額に基づき計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
※分配金再投資基準価額は、設定日前日を10,000として指数化し、設定日の属する月より表示しております。
※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した価額であり、実際の基準価額とは異なる場合があります。

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

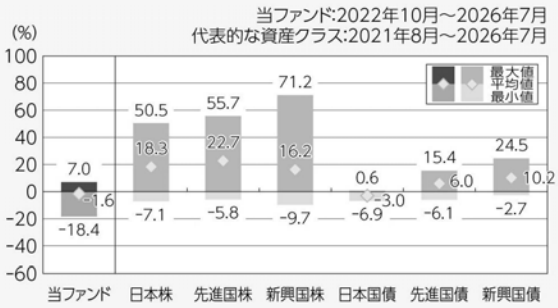

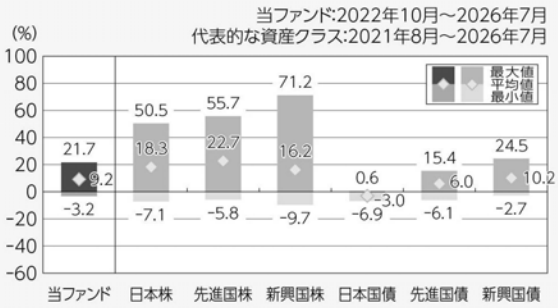

※上記グラフは、当ファンドと他の代表的な資産クラスの値動きを定量的に比較できるように作成したものであり、全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
※対象期間の各月末における直近1年間の騰落率の最大・最小・平均を表示しております。
※当ファンドの年間騰落率は分配金再投資基準価額に基づき計算した騰落率であり、実際の基準価額に基づき計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

各資産クラスの指数

日 本 株……TOPIX（東証株価指数、配当込み）
先進国株……MSCI-KOKUSAI インデックス（配当込み、円ベース）
新興国株……MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）
日本国債……NOMURA-BPI 国債
先進国債……FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）
新興国債……JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス - エマージング・マーケッツ・グローバル・ダイバーシファイド（円ベース）

（注）海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

■ TOPIX（東証株価指数、配当込み）は、株式会社 JPX 総研または株式会社 JPX 総研の関連会社が算出し公表する、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、TOPIX に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は株式会社 JPX 総研または株式会社 JPX 総研の関連会社に帰属します。

■ MSCI-KOKUSAI インデックス（配当込み、円ベース）は、MSCI Inc. が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Index に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。

■ MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）は、MSCI Inc. が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Index に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。

■ NOMURA-BPI 国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI 国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。

■ FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）は、FTSE Fixed Income LLC により運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産権その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLC に帰属します。

■ JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス - エマージング・マーケッツ・グローバル・ダイバーシファイド（円ベース）は、J.P. Morgan Securities LLC が算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス - エマージング・マーケッツ・グローバル・ダイバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLC に帰属します。

上記の分配金再投資基準価額および年間騰落率は過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

４【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

申込価額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額）と申込口数を乗じて得た金額に、販売会社が別に定める申込手数料率（3.3％（税抜3.0％）を上限とします。）を乗じて得た額とします。販売会社が定める手数料率については、販売会社にお問い合わせください。

ただし、自動けいぞく投資コースの収益分配金を再投資する場合は、無手数料となります。

スイッチングの取扱いは販売会社によって異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

※申込手数料は、商品および関連する投資環境の説明や情報提供等、ならびに購入に関する事務手続きの対価として購入時にお支払いいただく費用です。

※販売会社については、以下の照会先にお問い合わせください。

＜照会先＞アライアンス・バーンスタイン株式会社

電話番号：03-5962-9687（受付時間：営業日の午前９時～午後５時）

ホームページアドレス：https://www.alliancebernstein.co.jp

（２）【換金（解約）手数料】

①換金手数料

ありません。

②信託財産留保額

ありません。

（３）【信託報酬等】

信託報酬は、信託財産の純資産総額に対し、年率0.6314％（税抜0.574％）の率を乗じて得た額とします。

信託報酬の総額は、日々の当ファンドの純資産総額に信託報酬率を乗じて得た額とします。

ファンドの信託報酬(消費税等相当額を含みます。)は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支払われます。

信託報酬の配分（税抜）および役務の内容は、以下のとおりです。

委託会社	年率0.05％	委託した資金の運用、基準価額の発表等の対価
販売会社	年率0.50％	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の提供等、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価
受託会社	年率0.024％	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

※上記の各支払先の料率には別途消費税等相当額がかかります。

（投資対象ファンドの信託報酬および実質的な負担）

当ファンドの信託報酬等の他に、当ファンドが投資対象とする投資対象ファンドに対して信託報酬等がかかります。当ファンドの信託報酬等に、投資対象とする投資対象ファンドの信託報酬等を加えた実質的な信託報酬は、信託財産の純資産総額に対し、年率1.1414％（税抜1.084％）の率を乗じて得た額を上限とします。

運用管理費用（信託報酬）	ファンド	純資産総額に対して年率0.6314％（税抜0.574％）
	投資対象ファンド	年率0.51％（上限）
	実質的な負担	純資産総額に対して年率1.1414％（税抜1.084％）（上限）

※上記は当ファンドが純資産総額相当額の外国投資証券を組み入れた場合について算出したもので、実際の組入比率により異なります。

（４）【その他の手数料等】

①　その他の費用

ａ．信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は、信託財産中から支払われます。

ｂ．ファンドの組入金融商品等の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等相当額、外貨建資産の保管等に要する費用は信託財産中から支払われます。

ｃ．信託財産において一部解約金の支払資金、再投資に係る収益分配金の支払資金に不足額が生じるときに資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は、信託財産中から支払われます。

※その他の費用は、受益者の皆様の保有期間中その都度かかります。なお、これらの費用は運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を表示することができません。

②　上記に加え、以下に定める諸費用は、受益者の負担とし、信託財産中から支払うことができます。

ａ．信託約款の作成、印刷および監督官庁への届出等に係る費用

ｂ．有価証券届出書および有価証券報告書等の作成ならびに監督官庁への届出等に係る費用

ｃ．目論見書の作成、印刷および提供等に係る費用

ｄ．運用報告書の作成、印刷および提供等ならびに監督官庁への届出等に係る費用

ｅ．受益権の管理事務に係る費用

ｆ．信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付ならびに監督官庁への届出等に係る費用

ｇ．この信託契約に係る受益者に対する公告に係る費用

ｈ．この信託の計理業務（設定・追加設定および解約処理、約定処理、基準価額算出、決算処理等）およびこれに付随する業務（法定帳簿管理、法定報告等）に係る費用

ｉ．信託財産の監査に係る費用

ｊ．この信託契約に係る法律顧問および税務顧問に対する報酬

ｋ．参考指数の使用料ならびに指数値、構成銘柄および構成比率等の情報の入手に要する費用

③　上記②の諸費用は、純資産総額に対して年0.10％の率を上限とする額を、係る諸費用の合計額とみなして、実際または予想される費用額を上限として、ファンドより受領することができます（これらに該当する業務を委託する場合は、その委託費用を含みます。）。ただし、委託会社は、信託財産の規模等を考慮のうえ、あらかじめ委託会社が定めた範囲内で、受領する金額の上限、一定の率または一定の金額を変更することができます。かかる諸費用は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産中から委託会社に対して支払われます。

※上記①および②のうち、主な手数料等を対価とする役務の内容は以下のとおりです。

・金融商品等の売買委託手数料は、組入金融商品等の売買の際に売買仲介人に支払う手数料です。

・外貨建資産の保管等に要する費用は、海外における保管銀行等に支払う有価証券等の保管および資金の送金・資産の移転等に要する費用です。

・上記②ａ．からｆ．までに記載されている法定書類関係費用は、印刷業者等に支払う法定書類の作成・印刷・提供等および届出に係る費用です。

・信託財産の監査に係る費用は、監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用（監査費用）です。

※ 手数料等の合計額については、受益者の皆様が当ファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

① 個別元本について

ａ．追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

ｂ．受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ｃ．同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等毎に、複数の取得コースがある場合は取得コース毎に、個別元本の算出が行われる場合があります。

ｄ．元本払戻金（特別分配金）が支払われた場合、収益分配金発生時に受益者の個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

② 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」の区分があります。収益分配金のうち所得税および住民税の課税の対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）については課税されません。

受益者が収益分配金を受取る際、

ａ．収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の個別元本と同額の場合または受益者の個別元本を上回っている場合には、収益分配金の全額が普通分配金となります。

ｂ．収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、収益分配金から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

ただし、収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の個別元本を下回っており、かつ収益分配金と収益分配金落ち後の基準価額を加えたものが受益者の個別元本と同額か下回っている場合には、収益分配金の全額が元本払戻金（特別分配金）となります。

③ 個人・法人別の課税の取扱い

ａ．個人の受益者に対する課税

（イ）収益分配金（普通分配金）ならびに一部解約時および償還時の差益の取扱い

収益分配時の普通分配金については、20.315％（所得税15.315％および住民税5％）の税率で源泉徴収され、申告不要制度が適用されます。なお確定申告することにより、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）を選択することもできます。

一部解約時および償還時の価額から取得費用（申込手数料(税込）を含みます。）を控除した利益は、譲渡所得等とみなされ、20.315％（所得税15.315％および住民税5％）の税率により申告分離課税が適用されます。特定口座（源泉徴収選択口座）の場合、20.315％（所得税15.315％および住民税5％）の税率で源泉徴収され、申告は不要となります。

※外国税額控除の適用となった場合には、収益分配時の税金が上記と異なる場合があります。

（ロ）損益通算について

確定申告により、普通分配金（申告分離課税を選択したものに限ります。）ならびに一部解約時および償還時の譲渡損（または譲渡益）は、上場株式等の申告分離課税を選択した配当所得および譲渡益（または譲渡損）ならびに特定公社債等の利子所得および譲渡益（または譲渡損）と損益通算が可能です。

特定口座にかかる課税上の取扱いにつきましては、販売会社にお問い合わせください。

（ハ）少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」のご利用について

公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度「NISA」の適用対象となります。当ファンドは、NISAの対象ではありません。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

ｂ．法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金（普通分配金）ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315％（所得税15.315％）の税率で源泉徴収されます。住民税は源泉徴収されません。源泉徴収された所得税は、所有期間に応じて法人税額から控除することができます。

なお、益金不算入制度の適用はありません。

※ 上記は2026年７月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

※「課税上の取扱い」に関する詳細については、税務の専門家にご確認ください。

５【運用状況】

【アライアンス・バーンスタイン・世界ＳＤＧｓ債券ファンド（年２回決算型・為替ヘッジあり）】

（１）【投資状況】

アライアンス・バーンスタイン・世界ＳＤＧｓ債券ファンド（年２回決算型・為替ヘッジあり）

2026年 7月31日現在

資産の種類	国　名	時価合計（円）	投資比率（%）
投資信託受益証券	ルクセンブルク	35,819,039	98.61
親投資信託受益証券	日本	9,222	0.02
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	―	495,235	1.36
合計(純資産総額)		36,323,496	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

2026年 7月31日現在

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量又は額面総額	帳簿価額単価(円)	帳簿価額金額(円)	評価額単価(円)	評価額金額(円)	投資比率(%)
1	ルクセンブルク	投資信託受益証券	ＡＢ ＳＩＣＡＶ Ｉ - サステナブル・インカム・ポートフォリオ　クラスＳ１ＱＧシェアーズ（為替ヘッジあり）	4,520.323	7,962.03	35,990,947	7,924	35,819,039	98.61
2	日本	親投資信託受益証券	アライアンス・バーンスタイン・日本債券インデックス・マザーファンド	8,367	1.1090	9,279	1.1022	9,222	0.02

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

種類別及び業種別の投資比率

2026年 7月31日現在

種類	国内／外国	投資比率（%）
投資信託受益証券	外国	98.61
親投資信託受益証券	国内	0.02
合計		98.63

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

アライアンス・バーンスタイン・世界ＳＤＧｓ債券ファンド（年２回決算型・為替ヘッジあり）

2026年 7月末日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次のとおりです。

期別	純資産総額（百万円）		1万口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1期計算期間末　（2022年 1月17日）	112	112	9,795	9,795
第2期計算期間末　（2022年 7月15日）	91	93	8,390	8,515
第3期計算期間末　（2023年 1月16日）	107	107	8,404	8,429
第4期計算期間末　（2023年 7月18日）	100	100	8,225	8,225
第5期計算期間末　（2024年 1月15日）	89	89	8,351	8,351
第6期計算期間末　（2024年 7月16日）	80	80	8,273	8,273
第7期計算期間末　（2025年 1月15日）	73	73	8,079	8,079
第8期計算期間末　（2025年 7月15日）	54	54	8,294	8,319
第9期計算期間末　（2026年 1月15日）	49	49	8,427	8,452
第10期計算期間末　（2026年 7月15日）	37	37	8,179	8,229
2025年 7月末日	54	—	8,318	—
8月末日	50	—	8,390	—
9月末日	49	—	8,403	—
10月末日	49	—	8,411	—
11月末日	50	—	8,443	—
12月末日	49	—	8,439	—
2026年 1月末日	48	—	8,406	—
2月末日	39	—	8,473	—
3月末日	38	—	8,226	—
4月末日	38	—	8,284	—
5月末日	37	—	8,272	—
6月末日	38	—	8,302	—
7月末日	36	—	8,138	—

(注1)純資産総額は、百万円未満を切り捨てた額を記載しております。

(注2)月末日とはその月の最終営業日を指します。

②【分配の推移】

期	計算期間	1万口当たりの分配金（円）
第1期計算期間	2021年10月 5日～2022年 1月17日	0
第2期計算期間	2022年 1月18日～2022年 7月15日	125
第3期計算期間	2022年 7月16日～2023年 1月16日	25
第4期計算期間	2023年 1月17日～2023年 7月18日	0
第5期計算期間	2023年 7月19日～2024年 1月15日	0
第6期計算期間	2024年 1月16日～2024年 7月16日	0
第7期計算期間	2024年 7月17日～2025年 1月15日	0
第8期計算期間	2025年 1月16日～2025年 7月15日	25
第9期計算期間	2025年 7月16日～2026年 1月15日	25
第10期計算期間	2026年 1月16日～2026年 7月15日	50

③【収益率の推移】

期	計算期間	収益率（%）
第1期計算期間	2021年10月 5日～2022年 1月17日	△2.1
第2期計算期間	2022年 1月18日～2022年 7月15日	△13.1
第3期計算期間	2022年 7月16日～2023年 1月16日	0.5
第4期計算期間	2023年 1月17日～2023年 7月18日	△2.1
第5期計算期間	2023年 7月19日～2024年 1月15日	1.5
第6期計算期間	2024年 1月16日～2024年 7月16日	△0.9
第7期計算期間	2024年 7月17日～2025年 1月15日	△2.3
第8期計算期間	2025年 1月16日～2025年 7月15日	3.0
第9期計算期間	2025年 7月16日～2026年 1月15日	1.9
第10期計算期間	2026年 1月16日～2026年 7月15日	△2.3

(注)収益率は、各計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数（小数点第二位を四捨五入）を記載しております。

（４）【設定及び解約の実績】

アライアンス・バーンスタイン・世界ＳＤＧｓ債券ファンド（年２回決算型・為替ヘッジあり）

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済み口数（口）
第1期計算期間	2021年10月 5日～2022年 1月17日	117,115,345	2,485,353	114,629,992
第2期計算期間	2022年 1月18日～2022年 7月15日	7,562,690	12,855,588	109,337,094
第3期計算期間	2022年 7月16日～2023年 1月16日	19,375,740	629,334	128,083,500
第4期計算期間	2023年 1月17日～2023年 7月18日	5,591,599	11,830,650	121,844,449
第5期計算期間	2023年 7月19日～2024年 1月15日	5,435,562	19,885,091	107,394,920
第6期計算期間	2024年 1月16日～2024年 7月16日	1,898,449	11,436,092	97,857,277
第7期計算期間	2024年 7月17日～2025年 1月15日	1,566,668	8,017,597	91,406,348
第8期計算期間	2025年 1月16日～2025年 7月15日	15,852	25,575,149	65,847,051
第9期計算期間	2025年 7月16日～2026年 1月15日	1,229,670	8,763,185	58,313,536
第10期計算期間	2026年 1月16日～2026年 7月15日	91,829	12,625,371	45,779,994

(注1)本邦外における設定、解約の実績はありません。

(注2)第1期計算期間の設定口数は、当初自己設定の口数を含みます。

【アライアンス・バーンスタイン・世界ＳＤＧｓ債券ファンド（年２回決算型・為替ヘッジなし）】

（１）【投資状況】

アライアンス・バーンスタイン・世界ＳＤＧｓ債券ファンド（年２回決算型・為替ヘッジなし）

2026年 7月31日現在

資産の種類	国　名	時価合計（円）	投資比率（%）
投資信託受益証券	ルクセンブルク	176,947,793	99.63
親投資信託受益証券	日本	9,222	0.00
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	―	643,282	0.36
合計(純資産総額)		177,600,297	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

2026年 7月31日現在

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量又は額面総額	帳簿価額単価(円)	帳簿価額金額(円)	評価額単価(円)	評価額金額(円)	投資比率(%)
1	ルクセンブルク	投資信託受益証券	ＡＢ ＳＩＣＡＶ Ｉ－サステナブル・インカム・ポートフォリオ　クラスＳ１ＱＧシェアーズ（為替ヘッジなし）	15,078.636	11,987.65	180,757,463	11,735	176,947,793	99.63
2	日本	親投資信託受益証券	アライアンス・バーンスタイン・日本債券インデックス・マザーファンド	8,367	1.1090	9,279	1.1022	9,222	0.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

種類別及び業種別の投資比率

2026年 7月31日現在

種類	国内／外国	投資比率（%）
投資信託受益証券	外国	99.63
親投資信託受益証券	国内	0.00
合計		99.63

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

アライアンス・バーンスタイン・世界ＳＤＧｓ債券ファンド（年２回決算型・為替ヘッジなし）

2026年 7月末日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次のとおりです。

期別	純資産総額（百万円）		1万口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1期計算期間末　（2022年 1月17日）	273	273	10,038	10,038
第2期計算期間末　（2022年 7月15日）	374	379	10,521	10,646
第3期計算期間末　（2023年 1月16日）	314	320	9,782	9,957
第4期計算期間末　（2023年 7月18日）	280	284	10,481	10,656
第5期計算期間末　（2024年 1月15日）	230	235	11,212	11,462
第6期計算期間末　（2024年 7月16日）	281	287	12,215	12,440
第7期計算期間末　（2025年 1月15日）	282	288	12,021	12,271
第8期計算期間末　（2025年 7月15日）	250	255	11,596	11,846
第9期計算期間末　（2026年 1月15日）	184	187	12,672	12,922
第10期計算期間末　（2026年 7月15日）	178	182	12,608	12,858
2025年 7月末日	257	—	11,785	—
8月末日	256	—	11,735	—
9月末日	183	—	11,929	—
10月末日	190	—	12,407	—
11月末日	189	—	12,677	—
12月末日	189	—	12,681	—
2026年 1月末日	179	—	12,230	—
2月末日	183	—	12,594	—
3月末日	182	—	12,544	—
4月末日	185	—	12,720	—
5月末日	180	—	12,646	—
6月末日	182	—	12,935	—
7月末日	177	—	12,340	—

(注1)純資産総額は、百万円未満を切り捨てた額を記載しております。

(注2)月末日とはその月の最終営業日を指します。

②【分配の推移】

期	計算期間	1万口当たりの分配金（円）
第1期計算期間	2021年10月 5日～2022年 1月17日	0
第2期計算期間	2022年 1月18日～2022年 7月15日	125
第3期計算期間	2022年 7月16日～2023年 1月16日	175
第4期計算期間	2023年 1月17日～2023年 7月18日	175
第5期計算期間	2023年 7月19日～2024年 1月15日	250
第6期計算期間	2024年 1月16日～2024年 7月16日	225
第7期計算期間	2024年 7月17日～2025年 1月15日	250
第8期計算期間	2025年 1月16日～2025年 7月15日	250
第9期計算期間	2025年 7月16日～2026年 1月15日	250
第10期計算期間	2026年 1月16日～2026年 7月15日	250

③【収益率の推移】

期	計算期間	収益率（%）
第1期計算期間	2021年10月 5日～2022年 1月17日	0.4
第2期計算期間	2022年 1月18日～2022年 7月15日	6.1
第3期計算期間	2022年 7月16日～2023年 1月16日	△5.4
第4期計算期間	2023年 1月17日～2023年 7月18日	8.9
第5期計算期間	2023年 7月19日～2024年 1月15日	9.4
第6期計算期間	2024年 1月16日～2024年 7月16日	11.0
第7期計算期間	2024年 7月17日～2025年 1月15日	0.5
第8期計算期間	2025年 1月16日～2025年 7月15日	△1.5
第9期計算期間	2025年 7月16日～2026年 1月15日	11.4
第10期計算期間	2026年 1月16日～2026年 7月15日	1.5

(注)収益率は、各計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数（小数点第二位を四捨五入）を記載しております。

（４）【設定及び解約の実績】

アライアンス・バーンスタイン・世界ＳＤＧｓ債券ファンド（年２回決算型・為替ヘッジなし）

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済み口数（口）
第1期計算期間	2021年10月 5日～2022年 1月17日	273,163,950	609,620	272,554,330
第2期計算期間	2022年 1月18日～2022年 7月15日	146,665,285	63,187,847	356,031,768
第3期計算期間	2022年 7月16日～2023年 1月16日	49,580,973	83,726,951	321,885,790
第4期計算期間	2023年 1月17日～2023年 7月18日	33,169,355	87,661,558	267,393,587
第5期計算期間	2023年 7月19日～2024年 1月15日	12,043,921	73,607,934	205,829,574
第6期計算期間	2024年 1月16日～2024年 7月16日	48,966,971	24,088,895	230,707,650
第7期計算期間	2024年 7月17日～2025年 1月15日	14,322,018	10,234,210	234,795,458
第8期計算期間	2025年 1月16日～2025年 7月15日	5,594,736	24,702,277	215,687,917
第9期計算期間	2025年 7月16日～2026年 1月15日	6,450,849	76,873,301	145,265,465
第10期計算期間	2026年 1月16日～2026年 7月15日	3,253,653	6,895,050	141,624,068

(注1)本邦外における設定、解約の実績はありません。

(注2)第1期計算期間の設定口数は、当初自己設定の口数を含みます。

（参考）

（１）投資状況

アライアンス・バーンスタイン・日本債券インデックス・マザーファンド

2026年 7月31日現在

資産の種類	国　名	時価合計（円）	投資比率（%）
国債証券	日本	75,857,004,700	76.33
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	―	23,521,149,181	23.66
合計(純資産総額)		99,378,153,881	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

※その他の資産の投資状況

資産の種類	建別	取引所	時価合計（円）	投資比率（%）
有価証券先物取引	買建	大阪取引所	99,241,670,000	99.86

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（２）投資資産

①　投資有価証券の主要銘柄

全銘柄

2026年 7月31日現在

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量又は額面総額	帳簿価額単価(円)	帳簿価額金額(円)	評価額単価(円)	評価額金額(円)	利率(%)	償還期限	投資比率(%)
1	日本	国債証券	第１３７９回国庫短期証券	25,600,000,000	99.60	25,498,828,800	99.72	25,530,060,800	―	2026年11月10日	25.68
2	日本	国債証券	第１３８８回国庫短期証券	25,500,000,000	98.85	25,208,790,000	98.92	25,226,257,500	―	2027年 6月21日	25.38
3	日本	国債証券	第１３９４回国庫短期証券	25,400,000,000	98.81	25,097,994,000	98.82	25,100,686,400	―	2027年 7月20日	25.25

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

種類別及び業種別の投資比率

2026年 7月31日現在

種類	国内／外国	投資比率（%）
国債証券	国内	76.33
合計		76.33

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

②　投資不動産物件

該当事項はありません。

③　その他投資資産の主要なもの

2026年 7月31日現在

種類	取引所	買建／売建	数量	通貨	帳簿価額(円)	評価額(円)	投資比率(%)
有価証券先物取引 長期国債先物取引　2026年9月限	大阪取引所	買建	78,100,000,000	日本円	100,169,211,270	99,241,670,000	99.86

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

運用実績

基準日:2026年7月31日

ファンドの運用実績

（年2回決算型・為替ヘッジあり）

■基準価額・純資産の推移

基準価額	8,138円	純資産総額	36百万円

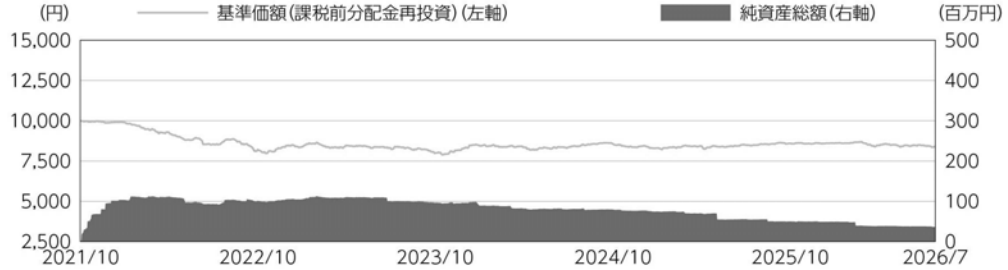

基準価額(課税前分配金再投資)は、課税前分配金を決算日の基準価額で全額再投資したとみなした価額です。
基準価額は、1万口当たり、運用管理費用(信託報酬)控除後のものです。
税金、申込手数料等を考慮しておらず、実際の投資成果を示すものではありません。

■分配の推移

決算期		分配金
第6期	2024年　7月	0円
第7期	2025年　1月	0円
第8期	2025年　7月	25円
第9期	2026年　1月	25円
第10期	2026年　7月	50円
	設定来累計	250円

分配金は1万口当たり課税前
運用状況によっては分配金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

■組入比率

	組入比率(%)
AB SICAV I−サステナブル・インカム・ポートフォリオ クラスS1QGシェアーズ(為替ヘッジあり)	98.6
アライアンス・バーンスタイン・日本債券インデックス・マザーファンド	0.0
現金等	1.4
合計	100.0

※組入比率は、純資産総額に対する比率です。

（年2回決算型・為替ヘッジなし）

■基準価額・純資産の推移

基準価額	12,340円	純資産総額	177百万円

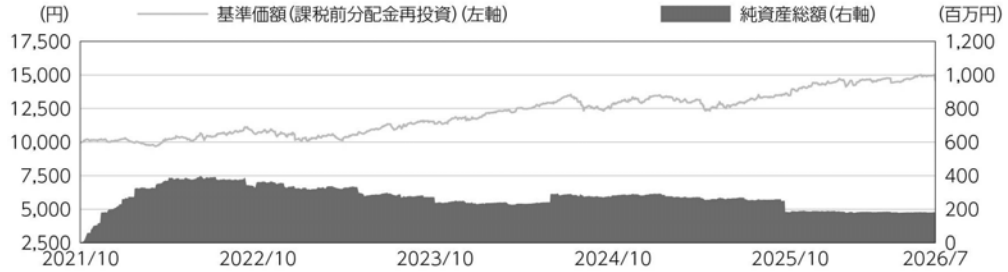

基準価額(課税前分配金再投資)は、課税前分配金を決算日の基準価額で全額再投資したとみなした価額です。
基準価額は、1万口当たり、運用管理費用(信託報酬)控除後のものです。
税金、申込手数料等を考慮しておらず、実際の投資成果を示すものではありません。

■分配の推移

決算期		分配金
第6期	2024年　7月	225円
第7期	2025年　1月	250円
第8期	2025年　7月	250円
第9期	2026年　1月	250円
第10期	2026年　7月	250円
	設定来累計	1,950円

分配金は1万口当たり課税前
運用状況によっては分配金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

■組入比率

	組入比率(%)
AB SICAV I−サステナブル・インカム・ポートフォリオ クラスS1QGシェアーズ(為替ヘッジなし)	99.6
アライアンス・バーンスタイン・日本債券インデックス・マザーファンド	0.0
現金等	0.4
合計	100.0

※組入比率は、純資産総額に対する比率です。

※運用実績は過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
※当ファンドの運用状況は、委託会社のホームページに掲載の月報等で開示しています。

ファンドの運用実績

■主要な資産の状況

主要投資対象ファンドにおける組入上位銘柄
AB SICAV I−サステナブル・インカム・ポートフォリオ

組入上位10銘柄

	銘柄名	償還日	利率	国	SDGs目標	組入比率
1	FHLM	2054年12月1日−2055年9月1日	5.500%	アメリカ		6.41%
2	FHLM	2054年 4月 1日	5.000%	アメリカ		2.11%
3	FNMA	2053年10月 1日	5.000%	アメリカ		2.04%
4	FHLM	2055年 6月 1日	4.500%	アメリカ		1.95%
5	FNMA	2054年5月1日−2054年6月1日	6.000%	アメリカ		1.89%
6	FNMA	2055年2月1日−2055年12月1日	5.500%	アメリカ		1.81%
7	U.S. Treasury Inflation Index (TIPS)	2033年 7月15日	1.375%	アメリカ		1.61%
8	FNMA	2055年 8月 1日	4.000%	アメリカ		0.97%
9	U.S. Treasury Notes	2028年7月15日−2030年4月30日	3.875%	アメリカ		0.91%
10	Aegon Ltd.	2048年 4月11日	5.500%	オランダ		0.73%

(SDGsアイコンは、貢献するSDGsを指します。)

※組入比率は、ファンドの組入証券評価額(除く現金等)を100%として計算しています。
※上記銘柄は、当ファンドの運用内容の説明のためのものであり、委託会社が推奨または取得のお申込みの勧誘を行うものではありません。
出所:国際連合

■年間収益率の推移(暦年ベース)

(年2回決算型・為替ヘッジあり)

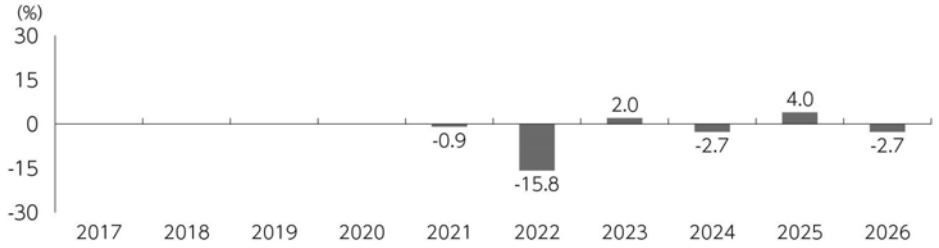

ファンドの収益率は、課税前分配金を再投資したとみなして算出しています。
2021年は信託設定日(10月5日)から年末までの収益率を表示しています。
2026年は基準日までの収益率を表示しています。
ファンドにはベンチマークはありません。

(年2回決算型・為替ヘッジなし)

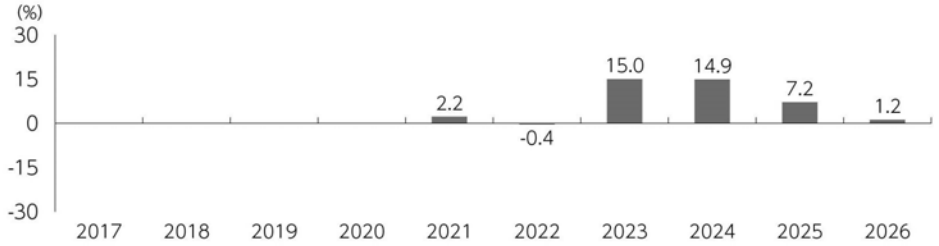

ファンドの収益率は、課税前分配金を再投資したとみなして算出しています。
2021年は信託設定日(10月5日)から年末までの収益率を表示しています。
2026年は基準日までの収益率を表示しています。
ファンドにはベンチマークはありません。

※運用実績は過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
※当ファンドの運用状況は、委託会社のホームページに掲載の月報等で開示しています。

(参考情報)ファンドの総経費率

直近の運用報告書作成対象期間(2026年1月16日～2026年7月15日)における当ファンドの総経費率とその内訳は以下のとおりです。

ファンド名称	総経費率(①+②)	運用管理費用の比率①	その他費用の比率②
アライアンス・バーンスタイン・ 世界SDGs債券ファンド(年2回決算型・為替ヘッジあり)	1.37%	0.63%	0.74%
アライアンス・バーンスタイン・ 世界SDGs債券ファンド(年2回決算型・為替ヘッジなし)	1.38%	0.63%	0.75%
アライアンス・バーンスタイン・ 世界SDGs債券ファンド(毎月決算型・為替ヘッジあり)	1.37%	0.63%	0.74%
アライアンス・バーンスタイン・ 世界SDGs債券ファンド(毎月決算型・為替ヘッジなし)	1.37%	0.63%	0.74%

※総経費率は、対象期間中のファンドの運用・管理にかかった費用の総額(原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を除きます。)を期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した値(年率換算)です。
※その他費用には、投資先ファンドにかかる費用が含まれています。
※投資先ファンドにおいて、上記以外に含まれていない費用は認識しておりません。
※投資先ファンドの費用について、計上された期間が異なる場合があります。
※詳細は、対象期間中の運用報告書(全体版)をご参照ください。

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

(1) 申込方法

原則として、毎営業日に販売会社にて取得の申込みの受付けを行います。

ただし、以下のいずれかに該当する日には、取得申込みの受付けは行いません。

・ニューヨーク証券取引所の休業日またはルクセンブルグの銀行の休業日

・一部解約金の支払い等に支障を来すおそれがあるとして委託会社が定める日

原則、取得の申込みにかかる、販売会社所定の事務手続きが午後３時30分までに完了したものを当日の申込受付分とします。その時間を過ぎての受付は翌営業日の取扱いとなります。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

受益権の取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、その口座に取得申込みによる口数の増加の記載または記録が行われます。

(2) 取扱いコース

当ファンドには、「年２回決算型・為替ヘッジあり」および「年２回決算型・為替ヘッジなし」があります。

また、各ファンドごとに、収益分配金の受取方法の異なる２つのコースがあります。

「一般コース」　　収益の分配時に収益分配金を受取るコース

「自動けいぞく投資コース」収益分配金が税引後無手数料で再投資されるコース

自動けいぞく投資コースをお申込みの場合、当ファンドにかかる自動けいぞく投資約款に基づく契約を販売会社との間で結んでいただきます。

※取扱うファンドやコースおよび自動けいぞく投資約款の名称は、販売会社によって異なる場合がありますので、販売会社にご確認の上お申込みください。

※スイッチングの取扱いは販売会社によって異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(3) 申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

ただし、自動けいぞく投資コースの収益分配金は、原則、決算日の基準価額で再投資されます。

(4) 申込単位

販売会社がそれぞれ定める単位とします。

ただし、自動けいぞく投資コースの収益分配金の再投資は、１口以上１口単位となります。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(5) 申込手数料

申込価額と申込口数を乗じて得た金額に、販売会社が別に定める申込手数料率（3.3%（税抜3.0%）を上限とします。）を乗じて得た額とします。販売会社が定める手数料率については、販売会社にお問い合わせください。

ただし、自動けいぞく投資コースにおける収益分配金は、税引後無手数料で再投資されます。

(6) 受渡方法

申込代金を、販売会社が指定する期日までにお支払いください。

なお、取得申込受付日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定する当ファンドの口座に払い込まれます。

(7) その他留意点

委託会社は、合理的な理由から信託財産に属する資産の効率的な運用が妨げられると判断した場合、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるとき（当ファンドの投資対象国における経済、政治、社会情勢の急変等を含みます。）は、受益権の取得申込みの受付けを中止することおよびすでに受付けた取得申込みを取消すことがあります。

※販売会社等については、以下の照会先にお問い合わせください。

＜照会先＞アライアンス・バーンスタイン株式会社

電話番号：03-5962-9687（受付時間：営業日の午前９時～午後５時）

ホームページアドレス：https://www.alliancebernstein.co.jp

２【換金（解約）手続等】

(1) 換金方法

受益者は、自己に帰属する受益権につき、解約請求（一部解約の実行の請求）により換金することができます。原則として、毎営業日に販売会社にて換金の申込みの受付けを行います。

ただし、以下のいずれかに該当する日には、換金の申込みの受付けは行いません。

・ニューヨーク証券取引所の休業日またはルクセンブルグの銀行の休業日

・一部解約金の支払い等に支障を来すおそれがあるとして委託会社が定める日

原則、換金の申込みにかかる、販売会社所定の事務手続きが午後３時30分までに完了したものを当日の申込受付分とします。その時間を過ぎての受付けは翌営業日の取扱いとなります。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

一部解約の実行の請求をするときは、振替受益権をもって行うものとします。

一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して受益者が請求するこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、一部解約による受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい振替機関等の口座において口数の減少の記載または記録が行われます。

(2) 換金価額

換金の申込みを受付けた日（以下、「換金申込受付日」といいます。）の翌営業日の基準価額とします。

(3) 信託財産留保額

ありません。

(4) 換金単位

販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(5) 換金手数料

ありません。

(6) 換金代金支払日

換金申込受付日から起算して、原則として６営業日目から販売会社において支払います。

(7) その他留意点

委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるとき（当ファンドの投資対象国における経済、政治、社会情勢の急変等を含みます。）は、換金の申込みの受付けを中止することおよびすでに受付けた換金の申込みの受付けを取消すことがあります。

換金の申込みの受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行った当日の換金申込みを撤回できます。ただし、受益者がその換金申込みを撤回しない場合には、当該受益権の換金価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金申込みを受付けたものとして、上記 (2) に準じて計算された価額とします。

また、信託財産の資金管理を円滑に行うために大口の一部解約の実行の請求には、制限を設ける場合があります。

※販売会社等については、以下の照会先にお問い合わせください。

＜照会先＞アライアンス・バーンスタイン株式会社

電話番号：03-5962-9687（受付時間：営業日の午前９時～午後５時）

ホームページアドレス：https://www.alliancebernstein.co.jp

３【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

① 基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人資産運用業協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を計算日における受益権総口数で除した金額で、１万口当たりの価額で表示します。

② 基準価額は、原則として毎営業日に算出されます。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊の「オープン基準価格」（アライアンスの欄）に、「年２回決算型・為替ヘッジあり」は「世Ｓ債２有」、「年２回決算型・為替ヘッジなし」は「世Ｓ債２無」の略称で掲載されます。

基準価額は日々変動しますので、販売会社または以下の委託会社の照会先までお問い合わせください。

＜照会先＞アライアンス・バーンスタイン株式会社

電話番号：03-5962-9687（受付時間：営業日の午前９時～午後５時）

ホームページアドレス：https://www.alliancebernstein.co.jp

③ 主な資産の評価方法は以下のとおりです。

主要投資対象ファンド	原則として、計算日に知りうる直近の日の純資産価格（基準価額）で評価します。
アライアンス・バーンスタイン・日本債券インデックス・マザーファンド	原則として、計算日の基準価額で評価します。

・外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

・外国為替の売買の予約取引の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

（２）【保管】

受益証券の保管に関する該当事項はありません。

（３）【信託期間】

当ファンドの信託期間は2021年10月５日から2032年１月15日までとしますが、委託会社は、信託期間終了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と協議のうえ、信託期間を延長することができます。また、下記「(5)その他 ①信託契約の解約（繰上償還）」の場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させる場合があります。

（４）【計算期間】

計算期間は、毎年１月16日から７月15日まで、および７月16日から翌年１月15日までとすることを原則としますが、計算期間の終了日が休業日のときは、その翌営業日を当該計算期間の終了日とし、次の計算期間はその翌日から開始します。なお、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

（５）【その他】

①　信託契約の解約（繰上償還）

ａ．委託会社は、以下の事由に該当する場合には、受託会社と合意のうえ、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了（繰上償還）させることができます。この場合、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

◆各ファンドの信託財産の純資産総額が30億円を下回ったとき

◆受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき

ｂ．委託会社は、上記ａ．の事項について、書面による決議（以下、「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日及び繰上償還の理由等の事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、当ファンドの信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

ｃ．上記ｂ．の書面決議において、受益者（委託会社及び当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本ｃ．において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、当ファンドの信託契約に係る知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

ｄ．上記ｂ．の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。

ｅ．上記ｂ．からｄ．までの規定は、委託会社が繰上償還について提案をした場合において、当該提案につき、当ファンドの信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記ｂ．からｄ．までに規定する当ファンドの繰上償還の手続きを行うことが困難なときには適用しません。

ｆ．委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

ｇ．委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、以下の「②信託約款の変更等」に記載の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

ｈ．受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、以下の「②信託約款の変更等」に記載の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 信託約款の変更等

ａ．委託会社は、当ファンドの信託約款を変更することが受益者の利益のため必要と認めるとき、監督官庁より変更の命令を受けたとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、当ファンドの信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドとの併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第２号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、当ファンドの信託約款は本②に掲げる方法以外の方法によって変更することができないものとします。

ｂ．委託会社は、上記ａ．の事項（信託約款の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容及びその理由等の事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、当ファンドの信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

ｃ．上記ｂ．の書面決議において、受益者（委託会社及び当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本ｃ．において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、当ファンドの信託約款に係る知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

ｄ．上記ｂ．の書面決議は議決権を行使することができる受益者の３分の２以上に当たる多数をもって行います。書面決議の効力は、当ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。

ｅ．上記ｂ．からｄ．までの規定は、委託会社が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、当ファンドの信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

ｆ．上記の規定にかかわらず、当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合に係る一または複数の他のファンドにおいて当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行うことはできません。

③ 反対受益者の受益権買取請求の不適用

当ファンドは、受益者が一部解約請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託約款に定める信託契約の解約または重大な信託約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

④ 他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

受益者は委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示請求を行うことはできません。

ａ．他の受益者の氏名または名称および住所

ｂ．他の受益者が有する受益権の内容

⑤ 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、原則として、電子公告の方法により行い、委託会社のホームページ（https://www.alliancebernstein.co.jp）に掲載します。

⑥ 運用報告書

委託会社は、毎年１月および７月の決算時ならびに償還時に、運用報告書（全体版）（投資信託及び投資法人に関する法律第14条第１項に定める事項に係る情報）および期間中の運用経過や信託財産の内容等の重要な事項を記載した交付運用報告書を作成します。

交付運用報告書は、知れている受益者に対して販売会社を通じて提供等を行います。

運用報告書(全体版）は、委託会社のホームページに掲載します。

なお、受益者から運用報告書（全体版）の請求があった場合には提供等を行います。
ホームページアドレス：　https://www.alliancebernstein.co.jp

⑦　委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

ａ．委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

ｂ．委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

⑧　関係法人との契約の更改等

受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約

当初の契約の有効期間は、１年間とします。ただし、期間満了の３ヵ月前までに、委託会社および販売会社いずれからも別段の意思表示のないときは、自動的に１年間延長されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

⑨　信託事務の委託

受託会社は、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第１条第１項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

４【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は以下のとおりです。

(1) 収益分配金に対する請求権

①　受益者は保有する受益権の口数に応じて収益分配金を請求する権利を有します。

②　収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に帰属します。

③　受託会社が、委託会社の指定する預金口座等に払込むことにより、原則として、毎決算日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。

収益分配金は、次の区分に従い支払われ、または再投資されます。

ａ．「一般コース」の場合

毎決算日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して５営業日までの日）から、毎決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に販売会社において支払います。

ｂ．「自動けいぞく投資コース」の場合

原則として、決算日の翌営業日に税引後無手数料で決算日の基準価額で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

④　受益者が、収益分配金について上記③の支払開始日から５年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(2) 償還金に対する請求権

①　受益者は保有する受益権の口数に応じて償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）を請求する権利を有します。

②　償還金は、信託終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として信託終了の日から起算して５営業日までの日）から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、販売会社において支払います。

なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社が当ファンドの償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

③　受益者が、信託終了による償還金について、上記②の支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(3) 一部解約請求権

受益者は自己に帰属する受益権について、持分に応じて解約請求する権利があります。権利行使の方法等については、前記「２　換金（解約）手続等」の項をご参照ください。

(4) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内において当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求する権利を有します。

(5) 書面決議における議決権

委託会社が、書面決議において信託契約の解約（監督官庁の命令による解約等の場合を除きます）または重大な約款の変更等を行おうとする場合において、受益者は、受益権の口数に応じて議決権を有し、これを行使することができます。

第３【ファンドの経理状況】

（１）当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の2の規定により「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

（２）当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第10期（2026年1月16日から2026年7月15日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

２０２６年9月１７日

アライアンス・バーンスタイン株式会社
　取 締 役 会　　御 中

EY新日本有限責任監査法人
東　　京　　事　　務　　所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士 宮田　八郎

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているアライアンス・バーンスタイン・世界ＳＤＧｓ債券ファンド（年２回決算型・為替ヘッジあり）の２０２６年1月１６日から２０２６年7月１５日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アライアンス・バーンスタイン・世界ＳＤＧｓ債券ファンド（年２回決算型・為替ヘッジあり）の２０２６年7月１５日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、アライアンス・バーンスタイン株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書(訂正有価証券届出書を含む。)に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

アライアンス・バーンスタイン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

（注）１．上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
　　２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

１【財務諸表】

【アライアンス・バーンスタイン・世界ＳＤＧｓ債券ファンド（年２回決算型・為替ヘッジあり）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第9期 （2026年 1月15日現在）	第10期 （2026年 7月15日現在）
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	1,170,825	887,958
投資信託受益証券	48,298,523	36,919,722
親投資信託受益証券	9,417	9,279
未収利息	19	20
流動資産合計	49,478,784	37,816,979
資産合計	49,478,784	37,816,979
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	145,783	228,899
未払解約金	2,529	－
未払受託者報酬	6,751	5,261
未払委託者報酬	154,645	120,646
その他未払費用	25,513	19,892
流動負債合計	335,221	374,698
負債合計	335,221	374,698
純資産の部		
元本等		
元本	58,313,536	45,779,994
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△9,169,973	△8,337,713
（分配準備積立金）	1,191,750	1,095,640
元本等合計	49,143,563	37,442,281
純資産合計	49,143,563	37,442,281
負債純資産合計	49,478,784	37,816,979

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第9期 （自　2025年 7月16日 至　2026年 1月15日）	第10期 （自　2026年 1月16日 至　2026年 7月15日）
営業収益		
受取配当金	541,650	538,063
受取利息	2,588	1,941
有価証券売買等損益	623,158	△1,281,002
営業収益合計	1,167,396	△740,998
営業費用		
受託者報酬	6,751	5,261
委託者報酬	154,645	120,646
その他費用	25,513	19,892
営業費用合計	186,909	145,799
営業利益又は営業損失（△）	980,487	△886,797
経常利益又は経常損失（△）	980,487	△886,797
当期純利益又は当期純損失（△）	980,487	△886,797
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	74,619	21,997
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△11,230,958	△9,169,973
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,494,393	1,985,293
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,494,393	1,985,293
剰余金減少額又は欠損金増加額	193,493	15,340
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	193,493	15,340
分配金	145,783	228,899
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△9,169,973	△8,337,713

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	第10期 （自 2026年 1月16日 至 2026年 7月15日）
１．　運用資産の評価基準及び評価方法	（１）投資信託受益証券 基準価額で評価しております。 （２）親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
２．　収益及び費用の計上基準	（１）受取配当金 受取配当金は、原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 （２）有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
３．　その他	当ファンドの計算期間は、2026年1月16日から2026年7月15日までとなっております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

第9期 （自 2025年 7月16日 至 2026年 1月15日）	第10期 （自 2026年 1月16日 至 2026年 7月15日）
会計上の見積りが翌期の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。	同左

（貸借対照表に関する注記）

第9期 （2026年 1月15日現在）	第10期 （2026年 7月15日現在）
１．　計算期間の末日における受益権の総数 58,313,536口	１．　計算期間の末日における受益権の総数 45,779,994口
２．　投資信託財産計算規則第55条の6第10号に規定する額 元本の欠損　9,169,973円	２．　投資信託財産計算規則第55条の6第10号に規定する額 元本の欠損　8,337,713円
３．　計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額　0.8427円 （10,000口当たり純資産額　8,427円）	３．　計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額　0.8179円 （10,000口当たり純資産額　8,179円）

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第9期 （自 2025年 7月16日 至 2026年 1月15日）	第10期 （自 2026年 1月16日 至 2026年 7月15日）
1．信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 －円	1．信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 －円
2．分配金の計算過程 2025年7月16日から2026年1月15日まで 計算期末における分配対象金額1,569,211円（10,000口当たり269円）のうち、145,783円（10,000口当たり25円）を分配金額としております。	2．分配金の計算過程 2026年1月16日から2026年7月15日まで 計算期末における分配対象金額1,508,602円（10,000口当たり329円）のうち、228,899円（10,000口当たり50円）を分配金額としております。

第9期

項目	
費用控除後の配当等収益額	A 440,793円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B －円
収益調整金額	C 231,678円
分配準備積立金額	D 896,740円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D 1,569,211円
当ファンドの期末残存口数	F 58,313,536口
10,000口当たりの収益分配対象額	G=E/F×10,000 269円
10,000口当たりの分配額	H 25円
収益分配金金額	I=F×H/10,000 145,783円

第10期

項目	
費用控除後の配当等収益額	A 390,657円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B －円
収益調整金額	C 184,063円
分配準備積立金額	D 933,882円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D 1,508,602円
当ファンドの期末残存口数	F 45,779,994口
10,000口当たりの収益分配対象額	G=E/F×10,000 329円
10,000口当たりの分配額	H 50円
収益分配金金額	I=F×H/10,000 228,899円

（金融商品に関する注記）

１．金融商品の状況に関する事項

第9期 （自 2025年 7月16日 至 2026年 1月15日）	第10期 （自 2026年 1月16日 至 2026年 7月15日）
（１）金融商品に対する取組方針 当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	（１）金融商品に対する取組方針 同左
（２）金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、「（その他の注記）２．売買目的有価証券」に記載しております。これらは株価変動リスク、金利変動リスク、価格変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。	（２）金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左
（３）金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、運用関連部門から独立した部門であるクライアント本部、投信戦略委員会、リーガル・コンプライアンス本部及び運用管理部が市場リスク、信用リスク及び流動性リスクの管理を行っております。 クライアント本部は市場リスク等が予め定められた運用の基本方針及び運用方法に則した適正範囲のものであるかをチェックしております。また、これらの結果は月次の投信戦略委員会に報告され、同委員会でも運用状況の点検等を行います。 リーガル・コンプライアンス本部は信託約款及び法令等、その他個別に定めたコンプライアンス規定等の遵守状況をチェックしております。また、ポートフォリオに係る個別銘柄の組入比率、資産配分等が運用ガイドラインに合致しているかについては運用管理部がモニターしております。	（３）金融商品に係るリスク管理体制 同左
（４）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	（４）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 同左

２．金融商品の時価等に関する事項

第9期 （2026年 1月15日現在）	第10期 （2026年 7月15日現在）
（１）貸借対照表計上額、時価及びその差額 貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	（１）貸借対照表計上額、時価及びその差額 同左
（２）時価の算定方法 ①　投資信託受益証券、親投資信託受益証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 ②　コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	（２）時価の算定方法 ①　投資信託受益証券、親投資信託受益証券 同左 ②　コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左

（関連当事者との取引に関する注記）

第9期 （自 2025年 7月16日 至 2026年 1月15日）	第10期 （自 2026年 1月16日 至 2026年 7月15日）
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はありません。	同左

（重要な後発事象に関する注記）

第10期 （自 2026年 1月16日 至 2026年 7月15日）
該当事項はありません。

（その他の注記）

１．元本の移動

第9期 （2026年 1月15日現在）		第10期 （2026年 7月15日現在）	
期首元本額	65,847,051円	期首元本額	58,313,536円
期中追加設定元本額	1,229,670円	期中追加設定元本額	91,829円
期中一部解約元本額	8,763,185円	期中一部解約元本額	12,625,371円

２．売買目的有価証券

（単位：円）

種類	第9期 （2026年 1月15日現在）	第10期 （2026年 7月15日現在）
	当計算期間の損益に含まれた評価差額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	562,204	△1,294,787
親投資信託受益証券	△286	△138
合計	561,918	△1,294,925

３．デリバティブ取引等関係

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

第１．有価証券明細表

（１）株式 （2026年 7月15日現在）

該当事項はありません。

（２）株式以外の有価証券 （2026年 7月15日現在）

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証券	日本円	ＡＢ SICAV Ｉ － サステナブル・インカム・ポートフォリオ クラスS1QGシェアーズ（為替ヘッジあり）	4,636.991	36,919,722	
	小計	銘柄数：1 組入時価比率：98.6%	4,636.991	36,919,722 100.0%	
	投資信託受益証券計			36,919,722	
親投資信託受益証券	日本円	アライアンス・バーンスタイン・日本債券インデックス・マザーファンド	8,367	9,279	
	小計	銘柄数：1 組入時価比率：0.0%	8,367	9,279 0.0%	
	親投資信託受益証券計			9,279	
合計				36,929,001	

(注１)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第２．デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

２０２６年9月１７日

アライアンス・バーンスタイン株式会社
　取 締 役 会　　御 中

EY新日本有限責任監査法人
東　　京　　事　　務　　所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士 宮田　八郎

監査意見
　当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているアライアンス・バーンスタイン・世界ＳＤＧｓ債券ファンド（年２回決算型・為替ヘッジなし）の２０２６年1月１６日から２０２６年7月１５日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。
　当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アライアンス・バーンスタイン・世界ＳＤＧｓ債券ファンド（年２回決算型・為替ヘッジなし）の２０２６年7月１５日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、アライアンス・バーンスタイン株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書(訂正有価証券届出書を含む。)に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。
　当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

アライアンス・バーンスタイン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

（注）１．上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
　　２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

【アライアンス・バーンスタイン・世界ＳＤＧｓ債券ファンド（年２回決算型・為替ヘッジなし）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第9期 （2026年 1月15日現在）	第10期 （2026年 7月15日現在）
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	6,550,676	4,840,659
投資信託受益証券	182,759,106	177,297,463
親投資信託受益証券	9,417	9,279
未収入金	－	620,000
未収利息	107	112
流動資産合計	189,319,306	182,767,513
資産合計	189,319,306	182,767,513
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	3,631,636	3,540,601
未払解約金	823,398	－
未払受託者報酬	28,545	23,918
未払委託者報酬	654,143	548,114
その他未払費用	108,078	90,549
流動負債合計	5,245,800	4,203,182
負債合計	5,245,800	4,203,182
純資産の部		
元本等		
元本	145,265,465	141,624,068
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	38,808,041	36,940,263
（分配準備積立金）	28,339,575	27,738,168
元本等合計	184,073,506	178,564,331
純資産合計	184,073,506	178,564,331
負債純資産合計	189,319,306	182,767,513

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第9期 （自　2025年 7月16日 至　2026年 1月15日）	第10期 （自　2026年 1月16日 至　2026年 7月15日）
営業収益		
受取配当金	6,305,113	5,023,970
受取利息	10,495	2,590
有価証券売買等損益	16,437,087	△1,771,551
営業収益合計	22,752,695	3,255,009
営業費用		
受託者報酬	28,545	23,918
委託者報酬	654,143	548,114
その他費用	108,078	90,549
営業費用合計	790,766	662,581
営業利益又は営業損失（△）	21,961,929	2,592,428
経常利益又は経常損失（△）	21,961,929	2,592,428
当期純利益又は当期純損失（△）	21,961,929	2,592,428
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	2,908,144	△60,651
期首剰余金又は期首欠損金（△）	34,423,366	38,808,041
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,243,194	861,331
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,243,194	861,331
剰余金減少額又は欠損金増加額	12,280,668	1,841,587
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	12,280,668	1,841,587
分配金	3,631,636	3,540,601
期末剰余金又は期末欠損金（△）	38,808,041	36,940,263

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	第10期 （自 2026年 1月16日 至 2026年 7月15日）
１．　運用資産の評価基準及び評価方法	（１）投資信託受益証券 基準価額で評価しております。 （２）親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
２．　収益及び費用の計上基準	（１）受取配当金 受取配当金は、原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 （２）有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
３．　その他	当ファンドの計算期間は、2026年1月16日から2026年7月15日までとなっております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

第9期 （自 2025年 7月16日 至 2026年 1月15日）	第10期 （自 2026年 1月16日 至 2026年 7月15日）
会計上の見積りが翌期の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。	同左

（貸借対照表に関する注記）

第9期 （2026年 1月15日現在）	第10期 （2026年 7月15日現在）
１．　計算期間の末日における受益権の総数 145,265,465口	１．　計算期間の末日における受益権の総数 141,624,068口
２．　計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額　1.2672円 （10,000口当たり純資産額　12,672円）	２．　計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額　1.2608円 （10,000口当たり純資産額　12,608円）

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第9期 （自 2025年 7月16日 至 2026年 1月15日）	第10期 （自 2026年 1月16日 至 2026年 7月15日）
1．信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 －円	1．信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 －円
2．分配金の計算過程 2025年7月16日から2026年1月15日まで 計算期末における分配対象金額42,439,677円（10,000口当たり2,921円）のうち、3,631,636円（10,000口当たり250円）を分配金額としております。	2．分配金の計算過程 2026年1月16日から2026年7月15日まで 計算期末における分配対象金額40,830,036円（10,000口当たり2,882円）のうち、3,540,601円（10,000口当たり250円）を分配金額としております。

第9期

項目	
費用控除後の配当等収益額	A 4,837,587円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B 4,606,735円
収益調整金額	C 10,468,466円
分配準備積立金額	D 22,526,889円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D 42,439,677円
当ファンドの期末残存口数	F 145,265,465口
10,000口当たりの収益分配対象額	G=E/F×10,000 2,921円
10,000口当たりの分配額	H 250円
収益分配金金額	I=F×H/10,000 3,631,636円

第10期

項目	
費用控除後の配当等収益額	A 4,260,090円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B －円
収益調整金額	C 9,551,267円
分配準備積立金額	D 27,018,679円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D 40,830,036円
当ファンドの期末残存口数	F 141,624,068口
10,000口当たりの収益分配対象額	G=E/F×10,000 2,882円
10,000口当たりの分配額	H 250円
収益分配金金額	I=F×H/10,000 3,540,601円

（金融商品に関する注記）

１．金融商品の状況に関する事項

第9期 （自 2025年 7月16日 至 2026年 1月15日）	第10期 （自 2026年 1月16日 至 2026年 7月15日）
（１）金融商品に対する取組方針 当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	（１）金融商品に対する取組方針 同左
（２）金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、「（その他の注記）２．売買目的有価証券」に記載しております。これらは株価変動リスク、金利変動リスク、価格変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。	（２）金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左
（３）金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、運用関連部門から独立した部門であるクライアント本部、投信戦略委員会、リーガル・コンプライアンス本部及び運用管理部が市場リスク、信用リスク及び流動性リスクの管理を行っております。 クライアント本部は市場リスク等が予め定められた運用の基本方針及び運用方法に則した適正範囲のものであるかをチェックしております。また、これらの結果は月次の投信戦略委員会に報告され、同委員会でも運用状況の点検等を行います。 リーガル・コンプライアンス本部は信託約款及び法令等、その他個別に定めたコンプライアンス規定等の遵守状況をチェックしております。また、ポートフォリオに係る個別銘柄の組入比率、資産配分等が運用ガイドラインに合致しているかについては運用管理部がモニターしております。	（３）金融商品に係るリスク管理体制 同左
（４）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	（４）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 同左

２．金融商品の時価等に関する事項

第9期 （2026年 1月15日現在）	第10期 （2026年 7月15日現在）
（１）貸借対照表計上額、時価及びその差額 貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	（１）貸借対照表計上額、時価及びその差額 同左
（２）時価の算定方法 ①　投資信託受益証券、親投資信託受益証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 ②　コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	（２）時価の算定方法 ①　投資信託受益証券、親投資信託受益証券 同左 ②　コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左

（関連当事者との取引に関する注記）

第9期 （自 2025年 7月16日 至 2026年 1月15日）	第10期 （自 2026年 1月16日 至 2026年 7月15日）
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はありません。	同左

（重要な後発事象に関する注記）

第10期 （自 2026年 1月16日 至 2026年 7月15日）
該当事項はありません。

（その他の注記）

１．元本の移動

第9期 （2026年 1月15日現在）		第10期 （2026年 7月15日現在）	
期首元本額	215,687,917円	期首元本額	145,265,465円
期中追加設定元本額	6,450,849円	期中追加設定元本額	3,253,653円
期中一部解約元本額	76,873,301円	期中一部解約元本額	6,895,050円

２．売買目的有価証券

（単位：円）

種類	第9期 （2026年 1月15日現在）	第10期 （2026年 7月15日現在）
	当計算期間の損益に含まれた評価差額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	14,585,547	△1,593,266
親投資信託受益証券	△286	△138
合計	14,585,261	△1,593,404

３．デリバティブ取引等関係

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

第１．有価証券明細表

（１）株式 （2026年 7月15日現在）

該当事項はありません。

（２）株式以外の有価証券 （2026年 7月15日現在）

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証券	日本円	ＡＢ SICAV Ⅰ－ サステナブル・インカム・ポートフォリオ クラスS1QGシェアーズ（為替ヘッジなし）	14,790.812	177,297,463	
	小計	銘柄数：1 組入時価比率：99.3%	14,790.812	177,297,463 100.0%	
	投資信託受益証券計			177,297,463	
親投資信託受益証券	日本円	アライアンス・バーンスタイン・日本債券インデックス・マザーファンド	8,367	9,279	
	小計	銘柄数：1 組入時価比率：0.0%	8,367	9,279 0.0%	
	親投資信託受益証券計			9,279	
合計				177,306,742	

(注１)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第２．デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

「アライアンス・バーンスタイン・世界ＳＤＧｓ債券ファンド（年２回決算型・為替ヘッジあり）」および「アライアンス・バーンスタイン・世界ＳＤＧｓ債券ファンド（年２回決算型・為替ヘッジなし）」は、「ＡＢ SICAV Ⅰ－ サステナブル・インカム・ポートフォリオ クラスS1QGシェアーズ（為替ヘッジあり）」、「ＡＢ SICAV Ⅰ－ サステナブル・インカム・ポートフォリオ クラスS1QGシェアーズ（為替ヘッジなし）」および「アライアンス・バーンスタイン・日本債券インデックス・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」はすべて該当証券投資信託の受益証券であり、「親投資信託受益証券」はすべて該当親投資信託の受益証券です。

（参考）

「アライアンス・バーンスタイン・世界ＳＤＧｓ債券ファンド（年２回決算型・為替ヘッジあり）」および「アライアンス・バーンスタイン・世界ＳＤＧｓ債券ファンド（毎月決算型・為替ヘッジあり）」は、「ＡＢ ＳＩＣＡＶ Ｉ －サステナブル・インカム・ポートフォリオ クラスS１QGシェアーズ（為替ヘッジあり）」および「アライアンス・バーンスタイン・日本債券インデックス・マザーファンド」、「アライアンス・バーンスタイン・世界ＳＤＧｓ債券ファンド（年２回決算型・為替ヘッジなし）」および「アライアンス・バーンスタイン・世界ＳＤＧｓ債券ファンド（毎月決算型・為替ヘッジなし）」は、「ＡＢ ＳＩＣＡＶ Ｉ －サステナブル・インカム・ポートフォリオ クラスS１QGシェアーズ（為替ヘッジなし）」および「アライアンス・バーンスタイン・日本債券インデックス・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、各貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」はすべて各該当証券投資信託の受益証券であり、「親投資信託受益証券」はすべて該当親投資信託の受益証券です。

「ＡＢ ＳＩＣＡＶ Ｉ －サステナブル・インカム・ポートフォリオ クラスS１QGシェアーズ（為替ヘッジあり）」および「ＡＢ ＳＩＣＡＶ Ｉ －サステナブル・インカム・ポートフォリオ クラスS１QGシェアーズ（為替ヘッジなし）」は、それぞれ「ＡＢ ＳＩＣＡＶ Ｉ －サステナブル・インカム・ポートフォリオ」のシェアクラスの1つです。

以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

１．「ＡＢ ＳＩＣＡＶ Ｉ－サステナブル・インカム・ポートフォリオ」の状況

「ＡＢ ＳＩＣＡＶ Ｉ－サステナブル・インカム・ポートフォリオ」はルクセンブルグ籍の円建外国証券投資信託で、現地での監査を受けております。
なお、以下は入手しうる直近の現地監査済み財務書類を委託会社において抜粋・翻訳したものでありますが、あくまで参考和訳であり、正確性を保証するものではありません。

（１）資産・負債計算書(2025年5月31日現在)

	Sustainable Income Portfolio (USD)
資 産	
投資有価証券－時価	$89,712,652
定期預金	891,525
保管銀行およびブローカーにおける現金	590,368
ファンド株式販売未収金	834
未収配当金および未収利息	1,179,387
為替先渡契約未実現評価益	51,613
スワップ未実現評価益	1,023
金融先物契約未実現評価益	218,975
繰延創業費	6,645
その他未収金	5,200
	92,658,222
負 債	
投資有価証券購入未払金	16,681
為替先渡契約未実現評価損	32,746
保管銀行およびブローカーに対する未払金	5,651
未払配当金	33,416
スワップ未払金利	1,268
金融先物契約未実現評価損	16,517
スワップ未実現評価損	53,747
未払費用およびその他債務	67,350
	227,376
純 資 産	$92,430,846

（２）損益計算書および純資産変動計算書(2024年6月1日～2025年5月31日)

	Sustainable Income Portfolio (USD)
投資収益	
利息	$5,124,515
スワップ収益	889
	5,125,404
費用	
管理報酬	20,815
スワップ関連費用	2,878
管理会社報酬	10,403
税金	10,209
名義書換代行報酬	10,130
保管報酬	51,912
専門家報酬	55,184
会計および管理事務代行報酬	28,350
印刷費	1,406
創業費償却	6,486
その他	39,065
	236,838
費用の払戻しまたは権利放棄	(61,185)
費用純額	175,653
純投資収益／(損失)	4,949,751
実現利益および(損失)	
投資有価証券、為替先渡契約、スワップ、金融先物契約、オプションおよび通貨	(1,704,222)
未実現利益および(損失)の変動	
投資有価証券	4,781,548
金融先物契約	196,600
為替先渡契約	(94,619)
スワップ	(52,724)
外貨	9,648
運用実績	8,085,982
ファンド株式の取引	
増加／(減少)	(19,715,841)
配当金	(133,315)
純資産	
期 首	104,194,020
為替換算調整	0
期 末	$92,430,846

（３） 投資明細表(2025年5月31日現在)

	Rate	Date		Principal (000)	Value (USD)	Net Assets %
TRANSFERABLE SECURITIES QUOTED ON A STOCK EXCHANGE OR DEALT IN ON ANOTHER REGULATED MARKET						
CORPORATES - NON-INVESTMENT GRADE						
INDUSTRIAL						
BASIC						
Constellium SE	3.75%	04/15/2029	USD	119	$ 109,721	0.1%
FMG Resources August 2006 Pty Ltd.	6.13%	04/15/2032		398	397,103	0.4
Graphic Packaging International LLC	6.38%	07/15/2032		180	180,623	0.2
Olympus Water US Holding Corp.	3.88%	10/01/2028	EUR	175	191,173	0.2
SCIL IV LLC/SCIL USA Holdings LLC	5.38%	11/01/2026	USD	457	454,739	0.5
Sealed Air Corp.	6.88%	07/15/2033		335	351,609	0.4
					1,684,968	1.8
CAPITAL GOODS						
Arcosa, Inc.	6.88%	08/15/2032		45	46,237	0.1
Ardagh Metal Packaging Finance USA LLC/Ardagh Metal Packaging Finance PLC	2.00%	09/01/2028	EUR	100	106,049	0.1
Ardagh Metal Packaging Finance USA LLC/Ardagh Metal Packaging Finance PLC	3.25%	09/01/2028	USD	555	507,697	0.6
Ball Corp.	2.88%	08/15/2030		423	374,890	0.4
CTEC II GmbH	5.25%	02/15/2030	EUR	235	235,154	0.3
Derichebourg SA	2.25%	07/15/2028		100	109,930	0.1
EMRLD Borrower LP/Emerald Co-Issuer, Inc.	6.63%	12/15/2030	USD	180	181,953	0.2
EnerSys	6.63%	01/15/2032		45	45,947	0.1
Seche Environnement SACA	2.25%	11/15/2028	EUR	385	418,400	0.5
Trinity Industries, Inc.	7.75%	07/15/2028	USD	172	178,790	0.2
WESCO Distribution, Inc.	6.38%	03/15/2029		67	68,409	0.1
					2,273,456	2.7
COMMUNICATIONS - MEDIA						
CCO Holdings LLC/CCO Holdings Capital Corp.	4.25%	02/01/2031		122	111,685	0.1
CCO Holdings LLC/CCO Holdings Capital Corp.	4.25%	01/15/2034		570	491,933	0.5
CCO Holdings LLC/CCO Holdings Capital Corp.	4.75%	02/01/2032		204	188,798	0.2
LCPR Senior Secured Financing DAC	5.13%	07/15/2029		450	290,318	0.3
LCPR Senior Secured Financing DAC	6.75%	10/15/2027		200	144,849	0.2
Neptune Bidco US, Inc.	9.29%	04/15/2029		149	141,199	0.2
Univision Communications, Inc.	6.63%	06/01/2027		400	400,094	0.4
Univision Communications, Inc.	7.38%	06/30/2030		55	51,385	0.1
Univision Communications, Inc.	8.50%	07/31/2031		88	84,508	0.1
Virgin Media Finance PLC	5.00%	07/15/2030		470	426,190	0.5
Virgin Media Vendor Financing Notes IV DAC	5.00%	07/15/2028		200	195,082	0.2
Ziggo Bond Co. BV	5.13%	02/28/2030		450	382,043	0.4
Ziggo BV	4.88%	01/15/2030		200	182,236	0.2
					3,090,320	3.4
COMMUNICATIONS - TELECOMMUNICATIONS						
Altice Financing SA	5.00%	01/15/2028		265	207,362	0.2
EchoStar Corp.(a)	6.75%	11/30/2030		103	88,368	0.1
Fibercop SpA	7.20%	07/18/2036		286	277,730	0.3
Telecom Italia Capital SA	7.20%	07/18/2036		97	100,590	0.1
Telefonica Europe BV(b)	2.50%	02/05/2027	EUR	200	221,814	0.2
United Group BV	4.00%	11/15/2027		111	125,518	0.1
United Group BV	4.63%	08/15/2028		130	147,143	0.2
Vmed O2 UK Financing I PLC	4.75%	07/15/2031	USD	525	482,257	0.5
					1,650,782	1.7
CONSUMER CYCLICAL - AUTOMOTIVE						
Adient Global Holdings Ltd.	7.50%	02/15/2033		256	253,927	0.3
Aston Martin Capital Holdings Ltd.	10.00%	03/31/2029		200	186,718	0.2
Clarios Global LP/Clarios US Finance Co.	4.38%	05/15/2026	EUR	380	429,853	0.5
Dana, Inc.	4.25%	09/01/2030	USD	475	450,804	0.5
Forvia SE	2.38%	06/15/2029	EUR	220	229,322	0.2
Goodyear Tire & Rubber Co. (The)	5.00%	07/15/2029	USD	193	184,829	0.2
Goodyear Tire & Rubber Co. (The)	5.25%	04/30/2031		27	25,206	0.0
Goodyear Tire & Rubber Co. (The)	5.25%	07/15/2031		74	69,011	0.1
IHO Verwaltungs GmbH(a)	6.38%	05/15/2029		200	197,182	0.2
IHO Verwaltungs GmbH(a)	8.00%	11/15/2032		230	230,505	0.3
IHO Verwaltungs GmbH(a)	8.75%	05/15/2028	EUR	181	215,087	0.2
Nissan Motor Acceptance Co. LLC	2.45%	09/15/2028	USD	205	181,753	0.2
Nissan Motor Co., Ltd.	4.35%	09/17/2027		550	529,223	0.6
Volvo Car AB, Series E	2.50%	10/07/2027	EUR	201	223,892	0.2
ZF Finance GmbH, Series E	2.25%	05/03/2028		500	523,957	0.6
ZF North America Capital, Inc.	6.75%	04/23/2030	USD	205	194,922	0.2
ZF North America Capital, Inc.	7.13%	04/14/2030		150	144,473	0.2
					4,270,664	4.7
CONSUMER CYCLICAL - OTHER						
Builders FirstSource, Inc.	6.38%	06/15/2032		100	100,952	0.1

	Rate	Date	Principal (000)		Value (USD)	Net Assets %
Builders FirstSource, Inc.	6.38%	03/01/2034	USD	203	$ 202,595	0.2%
LGI Homes, Inc.	7.00%	11/15/2032		200	185,729	0.2
Miller Homes Group Finco PLC(c)	6.53%	10/15/2030	EUR	178	204,421	0.2
Shea Homes LP/Shea Homes Funding Corp.	4.75%	02/15/2028	USD	208	203,528	0.2
					897,225	0.9
CONSUMER CYCLICAL - RETAILERS						
Bath & Body Works, Inc.	6.75%	07/01/2036		135	133,698	0.1
CONSUMER NON-CYCLICAL						
Acadia Healthcare Co., Inc.	7.38%	03/15/2033		63	64,209	0.1
AdaptHealth LLC	5.13%	03/01/2030		268	247,875	0.3
Avantor Funding, Inc.	3.88%	07/15/2028	EUR	195	221,497	0.2
CAB SELAS	3.38%	02/01/2028		799	871,158	0.9
Cerba Healthcare SACA	3.50%	05/31/2028		135	118,092	0.1
CHS/Community Health Systems, Inc.	6.00%	01/15/2029	USD	250	239,905	0.3
CVS Health Corp.	6.75%	12/10/2054		14	13,622	0.0
CVS Health Corp.	7.00%	03/10/2055		271	272,886	0.3
DaVita, Inc.	3.75%	02/15/2031		244	216,069	0.2
DaVita, Inc.	4.63%	06/01/2030		293	274,057	0.3
Elanco Animal Health, Inc.	6.65%	08/28/2028		410	422,162	0.5
Embecta Corp.	5.00%	02/15/2030		492	437,987	0.5
Emergent BioSolutions, Inc.	3.88%	08/15/2028		95	71,976	0.1
Grifols SA	3.88%	10/15/2028	EUR	575	624,636	0.7
Gruenenthal GmbH	4.13%	05/15/2028		245	279,550	0.3
LifePoint Health, Inc.	8.38%	02/15/2032	USD	290	305,373	0.3
Neogen Food Safety Corp.	8.63%	07/20/2030		345	359,874	0.4
Option Care Health, Inc.	4.38%	10/31/2029		200	190,692	0.2
Organon & Co./Organon Foreign Debt Co-Issuer BV	5.13%	04/30/2031		620	521,197	0.6
Owens & Minor, Inc.	4.50%	03/31/2029		165	135,038	0.1
Owens & Minor, Inc.	10.00%	04/15/2030		186	194,252	0.2
Perrigo Finance Unlimited Co.	4.90%	06/15/2030		396	380,984	0.4
Post Holdings, Inc.	4.50%	09/15/2031		80	72,948	0.1
Post Holdings, Inc.	6.25%	10/15/2034		115	113,742	0.1
Post Holdings, Inc.	6.38%	03/01/2033		130	129,211	0.1
Primo Water Holdings, Inc./Triton Water Holdings, Inc.	4.38%	04/30/2029		388	372,430	0.4
					7,151,422	7.7
OTHER INDUSTRIAL						
Multiversity SpA(c)	6.44%	10/30/2028	EUR	287	326,123	0.4
Nexans SA	5.50%	04/05/2028		100	120,310	0.1
Resideo Funding, Inc.	6.50%	07/15/2032	USD	84	84,761	0.1
Rexel SA	2.13%	06/15/2028	EUR	410	450,369	0.5
					981,563	1.1
SERVICES						
ADT Security Corp. (The)	4.13%	08/01/2029	USD	466	444,660	0.5
Belron UK Finance PLC	5.75%	10/15/2029		280	280,989	0.3
Clarivate Science Holdings Corp.	4.88%	07/01/2029		225	208,086	0.2
Prime Security Services Borrower LLC/Prime Finance, Inc.	3.38%	08/31/2027		179	172,030	0.2
Prime Security Services Borrower LLC/Prime Finance, Inc.	6.25%	01/15/2028		370	369,785	0.4
Sabre GLBL, Inc.	11.13%	07/15/2030		13	13,335	0.0
Shift4 Payments LLC/Shift4 Payments Finance Sub, Inc.	5.50%	05/15/2033	EUR	105	122,294	0.1
Techem Verwaltungsgesellschaft 674 mbH	6.00%	07/30/2026		111	125,689	0.1
Verisure Holding AB	3.88%	07/15/2026		211	238,981	0.3
					1,975,849	2.1
TECHNOLOGY						
Almaviva-The Italian Innovation Co. SpA	5.00%	10/30/2030		100	116,619	0.1
CommScope LLC	9.50%	12/15/2031	USD	411	427,069	0.5
Diebold Nixdorf, Inc.	7.75%	03/31/2030		90	94,832	0.1
Entegris, Inc.	5.95%	06/15/2030		95	95,077	0.1
Seagate HDD Cayman	4.09%	06/01/2029		286	273,340	0.3
Seagate HDD Cayman	5.75%	12/01/2034		113	110,721	0.1
Sensata Technologies BV	5.88%	09/01/2030		200	197,435	0.2
TeamSystem SpA	3.50%	02/15/2028	EUR	200	224,450	0.2
					1,539,543	1.6
TRANSPORTATION - SERVICES						
BCP V Modular Services Finance II PLC	4.75%	11/30/2028		385	425,366	0.4
Loxam SAS	4.50%	02/15/2027		240	274,337	0.3
					699,703	0.7
					26,349,193	28.5
FINANCIAL INSTITUTIONS						
BANKING						
Abanca Corp. Bancaria SA(b)	6.00%	01/20/2026		200	229,342	0.2
Bread Financial Holdings, Inc.	8.38%	06/15/2035	USD	81	78,683	0.1
Bread Financial Holdings, Inc.	9.75%	03/15/2029		255	271,521	0.3

	Rate	Date	Principal (000)		Value (USD)	Net Assets %
Intesa Sanpaolo SpA(b)	7.70%	09/17/2025	USD	490	$ 491,075	0.5%
					1,070,621	1.1
BROKERAGE						
AG Issuer LLC	6.25%	03/01/2028		200	199,806	0.2
AG TTMT Escrow Issuer LLC	8.63%	09/30/2027		250	259,486	0.3
VFH Parent LLC/Valor Co-Issuer, Inc.	7.50%	06/15/2031		207	216,376	0.2
					675,668	0.7
FINANCE						
Enova International, Inc.	9.13%	08/01/2029		100	102,817	0.1
Enova International, Inc.	11.25%	12/15/2028		172	184,687	0.2
					287,504	0.3
FINANCIAL SERVICES						
Encore Capital Group, Inc.	8.50%	05/15/2030		250	265,038	0.3
REITs						
Aedas Homes Opco SL	4.00%	08/15/2026	EUR	207	234,506	0.3
Iron Mountain, Inc.	4.50%	02/15/2031	USD	117	109,622	0.1
Vivion Investments SARL, Series E(a)	6.50%	08/31/2028	EUR	2	2,528	0.0
					346,656	0.4
					2,645,487	2.8
					28,994,680	31.3
CORPORATES - INVESTMENT GRADE						
INDUSTRIAL						
BASIC						
WestRock MWV LLC	7.95%	02/15/2031	USD	250	284,724	0.3
CAPITAL GOODS						
GFL Environmental, Inc.	3.50%	09/01/2028		113	107,701	0.1
Heidelberg Materials AG	3.95%	07/19/2034	EUR	249	291,758	0.3
					399,459	0.4
COMMUNICATIONS - MEDIA						
DIRECTV Financing LLC	8.88%	02/01/2030	USD	151	149,430	0.2
DIRECTV Financing LLC/Directv Financing Co-Obligor, Inc.	5.88%	08/15/2027		140	137,815	0.2
DIRECTV Financing LLC/Directv Financing Co-Obligor, Inc.	10.00%	02/15/2031		177	172,307	0.2
					459,552	0.6
CONSUMER CYCLICAL - AUTOMOTIVE						
Adient Global Holdings Ltd.	7.00%	04/15/2028		52	52,962	0.1
Aptiv Swiss Holdings Ltd.	4.25%	06/11/2036	EUR	248	279,607	0.3
Ford Motor Co.	3.25%	02/12/2032	USD	493	406,896	0.4
General Motors Co.	6.75%	04/01/2046		234	232,795	0.3
General Motors Financial Co., Inc.	6.40%	01/09/2033		336	346,962	0.4
Harley-Davidson Financial Services, Inc.	6.50%	03/10/2028		278	283,873	0.3
Jaguar Land Rover Automotive PLC	5.50%	07/15/2029		241	237,466	0.3
					1,840,561	2.1
CONSUMER CYCLICAL - OTHER						
PulteGroup, Inc.	7.88%	06/15/2032		380	434,788	0.5
CONSUMER NON-CYCLICAL						
Charles River Laboratories International, Inc.	4.00%	03/15/2031		205	183,959	0.2
Charles River Laboratories International, Inc.	4.25%	05/01/2028		372	357,476	0.4
CVS Health Corp.	5.55%	06/01/2031		145	148,127	0.2
IQVIA, Inc.	6.25%	02/01/2029		121	125,573	0.1
Jazz Securities DAC	4.38%	01/15/2029		200	191,385	0.2
					1,006,520	1.1
SERVICES						
Global Payments, Inc.	4.88%	03/17/2031	EUR	237	283,742	0.3
TECHNOLOGY						
CDW LLC/CDW Finance Corp.	2.67%	12/01/2026	USD	528	511,985	0.6
Dell International LLC/EMC Corp.	5.30%	04/01/2032		75	75,326	0.1
Dell International LLC/EMC Corp.	5.50%	04/01/2035		150	148,154	0.2
Micron Technology, Inc.	2.70%	04/15/2032		600	511,413	0.6
MSCI, Inc.	3.63%	09/01/2030		95	87,822	0.1
NXP BV/NXP Funding LLC/NXP USA, Inc.	5.00%	01/15/2033		394	383,070	0.4
Oracle Corp.	5.50%	08/03/2035		149	149,738	0.2
SK Hynix, Inc.	2.38%	01/19/2031		200	173,302	0.2
VMware LLC	1.40%	08/15/2026		200	192,565	0.2
					2,233,375	2.6
TRANSPORTATION - SERVICES						
Heathrow Funding Ltd., Series E	4.50%	07/11/2033	EUR	240	286,997	0.3
					7,229,718	8.2

	Rate	Date	Principal (000)		Value (USD)	Net Assets %
FINANCIAL INSTITUTIONS						
BANKING						
ABN AMRO Bank NV	4.80%	04/18/2026	USD	400	$ 398,925	0.4%
AIB Group PLC	5.32%	05/15/2031		200	201,653	0.2
Ally Financial, Inc.	5.54%	01/17/2031		13	12,981	0.0
Ally Financial, Inc.	5.74%	05/15/2029		225	227,191	0.3
Ally Financial, Inc.	6.70%	02/14/2033		92	93,362	0.1
Banco Bilbao Vizcaya Argentaria SA	7.88%	11/15/2034		200	223,307	0.2
Banco Santander SA	4.18%	03/24/2028		200	197,974	0.2
Banco Santander SA	5.55%	03/14/2028		200	202,376	0.2
Bank Hapoalim BM	3.26%	01/21/2032		200	191,500	0.2
Bank Leumi Le-Israel BM	7.13%	07/18/2033		200	205,139	0.2
Bank of East Asia Ltd. (The), Series E	6.75%	06/27/2034		250	251,038	0.3
Bank of Ireland Group PLC	6.25%	09/16/2026		200	200,708	0.2
Barclays PLC	5.67%	03/12/2028		204	206,917	0.2
BNP Paribas SA(b)	4.63%	02/25/2031		479	415,394	0.5
BPCE SA	6.29%	01/14/2036		332	344,298	0.4
BPCE SA, Series E	5.75%	06/01/2033	EUR	100	121,647	0.1
CaixaBank SA(b)	5.88%	10/09/2027		400	467,263	0.5
CaixaBank SA	6.84%	09/13/2034	USD	200	216,200	0.2
Capital One Financial Corp.	5.47%	02/01/2029		95	96,658	0.1
Capital One Financial Corp.	7.96%	11/02/2034		105	120,160	0.1
Citigroup, Inc.	2.56%	05/01/2032		124	108,301	0.1
Citigroup, Inc.	5.83%	02/13/2035		225	224,223	0.2
Cooperatieve Rabobank UA(b)	4.63%	12/29/2025	EUR	600	682,087	0.7
Credit Agricole SA	5.86%	01/09/2036	USD	250	253,592	0.3
Credit Agricole SA(b)	7.50%	06/23/2026	GBP	100	135,736	0.2
Deutsche Bank AG, Series E	5.63%	05/19/2031	EUR	200	230,633	0.3
Deutsche Bank AG/New York NY	6.12%	07/14/2026	USD	192	192,193	0.2
HSBC Holdings PLC	6.16%	03/09/2029		488	504,339	0.5
HSBC Holdings PLC	6.36%	11/16/2032	EUR	108	131,481	0.1
ING Groep NV	4.13%	08/24/2033		200	231,888	0.3
Intesa Sanpaolo SpA	4.20%	06/01/2032	USD	208	187,409	0.2
KBC Group NV	5.80%	01/19/2029		245	251,551	0.3
Morgan Stanley	5.19%	04/17/2031		175	177,523	0.2
Morgan Stanley	5.42%	07/21/2034		50	50,417	0.1
Nationwide Building Society	4.30%	03/08/2029		200	197,390	0.2
Nationwide Building Society(b)	5.75%	06/20/2027	GBP	265	348,699	0.4
NatWest Group PLC	7.47%	11/10/2026	USD	277	280,171	0.3
NatWest Group PLC, Series E	5.76%	02/28/2034	EUR	127	155,008	0.2
Santander Holdings USA, Inc.	5.47%	03/20/2029	USD	117	117,935	0.1
Santander UK Group Holdings PLC	5.69%	04/15/2031		205	209,423	0.2
Santander UK Group Holdings PLC	6.83%	11/21/2026		234	236,130	0.3
Societe Generale SA	4.88%	11/21/2031	EUR	200	242,341	0.3
Societe Generale SA	6.45%	01/12/2027	USD	384	387,137	0.4
Standard Chartered PLC	6.19%	07/06/2027		302	306,111	0.3
Synchrony Bank	5.63%	08/23/2027		250	253,321	0.3
Synchrony Financial	5.45%	03/06/2031		30	29,864	0.0
Synchrony Financial	5.94%	08/02/2030		108	109,497	0.1
Synchrony Financial	7.25%	02/02/2033		175	178,683	0.2
UBS Group AG	2.75%	08/08/2025	GBP	148	198,557	0.2
UBS Group AG(b)	4.88%	02/12/2027	USD	325	313,720	0.3
					11,320,051	12.1
BROKERAGE						
Nomura Holdings, Inc.	5.71%	01/09/2026		386	387,813	0.4
INSURANCE						
Aegon Ltd.	5.50%	04/11/2048		670	665,733	0.7
Argentum Netherlands BV for Swiss Re Ltd.	5.75%	08/15/2050		295	294,421	0.3
Athene Global Funding	5.38%	01/07/2030		265	268,342	0.3
Centene Corp.	2.50%	03/01/2031		329	279,422	0.3
Cloverie PLC for Zurich Insurance Co., Ltd., Series E	5.63%	06/24/2046		485	485,330	0.5
Swiss Re Finance Luxembourg SA	5.00%	04/02/2049		200	197,393	0.2
Unipol Assicurazioni SpA, Series E	3.25%	09/23/2030	EUR	415	476,524	0.5
					2,667,165	2.8
REITs						
Newmark Group, Inc.	7.50%	01/12/2029	USD	114	119,864	0.1
					14,494,893	15.4
UTILITY						
ELECTRIC						
Brookfield Renewable Partners ULC	4.25%	01/15/2029	CAD	85	63,324	0.1
EDP SA, Series NC8	1.88%	03/14/2082	EUR	500	518,216	0.6
Electricite de France SA(b)	9.13%	03/15/2033	USD	200	225,241	0.2
Enel Finance International NV	5.13%	06/26/2029		200	202,374	0.2

	Rate	Date	Principal (000)		Value (USD)	Net Assets %
Enel Finance International NV	6.80%	09/15/2037	USD	100	$ 107,787	0.1%
Enel SpA, Series E	5.75%	06/22/2037	GBP	75	98,800	0.1
Engie SA(b)	1.50%	05/30/2028	EUR	300	317,968	0.3
LG Energy Solution Ltd.	5.38%	04/02/2030	USD	200	197,960	0.2
Niagara Mohawk Power Corp.	5.29%	01/17/2034		110	108,085	0.1
					1,839,755	1.9
OTHER UTILITY						
Suez SACA, Series E	4.50%	11/13/2033	EUR	200	240,443	0.3
					2,080,198	2.2
					23,804,809	25.8
EMERGING MARKETS - HARD CURRENCY						
INDUSTRIAL						
BASIC						
Celulosa Arauco y Constitucion SA	6.18%	05/05/2032	USD	200	200,336	0.2
Orbia Advance Corp. SAB de CV	2.88%	05/11/2031		215	177,076	0.2
Sociedad Quimica y Minera de Chile SA	4.25%	05/07/2029		200	193,955	0.2
Sociedad Quimica y Minera de Chile SA	6.50%	11/07/2033		200	205,050	0.2
Suzano Austria GmbH	3.75%	01/15/2031		200	180,915	0.2
					957,332	1.0
CAPITAL GOODS						
Ambipar Lux SARL	10.88%	02/05/2033		400	373,908	0.4
Cemex SAB de CV	3.88%	07/11/2031		200	182,140	0.2
IHS Holding Ltd.	6.25%	11/29/2028		215	207,154	0.2
IRB Infrastructure Developers Ltd.	7.11%	03/11/2032		200	197,968	0.2
					961,170	1.0
COMMUNICATIONS - MEDIA						
Grupo Televisa SAB	4.63%	01/30/2026		200	197,226	0.2
Prosus NV	3.06%	07/13/2031		384	330,606	0.4
Telecomunicaciones Digitales SA	4.50%	01/30/2030		200	183,355	0.2
					711,187	0.8
COMMUNICATIONS - TELECOMMUNICATIONS						
CT Trust	5.13%	02/03/2032		200	183,000	0.2
Empresa Nacional de Telecomunicaciones SA	3.05%	09/14/2032		360	300,870	0.3
Sable International Finance Ltd.	7.13%	10/15/2032		200	196,527	0.2
					680,397	0.7
CONSUMER CYCLICAL - AUTOMOTIVE						
Iochpe-Maxion Austria GmbH/Maxion Wheels de Mexico S de RL de CV	5.00%	05/07/2028		200	189,594	0.2
CONSUMER CYCLICAL - RETAILERS						
Falabella SA	3.38%	01/15/2032		400	341,740	0.4
InRetail Consumer	3.25%	03/22/2028		200	187,148	0.2
					528,888	0.6
CONSUMER NON-CYCLICAL						
Natura &Co Luxembourg Holdings SARL	4.13%	05/03/2028		580	536,807	0.6
Rede D'or Finance SARL	4.50%	01/22/2030		200	188,000	0.2
					724,807	0.8
ENERGY						
Greenko Dutch BV	3.85%	03/29/2026		224	219,632	0.2
ReNew Pvt. Ltd.	5.88%	03/05/2027		200	196,900	0.2
UEP Penonome II SA	6.50%	10/01/2038		174	154,166	0.2
					570,698	0.6
OTHER INDUSTRIAL						
Telecommunications co Telekom Srbija AD Belgrade	7.00%	10/28/2029		200	197,781	0.2
TECHNOLOGY						
Lenovo Group Ltd.	3.42%	11/02/2030		200	185,170	0.2
Lenovo Group Ltd.	6.54%	07/27/2032		200	212,372	0.2
					397,542	0.4
TRANSPORTATION - RAILROADS						
Lima Metro Line 2 Finance Ltd.	5.88%	07/05/2034		159	159,388	0.2
					6,078,784	6.5
FINANCIAL INSTITUTIONS						
BANKING						
Akbank TAS	7.50%	01/20/2030		200	202,250	0.2
Bangkok Bank PCL/Hong Kong	3.73%	09/25/2034		200	184,480	0.2
Intercorp Peru Ltd.	3.88%	08/15/2029		200	185,876	0.2
QNB Bank AS	7.25%	05/21/2029		200	205,768	0.2
Turkiye Is Bankasi AS	7.75%	06/12/2029		200	204,250	0.2
Yapi ve Kredi Bankasi AS	7.13%	10/10/2029		200	199,188	0.2
					1,181,812	1.2

	Rate	Date		Principal (000)	Value (USD)	Net Assets %
REITs						
Trust Fibra Uno	4.87%	01/15/2030	USD	200	$ 186,350	0.2%
					1,368,162	1.4
UTILITY						
ELECTRIC						
Clean Renewable Power Mauritius Pte. Ltd.	4.25%	03/25/2027		523	505,590	0.5
Diamond II Ltd.	7.95%	07/28/2026		200	200,889	0.2
Engie Energia Chile SA	6.38%	04/17/2034		200	203,422	0.2
India Clean Energy Holdings	4.50%	04/18/2027		200	189,250	0.2
Investment Energy Resources Ltd.	6.25%	04/26/2029		210	200,970	0.2
Investment Energy Resources Ltd.	6.25%	04/26/2029		200	191,400	0.2
Limak Yenilenebilir Enerji AS	9.63%	08/12/2030		400	388,000	0.4
Niagara Energy SAC	5.75%	10/03/2034		300	293,070	0.3
ReNew Wind Energy AP2/ReNew Power Pvt. Ltd.	4.50%	07/14/2028		270	252,450	0.3
Sorik Marapi Geothermal Power PT	7.75%	08/05/2031		395	390,477	0.4
					2,815,518	2.9
NATURAL GAS						
Grupo Energia Bogota SA ESP	7.85%	11/09/2033		200	220,335	0.2
OTHER UTILITY						
Aegea Finance SARL	9.00%	01/20/2031		400	420,925	0.5
					3,456,778	3.6
SOVEREIGN BONDS						
CHILE						
Chile Electricity Lux MPC SARL	6.01%	01/20/2033		186	190,954	0.2
COLOMBIA						
Colombia Government International Bond	3.13%	04/15/2031		200	163,680	0.2
Colombia Government International Bond	3.25%	04/22/2032		200	156,900	0.2
Colombia Government International Bond	8.00%	04/20/2033		200	205,050	0.2
					525,630	0.6
DOMINICAN REPUBLIC						
Dominican Republic International Bond	4.50%	01/30/2030		150	141,000	0.2
Dominican Republic International Bond	4.88%	09/23/2032		150	136,800	0.2
Dominican Republic International Bond	8.63%	04/20/2027		67	68,967	0.1
					346,767	0.5
ECUADOR						
Amazon Conservation DAC	6.03%	01/16/2042		250	245,445	0.3
SOUTH AFRICA						
Republic of South Africa Government International Bond	5.75%	09/30/2049		200	144,500	0.2
Republic of South Africa Government International Bond	6.30%	06/22/2048		200	156,500	0.2
					301,000	0.4
TURKEY						
Turkiye Government International Bond, Series 10Y	5.25%	03/13/2030		200	186,200	0.2
					1,795,996	2.2
					12,699,720	13.7
GOVERNMENTS - TREASURIES						
CANADA						
Canadian Government Bond	2.25%	12/01/2029	CAD	929	662,226	0.7
UNITED STATES						
U.S. Treasury Bonds	4.50%	02/15/2044	USD	135	127,638	0.1
U.S. Treasury Bonds	4.63%	11/15/2044		168	160,945	0.2
U.S. Treasury Bonds	4.63%	02/15/2055		90	85,616	0.1
U.S. Treasury Bonds	6.25%	05/15/2030		1,014	1,113,724	1.2
U.S. Treasury Bonds	6.50%	11/15/2026		1,042	1,079,865	1.2
U.S. Treasury Notes	3.50%	09/30/2029		925	908,234	1.0
U.S. Treasury Notes	3.75%	04/30/2027		1,150	1,146,291	1.2
U.S. Treasury Notes	3.88%	04/30/2030		463	460,558	0.5
U.S. Treasury Notes	4.13%	01/31/2027		1,965	1,969,222	2.1
U.S. Treasury Notes	4.13%	02/28/2027		682	683,758	0.7
U.S. Treasury Notes	4.13%	02/29/2032		813	810,555	0.9
U.S. Treasury Notes	4.25%	11/15/2034		2	1,977	0.0
U.S. Treasury Notes	4.38%	12/31/2029		910	925,214	1.0
U.S. Treasury Notes	4.63%	04/30/2029		191	195,715	0.2
U.S. Treasury Notes	4.88%	05/31/2026		162	163,070	0.2
U.S. Treasury Notes	4.88%	10/31/2028		54	55,641	0.1
					9,888,023	10.7
					10,550,249	11.4

	Rate	Date		Principal (000)		Value (USD)	Net Assets %
MORTGAGE PASS-THROUGHS							
AGENCY FIXED RATE 30-YEAR							
Federal Home Loan Mortgage Corp., Series 2024	5.00%	04/01/2054	USD	2,112	$	2,051,112	2.2%
Federal Home Loan Mortgage Corp., Series 2024	5.50%	12/01/2054		1,789		1,772,522	1.9
Federal Home Loan Mortgage Corp., Series 2024	5.50%	01/01/2055		1,767		1,752,742	1.9
Federal National Mortgage Association, Series 2023	5.00%	10/01/2053		2,090		2,027,826	2.2
Federal National Mortgage Association, Series 2024	6.00%	05/01/2054		504		510,360	0.6
Federal National Mortgage Association, Series 2024	6.00%	06/01/2054		1,497		1,515,040	1.6
						9,629,602	10.4
COMMERCIAL MORTGAGE-BACKED SECURITIES							
NON-AGENCY FIXED RATE CMBS							
225 Liberty Street Trust, Series 2016-225L, Class E	4.65%	02/10/2036		200		174,071	0.2
Citigroup Commercial Mortgage Trust, Series 2016-GC36, Class B	4.75%	02/10/2049		640		586,465	0.6
CSAIL Commercial Mortgage Trust, Series 2017-CX10, Class A5	3.46%	11/15/2050		20		19,188	0.0
GS Mortgage Securities Trust, Series 2015-GC32, Class B	4.40%	07/10/2048		400		398,174	0.4
Morgan Stanley Bank of America Merrill Lynch Trust, Series 2013-C9, Class B	3.71%	05/15/2046		272		258,610	0.3
Wells Fargo Commercial Mortgage Trust, Series 2015-LC20, Class C	4.06%	04/15/2050		235		225,574	0.3
						1,662,082	1.8
COLLATERALIZED MORTGAGE OBLIGATIONS							
RISK SHARE FLOATING RATE							
Connecticut Avenue Securities Trust							
Series 2019-R04, Class 2B1(c)	9.69%	06/25/2039		329		340,865	0.4
Series 2020-R02, Class 2B1(c)	7.44%	01/25/2040		500		511,103	0.5
Federal National Mortgage Association Connecticut Avenue Securities							
Series 2018-C02, Class 2M2(c)	6.64%	08/25/2030		67		68,018	0.1
Series 2018-C06, Class 2M2(c)	6.54%	03/25/2031		93		94,572	0.1
						1,014,558	1.1
QUASI-SOVEREIGNS							
QUASI-SOVEREIGN BONDS							
BRAZIL							
Caixa Economica Federal	5.63%	05/13/2030		200		198,750	0.2
CHILE							
Empresa de Transporte de Pasajeros Metro SA	4.70%	05/07/2050		665		524,977	0.6
						723,727	0.8
GOVERNMENTS - SOVEREIGN BONDS							
ROMANIA							
Romanian Government International Bond	5.88%	01/30/2029		260		259,025	0.3
TRINIDAD AND TOBAGO							
Trinidad & Tobago Government International Bond	4.50%	08/04/2026		200		197,250	0.2
						456,275	0.5
						89,535,702	96.8
OTHER TRANSFERABLE SECURITIES							
EMERGING MARKETS - HARD CURRENCY							
EMERGING MARKETS - HARD CURRENCY							
International Bank for Reconstruction & Development	1.75%	07/31/2033		100		99,216	0.1
CORPORATES - NON-INVESTMENT GRADE							
INDUSTRIAL							
CONSUMER NON-CYCLICAL							
ModivCare, Inc.(a) (d)	5.00%	10/01/2029		276		77,322	0.1
ModivCare, Inc.	5.00%	10/01/2029		8		412	0.0
						176,950	0.2
Total Investments							
(cost $90,824,617)					$	89,712,652	97.0%
Time Deposits							
Royal Bank of Canada, London(e)	1.11%	–				50,579	0.1
SMBC, London(e)	3.68%	–				840,946	0.9
Total Time Deposits						891,525	1.0
Other assets less liabilities						1,826,669	2.0
Net Assets					$	92,430,846	100.0%

FUTURES

Description	Expiration Date	Number of Contracts	Original Value	Market Value	Unrealized Appreciation (Depreciation)
Long					
Long Gilt Futures	09/26/2025	10	$ 1,223,933	$ 1,232,556	$ 8,623
U.S. Long Bond (CBT) Futures	09/19/2025	21	2,363,485	2,368,406	4,922
U.S. T-Note 2 Yr (CBT) Futures	09/30/2025	97	20,112,984	20,121,437	8,453
U.S. T-Note 5 Yr (CBT) Futures	09/30/2025	254	27,301,031	27,479,625	178,594
U.S. T-Note 10 Yr (CBT) Futures	09/19/2025	18	1,982,110	1,993,500	11,391
U.S. Ultra Bond (CBT) Futures	09/19/2025	7	805,445	812,438	6,992
Short					
Euro-BOBL Futures	06/06/2025	31	4,180,579	4,193,603	(13,024)
Euro-Schatz Futures	06/06/2025	4	486,109	487,540	(1,431)
U.S. 10 Yr Ultra Futures	09/19/2025	14	1,573,594	1,575,656	(2,062)
					$ 202,458
				Appreciation	$ 218,975
				Depreciation	$ (16,517)

FORWARD FOREIGN CURRENCY CONTRACTS

Counterparty	Contracts to Deliver (000)		In Exchange For (000)		Settlement Date	Unrealized Appreciation (Depreciation)
Brown Brothers Harriman & Co.	CAD	953	USD	675	06/18/2025	$ (20,469)
Brown Brothers Harriman & Co.	EUR	105	USD	118	07/09/2025	(1,480)
Brown Brothers Harriman & Co.	GBP	604	USD	803	07/16/2025	(10,525)
Brown Brothers Harriman & Co.+	USD	3	GBP	2	06/09/2025	19
Brown Brothers Harriman & Co.+	CHF	7	USD	8	06/16/2025	(129)
Brown Brothers Harriman & Co.+	JPY	1,467	USD	10	06/16/2025	(126)
Brown Brothers Harriman & Co.+	USD	823	CHF	688	06/16/2025	13,768
Brown Brothers Harriman & Co.+	USD	3	GBP	2	06/16/2025	33
Brown Brothers Harriman & Co.+	USD	615	JPY	89,753	06/16/2025	9,337
Brown Brothers Harriman & Co.+	EUR	0*	USD	0*	06/23/2025	(1)
Brown Brothers Harriman & Co.+	USD	8	AUD	12	06/23/2025	3
Brown Brothers Harriman & Co.+	USD	0*	AUD	0*	06/23/2025	(0)**
Brown Brothers Harriman & Co.+	USD	9	CNH	65	06/23/2025	(6)
Brown Brothers Harriman & Co.+	USD	25	EUR	22	06/23/2025	40
Brown Brothers Harriman & Co.+	USD	12	GBP	9	06/23/2025	47
Brown Brothers Harriman & Co.+	USD	19	SGD	24	06/23/2025	(10)
Morgan Stanley Capital Services LLC	EUR	11,754	USD	13,406	07/09/2025	28,366
						$ 18,867
					Appreciation	$ 51,613
					Depreciation	$ (32,746)

+ Used for portfolio or share class hedging purposes.

TOTAL RETURN SWAPS

Counterparty & Referenced Obligation	# of Shares or Units	Rate Paid/Received	Notional Amount (000)		Maturity Date	Unrealized Appreciation (Depreciation)
Receive Total Return on Reference Obligation						
Goldman Sachs International						
GSVLSUT3	231	FedFundEffective minus 1.20%	USD	32	03/25/2026	$ 1,023
GSVLSUT3	223	FedFundEffective minus 1.20%	USD	31	03/25/2026	(58)
GSVLSUT3	195	FedFundEffective minus 1.20%	USD	40	03/25/2026	(12,527)
GSVLSUT3	194	FedFundEffective minus 1.20%	USD	40	03/26/2026	(12,613)
GSVLSUT3	191	FedFundEffective minus 1.20%	USD	40	03/27/2026	(13,170)
GSVLSUT3	191	FedFundEffective minus 1.20%	USD	40	03/30/2026	(13,091)
GSVLSUT3	34	FedFundEffective minus 1.20%	USD	7	03/19/2026	(2,288)
Total						$ (52,724)
					Appreciation	$ 1,023
					Depreciation	$ (53,747)

* Contract amount less than 500.

** Amount less than 0.50.

(a) Pay-In-Kind Payments (PIK).

(b) Securities are perpetual and, thus, do not have a predetermined maturity date. The date shown, if applicable, reflects the next call date.

(c) Floating Rate Security. Stated interest rate was in effect at May 30, 2025.

(d) Fair valued as determined in accordance with procedures established by and under the general supervision of the Management Company's Board of Managers and the Board of Directors.

(e) Overnight deposit.

Currency Abbreviations:

AUD – Australian Dollar
CAD – Canadian Dollar
CHF – Swiss Franc
CNH – Chinese Yuan Renminbi (Offshore)
EUR – Euro
GBP – Great British Pound
JPY – Japanese Yen
SGD – Singapore Dollar
USD – United States Dollar

Glossary:

BOBL – Bundesobligation
CAB – Capital Appreciation Bond
CBT – Chicago Board of Trade
CMBS – Commercial Mortgage-Backed Securities
EURIBOR – Euro Interbank Offered Rate
FedFundEffective – Federal Funds Effective Rate
REIT – Real Estate Investment Trust
SOFR – Secured Overnight Financing Rate

２．「アライアンス・バーンスタイン・日本債券インデックス・マザーファンド」の状況

貸借対照表

（単位：円）

対象年月日	（2026年 7月15日現在）
資産の部	
流動資産	
金銭信託	777,991
コール・ローン	20,257,486,590
国債証券	78,736,896,600
派生商品評価勘定	404,860,255
未収利息	471,749
差入委託証拠金	1,413,967,339
流動資産合計	100,814,460,524
資産合計	100,814,460,524
負債の部	
流動負債	
未払解約金	97,679,643
流動負債合計	97,679,643
負債合計	97,679,643
純資産の部	
元本等	
元本	90,814,674,194
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	9,902,106,687
元本等合計	100,716,780,881
純資産合計	100,716,780,881
負債純資産合計	100,814,460,524

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	（自 2026年 1月16日 至 2026年 7月15日）
１．　運用資産の評価基準及び評価方法	（１）国債証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。 （２）先物取引 取引所が発表する計算日の清算値段等で評価しております。
２．　収益及び費用の計上基準	（１）有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 （２）派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

（自 2026年 1月16日 至 2026年 7月15日）
会計上の見積りが翌期の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

（その他の注記）

（2026年 7月15日現在）	
１．　元本の移動	
期首	2026年 1月16日
期首元本額	94,138,157,035円
2026年1月16日より2026年7月15日までの期中追加設定元本額	1,443,376,275円
2026年1月16日より2026年7月15日までの期中一部解約元本額	4,766,859,116円
期末元本額	90,814,674,194円
期末元本額の内訳＊	
適格機関投資家私募　アライアンス・バーンスタイン・グローバル・バランス（２０／８０）	46,248,462,826円
適格機関投資家私募　アライアンス・バーンスタイン・グローバル・バランス（２０／８０）－２	17,591,738,698円
適格機関投資家私募　アライアンス・バーンスタイン・グローバル・バランス（２０／８０）－３	26,559,246,703円
アライアンス・バーンスタイン・世界ＳＤＧｓ株式ファンド（資産成長型）	296,016,477円
アライアンス・バーンスタイン・世界ＳＤＧｓ株式ファンド（予想分配金提示型）	119,176,022円
アライアンス・バーンスタイン・世界ＳＤＧｓ債券ファンド（年２回決算型・為替ヘッジあり）	8,367円
アライアンス・バーンスタイン・世界ＳＤＧｓ債券ファンド（年２回決算型・為替ヘッジなし）	8,367円
アライアンス・バーンスタイン・世界ＳＤＧｓ債券ファンド（毎月決算型・為替ヘッジあり）	8,367円
アライアンス・バーンスタイン・世界ＳＤＧｓ債券ファンド（毎月決算型・為替ヘッジなし）	8,367円
２．　2026年7月15日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1.1090円
(10,000口当たり純資産額)	(11,090円)

（注１）＊は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託毎の元本額

附属明細表

第１．有価証券明細表

（１）株式　（2026年 7月15日現在）

該当事項はありません。

（２）株式以外の有価証券　（2026年 7月15日現在）

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	日本円	第１３１９回国庫短期証券	28,000,000,000	27,996,304,000	
		第１３７９回国庫短期証券	25,600,000,000	25,519,001,600	
		第１３８８回国庫短期証券	25,500,000,000	25,221,591,000	
	小計	銘柄数：3 組入時価比率：78.2%	79,100,000,000	78,736,896,600 100.0%	
合計				78,736,896,600	

(注１)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第２．デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

（2026年 7月15日現在）

（単位：円）

区分	種類	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引	債券先物取引 買建	100,252,439,745	－	100,657,300,000	404,860,255
合計		100,252,439,745	－	100,657,300,000	404,860,255

(注１)時価の算定方法

先物取引

先物取引の評価においては、計算日に知りうる直近の日の、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

２【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

アライアンス・バーンスタイン・世界ＳＤＧｓ債券ファンド（年２回決算型・為替ヘッジあり）

2026年 7月31日現在

Ⅰ　資産総額	36,335,388円
Ⅱ　負債総額	11,892円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	36,323,496円
Ⅳ　発行済口数	44,636,815口
Ⅴ　1口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	0.8138円

アライアンス・バーンスタイン・世界ＳＤＧｓ債券ファンド（年２回決算型・為替ヘッジなし）

2026年 7月31日現在

Ⅰ　資産総額	177,658,352円
Ⅱ　負債総額	58,055円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	177,600,297円
Ⅳ　発行済口数	143,924,783口
Ⅴ　1口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.2340円

アライアンス・バーンスタイン・日本債券インデックス・マザーファンド

2026年 7月31日現在

Ⅰ　資産総額	99,914,827,711円
Ⅱ　負債総額	536,673,830円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	99,378,153,881円
Ⅳ　発行済口数	90,165,217,276口
Ⅴ　1口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.1022円

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益証券の名義書換等

委託会社は、当ファンドの受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求を行わないものとします。

(2) 受益者等に対する特典

該当事項はありません。

(3) 受益証券の譲渡制限の内容

受益証券の譲渡制限はありません。

(4) 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(5) 受益権の譲渡

① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③ 上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(6) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(7) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(8) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

(9) 質権口記載または記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

資本金の額は1,630百万円です。（2026年７月末現在）

委託会社の発行する株式の総数は100,000株、うち発行済株式総数は32,600株です。

最近５年間における資本金の額の増減はありません。

(2) 委託会社の機構

① 会社の意思決定機構

委託会社は最低３名で構成される取締役会により運営されます。取締役は委託会社の株主であることを要しません。取締役は株主総会において株主によって選任され、その任期は就任後２年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結のときまでとします。ただし、補充選任された取締役の任期は、前任者の残存期間とします。

取締役会は、取締役の中から代表取締役最低１名を選任します。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席して、出席取締役の過半数をもって決します。

② 投資決定のプロセス

ａ．運用方針の策定

全信託財産および個別ファンドの運用の基本方針は、投信戦略委員会で審議し、決定します。

ｂ．信託財産の運用

信託財産の運用に当たっては上記ａ．の基本方針に基づき、担当する運用部門が運用方針を策定し運用の指図を行います。

ｃ．コンプライアンス

リーガル・コンプライアンス本部においては、信託約款、法令、コンプライアンス規定等の遵守状況をチェックしています。また、ポートフォリオにかかる個別銘柄の組入比率、資産配分等が運用ガイドラインに合致しているかについては運用管理部がモニターしています。

２【事業の内容及び営業の概況】

投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社であるアライアンス・バーンスタイン株式会社は、証券投資信託の設定を行うとともに、金融商品取引法に定める金融商品取引業者として投資運用業務を行っております。また、金融商品取引法に定める投資助言業務、第一種金融商品取引業務（非上場有価証券特例仲介等業務）および第二種金融商品取引業務等を行っております。

委託会社の運用する証券投資信託は2026年７月末現在次のとおりです（ただし、親投資信託を除きます。）。

ファンドの種類	本数	純資産総額
追加型株式投資信託	70本	6,165,374百万円
追加型公社債投資信託	－	－
単位型株式投資信託	4本	72,207百万円
単位型公社債投資信託	－	－
合計	74本	6,237,582百万円

※純資産総額は、百万円未満を切り捨てた額を記載しております。

３【委託会社等の経理状況】

１．　当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)第2条に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に従って作成しております。

　また、当社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第282条及び第306条の規定に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

２．財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を四捨五入して記載しております。

３．　当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第30期事業年度（自2025年1月1日　至2025年12月31日）の財務諸表、および第31期事業年度に係る中間会計期間（自2026年1月1日　至2026年6月30日）の中間財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人の中間監査を受けております。

独　立　監　査　人　の　監　査　報　告　書

2026年3月13日

アライアンス・バーンスタイン株式会社
　取　締　役　会　御　中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　　久　保　直　毅

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアライアンス・バーンスタイン株式会社の2025年1月1日から2025年12月31日までの第30期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アライアンス・バーンスタイン株式会社の2025年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

（１）【貸借対照表】

期別 科目	注記番号	第29期 （2024年12月31日現在） 金額	第30期 （2025年12月31日現在） 金額
（資産の部）		千円	千円
Ⅰ　流動資産			
預金		6,994,550	6,899,403
有価証券		2,154,660	－
前払費用		103,059	58,445
未収入金		146,802	128,534
未収委託者報酬		4,549,809	4,942,229
未収運用受託報酬		633,299	524,365
流動資産合計		14,582,179	12,552,976
Ⅱ　固定資産			
有形固定資産			
建物	*2	347,853	243,483
器具備品	*2	111,047	190,429
有形固定資産合計		458,900	433,912
無形固定資産			
ソフトウェア		－	－
電話加入権		2,204	2,204
無形固定資産合計		2,204	2,204
投資その他の資産			
長期差入保証金		125,011	107,612
長期前払費用		7,347	5,143
繰延税金資産		498,399	707,769
投資その他の資産合計		630,757	820,524
固定資産合計		1,091,861	1,256,640
資産合計		15,674,040	13,809,616
（負債の部）			
Ⅰ　流動負債			
預り金		42,502	37,682
未払金			
未払手数料		2,125,315	2,293,531
未払委託計算費		45,413	10,254
その他未払金	*1	4,747,249	4,790,809
未払費用		190,718	271,982
未払賞与		860,336	785,247
未払法人税等		208,334	347,459
流動負債合計		8,219,867	8,536,964
Ⅱ　固定負債			
退職給付引当金		494,353	512,886
関係会社長期借入金		2,121,660	－
固定負債合計		2,616,013	512,886
負債合計		10,835,880	9,049,850
（純資産の部）			
Ⅰ　株主資本			
資本金		1,630,000	1,630,000
資本剰余金			
資本準備金		1,500,000	1,500,000
利益剰余金			
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金		1,273,787	1,629,766
利益剰余金合計		1,273,787	1,629,766
株主資本合計		4,403,787	4,759,766
Ⅱ　評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金		434,373	－
評価・換算差額等合計		434,373	－
純資産合計		4,838,160	4,759,766
負債・純資産合計		15,674,040	13,809,616

（２）【損益計算書】

期別 科目	注記番号	第29期 （自2024年1月 1日 至2024年12月31日） 金額	第30期 （自2025年1月 1日 至2025年12月31日） 金額
		千円	千円
Ⅰ 営業収益			
委託者報酬		72,518,351	85,692,564
運用受託報酬		1,126,230	882,930
販売代行報酬		322,415	324,684
その他営業収益	*1	△31,031,861	△37,568,019
営業収益計		42,935,135	49,332,159
Ⅱ 営業経費			
支払手数料		35,700,498	42,056,690
広告宣伝費		146,871	126,591
調査費			
調査費		77,971	95,736
図書費		2,187	1,536
委託計算費		827,594	801,809
営業雑経費			
通信費		51,857	58,746
印刷費		39,999	37,861
協会費		23,564	33,236
諸会費		6,089	6,140
営業経費計		36,876,630	43,218,345
Ⅲ 一般管理費			
給料			
役員報酬		147,320	159,536
給料・手当		1,591,989	1,627,752
賞与		831,874	711,809
交際費		5,636	6,750
旅費交通費		59,102	48,299
租税公課		80,042	89,547
不動産賃借料		289,522	306,410
退職給付費用		147,988	201,898
固定資産減価償却費		164,603	180,562
関係会社付替費用		1,026,440	1,141,342
諸経費		582,502	643,558
一般管理費計		4,927,018	5,117,463
営業利益		1,131,487	996,351
Ⅳ 営業外収益			
受取利息		111,305	76,895
為替差益		－	644,586
その他営業外収益		389	1,020
営業外収益計		111,694	722,501
Ⅴ 営業外費用			
支払利息	*1	83,047	77,863
為替差損		176,497	15,793
営業外費用計		259,544	93,655
経常利益		983,637	1,625,196
Ⅵ 特別利益			
投資有価証券売却益		97	－
Ⅶ 特別損失			
固定資産除却損		－	3,559
税引前当期純利益		983,734	1,621,637
法人税、住民税及び事業税		391,674	504,150
法人税等調整額		△51,478	△17,665
法人税等計		340,196	486,485
当期純利益		643,538	1,135,152

（３）【株主資本等変動計算書】

第29期（自2024年1月1日　至2024年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本					評価・換算差額等	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金		株主資本合計	その他有価証券評価差額金	
		資本準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計			
			繰越利益剰余金				
当期首残高	1,630,000	1,500,000	1,321,662	1,321,662	4,451,662	291,592	4,743,254
当期変動額							
剰余金の配当	-	-	△ 691,413	△ 691,413	△ 691,413	-	△ 691,413
当期純利益	-	-	643,538	643,538	643,538	-	643,538
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	142,781	142,781
当期変動額合計	-	-	△ 47,875	△ 47,875	△ 47,875	142,781	94,906
当期末残高	1,630,000	1,500,000	1,273,787	1,273,787	4,403,787	434,373	4,838,160

第30期（自2025年1月1日　至2025年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本					評価・換算差額等	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金		株主資本合計	その他有価証券評価差額金	
		資本準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計			
			繰越利益剰余金				
当期首残高	1,630,000	1,500,000	1,273,787	1,273,787	4,403,787	434,373	4,838,160
当期変動額							
剰余金の配当	-	-	△ 779,173	△ 779,173	△ 779,173	-	△ 779,173
当期純利益	-	-	1,135,152	1,135,152	1,135,152	-	1,135,152
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	△ 434,373	△ 434,373
当期変動額合計	-	-	355,979	355,979	355,979	△ 434,373	△ 78,394
当期末残高	1,630,000	1,500,000	1,629,766	1,629,766	4,759,766	-	4,759,766

重要な会計方針

1.　有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券（預金と同様の性格を有するもの）

移動平均法による原価法により行っております。

その他有価証券（市場価格のない株式等以外のもの）

決算日の市場価値等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

２．固定資産の減価償却の方法

（１）有形固定資産（リース資産を除く）

定額法により償却しております。

なお、主な耐用年数は下記のとおりであります。

建物	２～10年
器具備品	３～10年

（２）リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

３．引当金の計上基準

（１）退職給付引当金

役員及び従業員の退職給付に備えるため、「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号）に定める簡便法（期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により、当会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

４．収益及び費用の計上基準

当社は資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。

（１）　委託者報酬

当社は、投資信託契約に基づき投資信託商品に関する投信委託サービスを提供し、商品の純資産総額(以下「NAV」)に応じて手数料を受領しております。サービスの提供を通じて得られる委託者報酬は、期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

（２）　運用受託報酬

当社は、投資顧問契約に基づき顧問口座のNAV等に応じて手数料を受領しております。

サービスの提供を通じて得られる投資顧問報酬は、期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

（３） 成功報酬

当社が顧問口座の運用成果に応じて受領する成功報酬は、対象となる投資顧問契約のもと、パフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定的となった時点で収益として認識しております。

（４） その他営業収益（投資顧問業取引に関する調整）

その他営業収益は当社の親会社および海外子会社との移転価格契約に基づき毎月計算され、月次で収益を認識しております。

５．未適用の会計基準等

・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年９月13日 企業会計基準委員会）
・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号 2024年９月13日 企業会計基準委員会） 等

（１）概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産および負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。
借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費およびリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

（２）適用予定日

2028年12月期の期首から適用します。

（３）当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

６．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 外貨建の資産及び負債

外貨建の資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。

注記事項

（貸借対照表関係）

第29期 （2024年12月31日　現在）	第30期 （2025年12月31日　現在）
*1 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている関係会社に対するものは以下のとおりであります。 その他未払金　3,132,378千円	*1 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている関係会社に対するものは以下のとおりであります。 その他未払金　3,412,565千円
*2 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。 建物　754,943千円 器具備品　347,496千円	*2 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。 建物　765,284千円 器具備品　362,184千円

（損益計算書関係）

第29期 （自2024年1月　1日 至2024年12月31日）	第30期 （自2025年1月　1日 至2025年12月31日）
*1 各科目に含まれている関係会社に対するものは以下のとおりであり、その他営業収益は当社の親会社および海外グループ子会社との移転価格契約に基づく投資顧問業取引に関する調整であります。支払利息は関係会社長期借入金に係る利息であります。 その他営業収益　△31,031,861千円 関係会社付替費用　1,026,440千円 支払利息　83,047千円	*1 各科目に含まれている関係会社に対するものは以下のとおりであり、その他営業収益は当社の親会社および海外グループ子会社との移転価格契約に基づく投資顧問業取引に関する調整であります。支払利息は関係会社長期借入金に係る利息であります。 その他営業収益　△37,568,019千円 関係会社付替費用　1,141,342千円 支払利息　77,863千円

（株主資本等変動計算書関係）

第29期（自2024年1月1日　至2024年12月31日）

1.　発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
普通株式	32,600	－	－	32,600

2. 剰余金の配当に関する事項

配当金支払額

2024年6月24日開催の臨時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	691,413千円
1株当たりの配当額	21,209円
基準日	2023年12月31日
効力発生日	2024年 6月28日

第30期（自2025年1月1日　至2025年12月31日）

1.　発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
普通株式	32,600	－	－	32,600

2. 剰余金の配当に関する事項

配当金支払額

2025年6月24日開催の臨時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	779,173千円
1株当たりの配当額	23,901円
基準日	2024年12月31日
効力発生日	2025年 6月26日

（リース取引関係）

第29期 （自2024年1月 1日 至2024年12月31日）		第30期 （自2025年1月 1日 至2025年12月31日）	
オペレーティング・リース取引（借主側） オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料		オペレーティング・リース取引（借主側） オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料	
１年内	226,714千円	１年内	226,714千円
１年超	579,377千円	１年超	352,663千円
合計	806,091千円	合計	579,377千円

（金融商品関係）

第29期（自2024年1月1日　至2024年12月31日）

1．金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品の内容及び金融商品に対する取組方針

当社は、主として投資信託委託会社としての業務、投資一任業務を行っており、未収入金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未払金（未払手数料）はこれらの業務にかかる債権債務であります。有価証券は、当社が設定するマネーマーケットファンドへの投入によるものであります。ただし、資金運用は短期的な預金等に限定して行っております。投資有価証券は、当社が設定する証券投資信託へのシードマネーの投入によるものであります。ただし、資金運用は短期的な預金等に限定して行っております。また、主な金融債務は親会社からの借入金であります。

（2）金融商品のリスク及びそのリスク管理体制

預金は取引先金融機関の信用リスクに晒されておりますが、当社が預金を預け入れる金融機関の選定に際しては、取引先の財政状態及び経営成績を考慮して決定しており、格付けの高い銀行に限定して取引を行っております。

有価証券は証券投資信託が株式及び公社債等に投資しているため、市場リスク及び為替変動リスクに晒されておりますが、ファイナンス部が経理規程に従い月次で投資有価証券の時価を算出、評価損益の把握及び測定を行うことにより時価変動のモニタリングを行っております。

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、運用資産を複数の信託銀行に分散して委託しており、信託銀行は受託資産を自己勘定と分別して保管しているため、これら営業債権が信用リスクに晒されることは限定的と考えております。未収入金および未払金は、主として親会社であるアライアンス・バーンスタイン・エル・ピーへの営業債権および営業債務であるため、信用リスクはほとんど無いものと考えております。また、営業債務である未払手数料は、そのほとんどが半年以内の支払期日です。

投資有価証券は、証券投資信託が株式及び公社債等に投資しているため、市場リスク及び為替変動リスクに晒されておりますが、ファイナンス部が経理規程に従い月次で投資有価証券の時価を算出、評価損益の把握及び測定を行うことにより時価変動のモニタリングを行っております。

（3）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額

第29期（2024年12月31日現在）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
関係会社長期借入金	2,121,660	2,038,559	-83,101
負債計	2,121,660	2,038,559	-83,101

（注）（1）預金、有価証券、未収入金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未払手数料、未払委託計算費、その他未払金、未払費用、未払賞与、未払法人税等

これらの金融商品については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、記載を省略しております。

（2）長期差入保証金のうち、金融資産である将来返還が見込まれる金額については、重要性が乏しいことから、記載を省略しております。

3．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：同一の資産または負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した時価

レベル２の時価：レベル１のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

（１）時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

（２）時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価			
	レベル１ （千円）	レベル2 （千円）	レベル3 （千円）	合計 （千円）
関係会社長期借入金	－	2,038,559	－	2,038,559
負債計	－	2,038,559	－	2,038,559

（注1）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

（１）関係会社長期借入金

関係会社長期借入金の時価は、元金利の合計額を、同様の新規借入れを行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。これに伴い、レベル２の時価に分類しております。

（注2）長期借入金の返済予定額　（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
関係会社長期借入金	－	－	－	2,121,660	－	－
合計	－	－	－	2,121,660	－	－

第30期（自2025年1月1日　至2025年12月31日）

1．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品の内容及び金融商品に対する取組方針

当社は、主として投資信託委託会社としての業務、投資一任業務を行っており、未収入金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未払金（未払手数料）はこれらの業務にかかる債権債務であります。有価証券は、当社が設定するマネーマーケットファンドへの投入によるものであります。ただし、資金運用は短期的な預金等に限定して行っております。投資有価証券は、当社が設定する証券投資信託へのシードマネーの投入によるものであります。ただし、資金運用は短期的な預金等に限定して行っております。また、主な金融債務は親会社からの借入金であります。

(2) 金融商品のリスク及びそのリスク管理体制

預金は取引先金融機関の信用リスクに晒されておりますが、当社が預金を預け入れる金融機関の選定に際しては、取引先の財政状態及び経営成績を考慮して決定しており、格付けの高い銀行に限定して取引を行っております。

有価証券は証券投資信託が株式及び公社債等に投資しているため、市場リスク及び為替変動リスクに晒されておりますが、ファイナンス部が経理規程に従い月次で投資有価証券の時価を算出、評価損益の把握及び測定を行うことにより時価変動のモニタリングを行っております。

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、運用資産を複数の信託銀行に分散して委託しており、信託銀行は受託資産を自己勘定と分別して保管しているため、これら営業債権が信用リスクに晒されることは限定的と考えております。未収入金および未払金は、主として親会社であるアライアンス・バーンスタイン・エル・ピーへの営業債権および営業債務であるため、信用リスクはほとんど無いものと考えております。また、営業債務である未払手数料は、そのほとんどが半年以内の支払期日です。

投資有価証券は、証券投資信託が株式及び公社債等に投資しているため、市場リスク及び為替変動リスクに晒されておりますが、ファイナンス部が経理規程に従い月次で投資有価証券の時価を算出、評価損益の把握及び測定を行うことにより時価変動のモニタリングを行っております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項
貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額
該当事項はありません。
（注） (1) 預金、未収入金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未払手数料、未払委託計算費、その他未払金、未払費用、未払賞与、未払法人税等
これらの金融商品については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、記載を省略しております。
(2) 長期差入保証金のうち、金融資産である将来返還が見込まれる金額については、重要性が乏しいことから、記載を省略しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項
金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。
レベル１の時価：同一の資産または負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した時価
レベル２の時価：レベル１のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価
レベル３の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

（１）時価で貸借対照表に計上している金融商品
該当事項はありません。
（２）時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品
該当事項はありません。

（有価証券関係）
第29期（2024年12月31日現在）

1. その他有価証券

期末時点で貸借対照表に時価で計上している有価証券の該当はありません。

（注） 有価証券のうち2,154,660千円は預金と同様の性格を有するため、取得原価をもって貸借対照表計上額としております。

2. 当事業年度中に売却した投資有価証券

（単位：千円）

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
(1)株式	－	－	－
(2)債券			
①国債・地方債等	－	－	－
②社債	－	－	－
③その他	－	－	－
(3)その他	2,081	97	－
合計	2,081	97	－

第30期（2025年12月31日現在）

1. その他有価証券

期末時点で貸借対照表に時価で計上している有価証券の該当はありません。

2. 当事業年度中に売却した投資有価証券

（単位：千円）

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
(1)株式	－	－	－
(2)債券			
①国債・地方債等	－	－	－
②社債	－	－	－
③その他	－	－	－
(3)その他	2,473,653	614,464	－
合計	2,473,653	614,464	－

（退職給付関係）

第29期 （自 2024年1月 1日 至 2024年12月31日）	第30期 （自 2025年1月 1日 至 2025年12月31日）
1.採用している退職金制度の概要 当社は確定拠出年金制度と退職一時金制度を設けております。退職一時金制度では、退職給付として、給与と勤務時間に基づいた一時金を支給しており、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。	1.採用している退職金制度の概要 当社は確定拠出年金制度と退職一時金制度を設けております。退職一時金制度では、退職給付として、給与と勤務時間に基づいた一時金を支給しており、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。
2.確定給付制度 (1)退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表 期首における退職給付引当金 493,753 千円 退職給付費用 81,875 千円 退職給付の支払額 81,275 千円 期末における退職給付引当金 494,353 千円	2.確定給付制度 (1)退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表 期首における退職給付引当金 494,353 千円 退職給付費用 81,359 千円 退職給付の支払額 62,825 千円 期末における退職給付引当金 512,887 千円
(2)退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された前払年金費用及び退職給付引当金の調整表 積立型制度の退職給付債務 － 年金資産 － － 非積立型制度の退職給付債務 494,353 千円 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 494,353 千円 退職給付引当金 494,353 千円 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 494,353 千円	(2)退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された前払年金費用及び退職給付引当金の調整表 積立型制度の退職給付債務 － 年金資産 － － 非積立型制度の退職給付債務 512,887 千円 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 512,887 千円 退職給付引当金 512,887 千円 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 512,887 千円
(3)退職給付に関連する損益 簡便法で計算した退職給付費用 81,875 千円	(3)退職給付に関連する損益 簡便法で計算した退職給付費用 81,359 千円
3.確定拠出制度 当社の確定拠出制度への要拠出額は、27,155千円でありました。	3.確定拠出制度 当社の確定拠出制度への要拠出額は、28,215千円でありました。

（税効果会計関係）

第29期 （2024年12月31日現在）	第30期 （2025年12月31日現在）
1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳
繰延税金資産　千円	繰延税金資産　千円
未払事業税否認　8,915	未払事業税否認　11,360
未払費用否認　58,830	未払費用否認　83,712
親会社持分報酬制度負担額　51,232	親会社持分報酬制度負担額　47,183
賞与引当金損金算入限度超過額　238,884	賞与引当金損金算入限度超過額　213,877
貯蔵品　1,234	貯蔵品　1,605
減価償却超過額　181,609	減価償却超過額　191,085
退職給付引当金損金算入限度超過額　149,405	退職給付引当金損金算入限度超過額　161,237
原状回復費用否認　50,933	原状回復費用否認　60,098
長期繰延資産（移転支援金）　－	長期繰延資産（移転支援金）　－
その他　△191,710	その他　△2,290
繰延税金資産小計　549,332	繰延税金資産小計　767,867
将来減算一時差異における評価性引当額　△50,933	将来減算一時差異における評価性引当額　△60,098
繰延税金資産計　498,399	繰延税金資産計　707,769
2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳	2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳
法定実効税率　30.6 %	法定実効税率　30.6 %
（調整）	（調整）
交際費・役員賞与等永久に損金に算入されない項目　2.8	交際費・役員賞与等永久に損金に算入されない項目　1.8
賃上げ促進税制税額控除　－	賃上げ促進税制税額控除　△2.7
評価性引当額取崩し　0.8	評価性引当額　0.6
その他　0.4	その他　△0.3
税効果会計適用後の法人税等の負担率　34.6 %	税効果会計適用後の法人税等の負担率　30.0 %

（資産除去債務関係）

第29期（自2024年1月1日　至2024年12月31日）

当社は、建物等の賃借契約において、建物所有者との間で定期建物賃貸借契約書を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、法令及び契約上の義務に関して資産除去債務を計上しております。

資産除去債務の見積りにあたり、使用見込期間は10年間としております。なお、当該賃貸借契約に関連する差入敷金が計上されているため、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち事業年度の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

第30期（自2025年1月1日　至2025年12月31日）

当社は、建物等の賃借契約において、建物所有者との間で定期建物賃貸借契約書を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、法令及び契約上の義務に関して資産除去債務を計上しております。

資産除去債務の見積りにあたり、使用見込期間は10年間としております。なお、当該賃貸借契約に関連する差入敷金が計上されているため、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち事業年度の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

（収益認識関係）

第29期（自2024年1月1日　至2024年12月31日）

1．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

（単位：千円）

委託者報酬	72,518,351
運用受託報酬	1,126,230
販売代行報酬	322,415
その他営業収益	△ 31,031,861
合計	42,935,135

（注）成功報酬は、損益計算書において運用受託報酬に含めて表示しております。

２．顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報
顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針　４.収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

３．顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当会計期間末において存在する顧客との契約から当会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報
重要性が乏しいため記載を省略しております。

第30期（自2025年1月1日　至2025年12月31日）

１．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

（単位：千円）

委託者報酬	85,692,564
運用受託報酬	882,930
販売代行報酬	324,684
その他営業収益	△37,568,019
合計	49,332,159

（注）成功報酬は、損益計算書において運用受託報酬に含めて表示しております。

２．顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報
顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針　４.収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

３．顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当会計期間末において存在する顧客との契約から当会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報
重要性が乏しいため記載を省略しております。

（関連当事者情報）
第29期　（自2024年1月1日　至2024年12月31日）

1.　関連当事者との取引

親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー	アメリカ合衆国テネシー州ナッシュビル市	5,049,135千米ドル	投資顧問業	（被所有）間接100.0	当社設定・運用商品の運用を再委託	その他営業収益	△31,131,136	未払金	3,132,378
							諸経費の支払	1,026,440		

（注）１．上記金額は、取引金額及び期末残高ともに消費税等が含まれておりません。
２．取引条件及び取引条件の決定方針等
上記親会社との取引については、市場価格を参考に決定しております。

種類	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	アライアンス・バーンスタイン・コーポレーション・オブ・デラウェア	アメリカ合衆国テネシー州ナッシュビル市	191,484千米ドル	持株会社	（被所有）直接100.0	資金の提供	長期借入金の借入	－	関係会社長期借入金	2,121,660
							支払利息	83,047	その他未払金	23,985

（注）１．上記金額は、取引金額及び期末残高ともに消費税等が含まれておりません。
２．取引条件及び取引条件の決定方針等
上記親会社との取引については、長期借入契約に基づき決定をしております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報
アライアンス・バーンスタイン・コーポレーション・オブ・デラウェア（非上場）
アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー（非上場）
エクイタブル・ホールディングス・インク（ニューヨーク証券取引所に上場）

第30期　（自2025年1月1日　至2025年12月31日）

1. 関連当事者との取引

親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー	アメリカ合衆国テネシー州ナッシュビル市	4,965,672千米ドル	投資顧問業	（被所有）間接100.0	当社設定・運用商品の運用を再委託	その他営業収益	△37,591,078	未払金	3,412,565
							諸経費の支払	1,141,342		

（注）１．上記金額は、取引金額及び期末残高ともに消費税等が含まれておりません。
２．取引条件及び取引条件の決定方針等
上記親会社との取引については、市場価格を参考に決定しております。

種類	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	アライアンス・バーンスタイン・コーポレーション・オブ・デラウェア	アメリカ合衆国テネシー州ナッシュビル市	191,484千米ドル	持株会社	（被所有）直接100.0	資金の提供	長期借入金の返済	2,121,660	関係会社長期借入金	－
							支払利息	77,863	その他未払金	－

（注）１．上記金額は、取引金額及び期末残高ともに消費税等が含まれておりません。
２．取引条件及び取引条件の決定方針等
上記親会社との取引については、長期借入契約に基づき決定をしております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報
アライアンス・バーンスタイン・コーポレーション・オブ・デラウェア（非上場）
アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー（非上場）
エクイタブル・ホールディングス・インク（ニューヨーク証券取引所に上場）

（セグメント情報等）
［セグメント情報］
当社の報告セグメントは投信投資顧問業の一つであるため、記載を省略しております。

［関連情報］
第29期（自2024年1月1日　至2024年12月31日）

1.　製品及びサービスごとの情報　（単位：千円）

	委託者報酬	運用受託報酬	販売代行手数料報酬	その他営業収益	合計
外部顧問への売上高	72,518,351	1,126,230	322,415	△31,031,861	42,935,135

2.　地域ごとの情報

(1)売上高　（単位：千円）

日本	米国	その他	合計
73,743,856	△31,126,478	317,757	42,935,135

（注）売上高は顧客の所在を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2)有形固定資産
本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90％を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3.　主要な顧客ごとの情報
外部顧客からの営業収益のうち、本事業年度損益計算書の営業収益の10%を超える相手先は、アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー（投信投資顧問業）に対する△31,126,478千円となります。

第30期（自2025年1月1日　至2025年12月31日）

1.　製品及びサービスごとの情報　（単位：千円）

	委託者報酬	運用受託報酬	販売代行手数料報酬	その他営業収益	合計
外部顧問への売上高	85,692,564	882,930	324,684	△37,568,019	49,332,159

2.　地域ごとの情報

(1)売上高　（単位：千円）

日本	米国	その他	合計
86,602,707	△37,591,078	320,530	49,332,159

（注）売上高は顧客の所在を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2)有形固定資産
本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90％を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3.　主要な顧客ごとの情報
外部顧客からの営業収益のうち、本事業年度損益計算書の営業収益の10%を超える相手先は、アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー（投信投資顧問業）に対する△37,591,078千円となります。

（1株当たり情報）

項　目	第29期 （自2024年1月 1日 至2024年12月31日）	第30期 （自2025年1月 1日 至2025年12月31日）
1株当たり純資産額	148,409 円 82 銭	146,005 円 08 銭
1株当たり当期純利益	19,740 円 42 銭	34,820 円 60 銭
	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（注）1株当たり当期純利益の算定上の基礎は以下のとおりであります。

項　目	第29期 （自2024年1月 1日 至2024年12月31日）	第30期 （自2025年1月 1日 至2025年12月31日）
当期純利益（千円）	643,538	1,135,152
普通株主に帰属しない金額（千円）	－	－
普通株式に係る当期純利益(千円)	643,538	1,135,152
期中平均株式数（株）	32,600	32,600

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

独　立　監　査　人　の　中　間　監　査　報　告　書

2026年9月18日

アライアンス・バーンスタイン株式会社
　取　締　役　会　御　中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　　久　保　直　毅

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアライアンス・バーンスタイン株式会社の2026年1月1日から2026年12月31日までの第31期事業年度の中間会計期間（2026年1月1日から2026年6月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、アライアンス・バーンスタイン株式会社の2026年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2026年1月1日から2026年6月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

中間財務諸表

（１）中間貸借対照表

		第 31 期中間会計期間 2026年 6月 30日現在 （単位：千円）
資産の部		
流動資産		
預金		5,305,293
未収入金		202,789
未収委託者報酬		4,217,124
未収運用受託報酬		233,400
その他		44,200
流動資産合計		10,002,806
固定資産		
有形固定資産		
建物	※２	191,297
器具備品	※２	162,416
無形固定資産		2,204
投資その他の資産		
投資有価証券		421,342
長期差入保証金		94,301
繰延税金資産		497,662
その他		4,041
固定資産合計		1,373,263
資産合計		**11,376,069**
負債の部		
流動負債		
預り金		31,128
未払金		
未払手数料		2,023,364
その他未払金		3,184,430
未払消費税等	※1	689,067
未払費用		243,912
未払法人税等		64,380
賞与引当金		363,552
流動負債合計		6,599,833
固定負債		
退職給付引当金		529,382
固定負債合計		529,382
負債合計		**7,129,215**
純資産の部		
株主資本		
資本金		1,630,000
資本剰余金		
資本準備金		1,500,000
資本剰余金合計		1,500,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		1,088,911
利益剰余金合計		1,088,911
株主資本合計		4,218,911
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		27,943
評価・換算差額等合計		27,943
純資産合計		**4,246,854**
負債・純資産合計		**11,376,069**

（２）中間損益計算書

		第 31 期中間会計期間 自 2026年 1月 1日 至 2026年 6月 30日 （単位：千円）
営業収益		
委託者報酬		41,829,717
運用受託報酬		494,034
その他営業収益	※1	△18,191,830
営業収益合計		24,131,921
営業費用		
支払手数料		20,504,295
その他		423,946
営業費用合計		20,928,241
一般管理費	※２	2,619,706
営業利益		**583,974**
営業外収益	※３	4,075
営業外費用	※４	19,170
経常利益		568,879
税引前中間純利益		**568,879**
法人税、住民税及び事業税		48,937
法人税等調整額		206,709
中間純利益		**313,233**

重要な会計方針

１．有価証券の評価基準及び評価方法

投資有価証券（市場価格のない株式等以外のもの）

中間決算日の市場価値等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

２．固定資産の減価償却の方法

（１）有形固定資産（リース資産を除く）

定額法により償却しております。

なお、主な耐用年数は下記のとおりであります。

建物	２～10年
器具備品	３～10年

（２）リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

３．引当金の計上基準

（１）賞与引当金

役員及び従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当中間会計期間に見合う分を計上しております。

（２）退職給付引当金

役員及び従業員の退職給付に備えるため、「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号）に定める簡便法（期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

４．収益及び費用の計上基準

当社は資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。

（１） 委託者報酬

当社は、投資信託契約に基づき投資信託商品に関する投信委託サービスを提供し、商品の純資産総額(以下「NAV」)に応じて手数料を受領しております。サービスの提供を通じて得られる委託者報酬は、期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

（２） 運用受託報酬

当社は、投資顧問契約に基づき顧客口座のNAV等に応じて手数料を受領しております。

サービスの提供を通じて得られる投資顧問報酬は、期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

（３） 成功報酬

当社が顧客口座の運用成果に応じて受領する成功報酬は、対象となる投資顧問契約のもと、パフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定的となった時点で収益として認識しております。

（４） その他営業収益（投資顧問業取引に関する調整）

その他営業収益は当社の親会社および海外子会社との移転価格契約に基づき毎月計算され、月次で収益を認識しております。

５．未適用の会計基準等

・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年９月13日 企業会計基準委員会

・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号 2024年９月13日 企業会計基準委員会） 等

（１）概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産および負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費およびリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

（２）適用予定日

2028年12月期の期首から適用します。

（３）当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

６．その他中間財務諸表作成のための重要な事項

（１） 外貨建の資産及び負債

外貨建の資産・負債は、主として中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

（中間貸借対照表関係）

※１　仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。

※２　第31期中間会計期間末（2026年6月30日現在）の有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりで あります。

建物	817,469千円
器具備品	395,018千円

（中間損益計算書関係）

※１　その他営業収益のうち、△18,419,910千円につきましては、当社の親会社および海外グループ会社との移転価格契約に基づく投資顧問業取引に関する調整であります。

※２　第31期中間会計期間（自2026年1月1日　至2026年6月30日）の有形固定資産の減価償却実施額は、96,446千円であります。

※３　営業外収益のうち主要なものは、配当金 3,755千円となります。

※４　営業外費用につきましては、為替差損 19,170千円となります。

（リース取引関係）

第31期中間会計期間末（2026年6月30日現在）
オペレーティング・リース取引（借主側）のうち解約不能のものに係る未経過リース料は、以下のとおりであります。

１年内	264,497千円
１年超	220,415千円
合計	484,912千円

（金融商品関係）

１．金融商品の時価等に関する事項

第31期中間会計期間末（2026年6月30日現在）の、中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下のとおりであります。

（単位：千円）

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券	421,342	421,342	－
資産計	421,342	421,342	－

（注）（1）預金、未収入金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未払金、未払費用、未払法人税等
これらの金融商品については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、記載を省略しております。
（2）長期差入保証金のうち、金融資産である将来返還が見込まれる金額については、重要性が乏しいことから、記載を省略しております。

２．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：同一の資産または負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した時価

レベル２の時価：レベル１のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類して　おります。

（１）　時価で貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価			
	レベル１（千円）	レベル2（千円）	レベル3（千円）	合計（千円）
投資有価証券	－	421,342	－	421,342
資産計	－	421,342	－	421,342

（注1）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券：当社が保有している投資信託受益証券は、基準価額で評価しており、市場での取引頻度が高いとは言えず、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル２の時価に分類しております。

（２）　時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

該当ありません。

（有価証券関係）

第31期中間会計期間末（2026年6月30日現在）

中間貸借対照表計上額が、取得原価を超える投資有価証券は、以下のとおりであります。

中間貸借対照表計上額	421,342千円
取得原価	390,000千円
差額	31,342千円

（資産除去債務関係）

第31期中間会計期間（自2026年1月1日　至2026年6月30日）

当社は、建物等の賃借契約において、建物所有者との間で定期建物賃貸借契約書を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、法令及び契約上の義務に関して資産除去債務を計上しております。

資産除去債務の見積りにあたり、使用見込期間は10年間としております。なお、当該賃貸借契約に関連する差入敷金が計上されているため、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当中間会計期間の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

（収益認識関係）

第31期中間会計期間（自2026年1月1日　至2026年6月30日）

１．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

（単位：千円）

委託者報酬	41,829,717
運用受託報酬	494,034
販売代行報酬	182,791
その他営業収益	△18,374,621
合計	24,131,921

（注）成功報酬は、損益計算書において運用受託報酬に含めて表示しております。

２．顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針　４.収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

３．顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間会計期間末において存在する顧客との契約から当中間会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

（セグメント情報等）

第31期中間会計期間（自2026年1月1日　至2026年6月30日）

１．セグメント情報

当社の報告セグメントは投信投資顧問業の一つであるため、記載を省略しております。

２．関連情報

（１）製品及びサービスごとの情報

製品及びサービスごとに分類した売上は、以下のとおりであります。

委託者報酬	41,829,717千円
運用受託報酬	494,034千円
販売代行報酬	182,791千円
その他営業収益	△18,374,621千円
合計	24,131,921千円

（２）地域ごとの情報

①営業収益

顧客の所在を基礎とし、国又は地域に分類した売上は、以下のとおりであります。

日本	42,323,751千円
米国	△18,374,621千円
その他	182,791千円
合計	24,131,921千円

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90％を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

（３）主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、中間損益計算書に計上された営業収益の10％を超える相手先は、アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー（投信投資顧問業）であり、当該顧客に対する営業収益は△18,374,621千円であります。

（1株当たり情報）

第31期中間会計期間（自2026年1月1日　至2026年6月30日）

１株当たり純資産額	130,271円62銭
１株当たり中間純利益	9,608円38銭

（注）１．　潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式がないため、記載しておりません。

２．　１株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

中間純利益	313,233千円
普通株主に帰属しない金額	－
普通株式に係る中間純利益	313,233千円
期中平均株式数	32,600株

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

(1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

(2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

(3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。

(4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

(5) 上記(3)(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項

該当事項はありません。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

訴訟事件その他委託会社等に重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実はありません。

追 加 型 証 券 投 資 信 託

アライアンス・バーンスタイン・世界SDGs債券ファンド
（年２回決算型・為替ヘッジあり）

信　託　約　款

アライアンス・バーンスタイン株式会社

運　用　の　基　本　方　針

信託約款第 19 条の規定に基づき委託者が別に定める運用の基本方針は、次のとおりとします。

１．基本方針

信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。

２．運用方法

(1) 投資対象

ルクセンブルグ籍円建外国投資証券「ＡＢ SICAV I－ サステナブル・インカム・ポートフォリオ クラス S1QG シェアーズ（為替ヘッジあり）」（以下、「主要投資対象ファンド」といいます。）を主要投資対象とします。このほか、「アライアンス・バーンスタイン・日本債券インデックス・マザーファンド」の受益証券にも投資を行います。なお、短期有価証券および短期金融商品等に直接投資する場合があります。

(2) 運用態度

① 主要投資対象ファンドへの投資を通じて、主に環境または社会志向等の持続可能な投資テーマに積極的に取り組んでいると考えられる、日本を含む世界各国の様々な発行体の債券等に投資することにより、信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。

② 主要投資対象ファンドへの投資割合は、原則として高位を維持します。

③ 主要投資対象ファンドにおいて、原則として主要投資対象ファンドの純資産総額を米ドル換算した額と同額程度の米ドル売り円買いの為替取引を行い、円に対する米ドルの為替変動リスクの低減を図ります。ただし、完全に為替変動リスクを回避することはできません。

④ 資金動向、市況動向の急激な変化が生じた時、および信託財産の規模によっては、上記の運用が出来ない場合があります。

(3) 投資制限

① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

③ 株式への直接投資は行いません。

④ 投資信託証券を組み入れる場合において、一般社団法人資産運用業協会規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の 10％以内とします。

⑤　一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 100 分の 10、合計で 100 分の 20 を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人資産運用業協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします

３．分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

①　分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

②　分配金額は、委託者が基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。ただし、将来の収益分配金の支払いおよび金額について保証するものではなく、分配対象額が少額の場合等には、分配を行わないこともあります。

③　留保益の運用については、特に制限を設けず、「基本方針」および「運用方法」に基づいて運用を行います。

追 加 型 証 券 投 資 信 託
アライアンス・バーンスタイン・世界SDGs債券ファンド（年２回決算型・為替ヘッジあり）
信　　託　　約　　款

第1条（信託の種類、委託者および受託者）

この信託は、証券投資信託であり、アライアンス・バーンスタイン株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下、「信託法」といいます。）の適用を受けます。

第2条（信託事務の委託）

受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下、次項、第18条第1項、第18条第2項および第23条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

第3条（信託の目的および金額）

委託者は、金100万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けます。

第4条（信託金の限度額）

委託者は、受託者と合意のうえ、この信託および別に定める各信託の合計で、金1兆円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

第5条（信託の期間）

この信託の期間は、信託契約締結日から2032年1月15日までとします。ただし、委託者が、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者にとって有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

第6条（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により

行われます。

第7条（当初の受益者）

この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて取得申込者に帰属します。

第8条（受益権の分割および再分割）

委託者は、第3条の規定による受益権については100万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど、第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律（以下、「社振法」といいます。）に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

第9条（追加信託の価額、口数および基準価額の計算方法）

追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

② この信託約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人資産運用業協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下、「純資産総額」といいます。）を計算日現在における受益権総口数で除した金額をいいます。

③ 前項の場合において、信託財産に属する外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下、「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下、同じ。）の円換算は、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算し、第21条に規定する予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

第10条（信託日時の異なる受益権の内容）

この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

第11条（受益権の帰属と受益証券の不発行）

この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」

といいます。)。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③ 委託者は、第 8 条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

第 12 条（受益権の設定に係る受託者の通知）

受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

第 13 条（受益権の取得申込単位および価額）

委託者の指定する販売会社（金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および金融商品取引法第 2 条第 11 項に規定する登録金融機関をいいます。以下、同じ。）は、第 8 条第 1 項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、委託者の指定する販売会社が委託者の承認を得て定める取得申込単位をもって取得の申込みに応じることができます。また、委託者の指定する販売会社と自動けいぞく投資約款（別の名称で同様の権利義務関係を規定する約款等を含むものとします。）にしたがって契約（以下、「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に対し、1 口の整数倍をもって取得の申込みに応じることができるものとします。ただし、委託者の指定する販売会社は、第 36 条第 2 項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合を除き、取得申込受付日が別に定める日のいずれかに該当する場合は、取得の申込みを受付けないものとします。

② 前項の取得申込者は委託者の指定する販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する販売会社は、当該取得申込みの代金（第 3 項または第 5 項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

③ 第 1 項の場合の受益権の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、委託者の指定する販売会社が別に定める手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下、「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信

託契約締結日前の取得申込みに係る受益権の価額は、1 口につき 1 円に委託者の指定する販売会社が別に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

④　前項の手数料の額は、委託者の指定する販売会社がそれぞれ定めるものとします。

⑤　前 2 項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第 30 条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

⑥　委託者の指定する販売会社は、その裁量により、第 1 項に定める受益権の取得申込み単位を変更することができます。

⑦　前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるとき（投資対象国における経済、政治、社会情勢の急変等を含みます。）は、受益権の取得申込みの受付けを中止することおよびすでに受付けた取得申込みを取り消すことができます。

⑧　この信託約款において、金融商品取引所とは、金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 17 項に規定する取引所金融商品市場ならびに金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場および当該市場を開設するものをいいます。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号もしくは同項第 5 号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。

第 14 条（受益権の譲渡に係る記載または記録）

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②　前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③　委託者は、第 1 項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

第 15 条（受益権の譲渡の対抗要件）

受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

第16条（投資の対象とする資産の種類）

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下、同じ。）
   (1) 有価証券
   (2) 金銭債権
   (3) 約束手形
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
   為替手形

第17条（運用の指図範囲等）

委託者は、信託金を、主としてルクセンブルグ籍円建外国投資証券「ＡＢ SICAV I- サステナブル・インカム・ポートフォリオ クラスS1QGシェアーズ（為替ヘッジあり）」およびアライアンス・バーンスタイン株式会社を委託者とし三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託「アライアンス・バーンスタイン・日本債券インデックス・マザーファンド」の受益証券（上記外国投資証券および親投資信託の受益証券を以下「投資信託証券」といいます。）のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 短期社債等
2. コマーシャル・ペーパー
3. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
4. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
5. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

② 委託者は、信託金を前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応

等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は信託金を、前項第1号から第4号までに掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

第18条（利害関係人等との取引等）

受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第23条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第21条、第26条および第27条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第21条、第26条および第27条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

第19条（運用の基本方針）

委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

第20条（特別の場合の外貨建有価証券への投資制限）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

第21条（外国為替予約取引の指図）

委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

第22条（信用リスク集中回避のための投資制限）

投資信託証券を組み入れる場合において、一般社団法人資産運用業協会規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。

② 一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 100 分の 10、合計で 100 分の 20 を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人資産運用業協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

第 23 条（信託業務の委託等）

受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第 22 条第 1 項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前 2 項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

第 24 条（混蔵寄託）

金融機関または第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

第25条（信託財産の登記等および記載等の留保等）

信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

第26条（一部解約の請求ならびに有価証券の売却等および再投資の指図）

委託者は、信託財産に属する投資信託証券に係る信託契約の一部解約の請求ならびに信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

② 委託者は、前項の規定による解約代金、売却代金、有価証券に係る利子等および償還金等ならびにその他の収入金を再投資することの指図をすることができます。

第27条（資金の借入れ）

委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金の借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

第28条（損益の帰属）

委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

第29条（受託者による資金の立替え）

信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る利子等および償還金等ならびにその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めます。

第30条（信託の計算期間）

この信託の計算期間は、毎年1月16日から7月15日まで、および7月16日から翌年1月15日までとすることを原則とします。

② 前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下、本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第1計算期間は、信託契約締結日から2022年1月17日までとし、最終計算期間の終了日は、第5条に定める信託期間の終了日とします。

第31条（信託財産に関する報告）

受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

第32条（信託事務の諸経費および諸費用）

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下、「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 前項の諸経費に加え、以下に定める諸費用は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁

することができます。なお、これらに該当する業務を委託する場合は、その委託費用を含みます。

1. 信託約款の作成、印刷および監督官庁への届出等に係る費用
2. 有価証券届出書および有価証券報告書等の作成ならびに監督官庁への届出等に係る費用
3. 目論見書の作成、印刷および提供等に係る費用
4. 運用状況に係る情報の作成、印刷および提供等ならびに監督官庁への届出等に係る費用
5. 受益権の管理事務に係る費用
6. 信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付ならびに監督官庁への届出等に係る費用
7. この信託契約に係る受益者に対する公告に係る費用
8. この信託の計理業務（設定・追加設定および解約処理、約定処理、基準価額算出、決算処理等）およびこれに付随する業務（法定帳簿管理、法定報告等）に係る費用
9. 信託財産の監査に係る費用
10. この信託契約に係る法律顧問および税務顧問に対する報酬
11. 参考指数の使用料ならびに指数値、構成銘柄および構成比率等の情報の入手に要する費用
12. 前各号に準ずる費用であり以下の各項に規定する支払方法によることが相当であると委託者が合理的に判断する費用

③　委託者は、前項に定める諸費用の支払を行い、当該支払金額について信託財産中から支弁を受けることができます。この場合、委託者は、当該支払金額について信託財産中から支弁を受ける際に、受領する金額にあらかじめ上限を付することができます。また、委託者は、当該支払金額の信託財産中からの支弁を受ける代わりに、前項に定める諸費用の金額をあらかじめ見積もったうえで、実際または予想される費用金額を上限として、一定の率または一定の金額に基づいて信託財産中から支弁を受けることもできます。

④　委託者は、信託財産の規模等を考慮のうえ、あらかじめ委託者が定めた範囲内で、前項の受領する金額の上限、一定の率または一定の金額を変更することができます。

⑤　第3項の一定の率を定めた場合、諸費用の額は、第30条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上されます。また、第3項の一定の金額を定めた場合、諸費用の額は、第30条に規定する計算期間を通じて毎日、当該計算期間の日数に応じて按分して計上されます。かかる諸費用は、毎計算期末ならびに信託終了のときに信託財産中から支弁します。

⑥　第2項の諸費用に係る消費税等に相当する金額は、諸費用支弁のときに、信託財産中から支弁します。

第33条（信託報酬の額および支弁の方法）

委託者および受託者の信託報酬の総額は、第30条に規定する計算期間を通じて毎日、信

託財産の純資産総額に年 10,000 分の 57.4 の率を乗じて得た金額とします。なお、委託者と受託者との間の配分は、別に定めます。

② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

③ 第 1 項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額は、信託報酬支弁のときに、信託財産中から支弁します。

第 34 条（収益の分配方式）

信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下、「配当等収益」といいます。）は、諸経費、諸費用および当該諸費用に係る消費税等に相当する金額ならびに信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下、「売買益」といいます。）は、諸経費、諸費用および当該諸費用に係る消費税等に相当する金額ならびに信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

第 35 条（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

受託者は、収益分配金については、第 30 条に規定する各計算期間の最終日の翌営業日に、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下、同じ。）については、第 36 条第 3 項に規定する支払開始日までに、一部解約金については、第 36 条第 4 項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

第 36 条（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

収益分配金は、毎計算期間終了日後 1 カ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎

計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する販売会社に交付されます。この場合、委託者の指定する販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第 11 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③　償還金は、信託終了日後 1 カ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④　一部解約金は、第38条第4項に規定する一部解約請求受付日から起算して、原則として、6 営業日目から受益者に支払います。

⑤　前各項（第 2 項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する販売会社の営業所等において行うものとします。

⑥　収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

⑦　前項に規定する収益調整金は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、前項に規定する各受益者毎の信託時の受益権の価額等とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

第 37 条（収益分配金および償還金の時効）

受益者が、収益分配金については、前条第 1 項に規定する支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないとき、および信託終了による償還金については前条第 3 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

第 38 条（信託契約の一部解約）

受益者（委託者の指定する販売会社を含みます。以下、同じ。）は、自己に帰属する受益権について、委託者に対して 1 口単位または委託者の指定する販売会社が委託者の承認を得て定める一部解約単位をもって一部解約の実行を請求することができます。ただし、委託者の指定する販売会社は、別に定める日のいずれかに該当する場合は、一部解約の実行の請求の受付けは行わないものとします。

② 一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

③ 委託者は、第 1 項の規定により、一部解約の実行の請求を受付けたときは、1 口単位をもってこの信託契約の一部を解約するものとします。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④ 前項の一部解約の価額は、委託者の指定する販売会社が当該請求を受付けた日（以下、当該請求を受付けた日を「一部解約請求受付日」といいます。）の翌営業日の基準価額とします。

⑤ 委託者は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるとき（投資対象国における経済、政治、社会情勢の急変等を含みます。）は、第 1 項による一部解約の実行の請求の受付けを中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。

⑥ 前項の規定により、一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、第 4 項の規定に準じて計算された価額とします。

第 39 条（質権口記載又は記録の受益権の取り扱い）

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この信託約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第 40 条（信託契約の解約）

委託者は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより信託財産の純資産総額が 30 億円を下回ることとなった場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下、「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下、本項におい

て同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④　第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

⑤　第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までに規定するこの信託契約の解約手続きを行うことが困難な場合には適用しません。

第41条（信託契約に関する監督官庁の命令）

委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

②　委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第45条の規定にしたがいます。

第42条（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

②　前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、第45条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

第43条（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

②　委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

第44条（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第45条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

②　委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了

させます。

第45条（信託約款の変更等）

委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下、同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下、本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

第46条（反対受益者の受益権買取請求の不適用）

この信託は、受益者が第38条の規定による一部解約請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第40条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な信託約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

第47条（他の受益者の氏名等の開示の請求の制限）

この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

第48条（公告）

委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

https://www.alliancebernstein.co.jp/

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

第49条（運用状況に係る情報の提供）

委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める事項に係る情報を電磁的方法により提供します。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行うものとします。

第50条（信託約款に関する疑義の取扱い）

この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

2021年10月5日

委託者　アライアンス・バーンスタイン株式会社

受託者　三井住友信託銀行株式会社

付 表

１．信託約款第 4 条第 1 項に規定する「別に定める各信託」とは、次のとおりとします。

追加型証券投資信託　アライアンス・バーンスタイン・世界 SDGs 債券ファンド（年２回決算型・為替ヘッジなし）

追加型証券投資信託　アライアンス・バーンスタイン・世界 SDGs 債券ファンド（毎月決算型・為替ヘッジあり）

追加型証券投資信託　アライアンス・バーンスタイン・世界 SDGs 債券ファンド（毎月決算型・為替ヘッジなし）

２．信託約款第 13 条第 1 項および第 38 条第 1 項に規定する「別に定める日」は、次のとおりとします。

・ニューヨーク証券取引所の休業日またはルクセンブルグの銀行の休業日

・一部解約金の支払い等に支障を来すおそれがあるとして委託者が定める日

追 加 型 証 券 投 資 信 託

アライアンス・バーンスタイン・世界SDGs債券ファンド
（年２回決算型・為替ヘッジなし）

信　託　約　款

アライアンス・バーンスタイン株式会社

運　用　の　基　本　方　針

信託約款第 19 条の規定に基づき委託者が別に定める運用の基本方針は、次のとおりとします。

１．基本方針

信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。

２．運用方法

(1) 投資対象

ルクセンブルグ籍円建外国投資証券「ＡＢ SICAV I- サステナブル・インカム・ポートフォリオ クラス S1QG シェアーズ（為替ヘッジなし）」（以下、「主要投資対象ファンド」といいます。）を主要投資対象とします。このほか、「アライアンス・バーンスタイン・日本債券インデックス・マザーファンド」の受益証券にも投資を行います。なお、短期有価証券および短期金融商品等に直接投資する場合があります。

(2) 運用態度

① 主要投資対象ファンドへの投資を通じて、主に環境または社会志向等の持続可能な投資テーマに積極的に取り組んでいると考えられる、日本を含む世界各国の様々な発行体の債券等に投資することにより、信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。

② 主要投資対象ファンドへの投資割合は、原則として高位を維持します。

③ 実質的な組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。

④ 資金動向、市況動向の急激な変化が生じた時、および信託財産の規模によっては、上記の運用が出来ない場合があります。

(3) 投資制限

① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

③ 株式への直接投資は行いません。

④ 投資信託証券を組み入れる場合において、一般社団法人資産運用業協会規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。

⑤ 一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 100 分の 10、合計で 100 分の 20

を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人資産運用業協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします

３．分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

① 分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

② 分配金額は、委託者が基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。ただし、将来の収益分配金の支払いおよび金額について保証するものではなく、分配対象額が少額の場合等には、分配を行わないこともあります。

③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、「基本方針」および「運用方法」に基づいて運用を行います。

追 加 型 証 券 投 資 信 託
アライアンス・バーンスタイン・世界 SDGs 債券ファンド（年２回決算型・為替ヘッジなし）
信　　託　　約　　款

第 1 条（信託の種類、委託者および受託者）

この信託は、証券投資信託であり、アライアンス・バーンスタイン株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成 18 年法律第 108 号）（以下、「信託法」といいます。）の適用を受けます。

第 2 条（信託事務の委託）

受託者は、信託法第 28 条第 1 号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 1 条第 1 項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 2 条第 1 項にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。以下、次項、第 18 条第 1 項、第 18 条第 2 項および第 23 条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

第 3 条（信託の目的および金額）

委託者は、金 100 万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けます。

第 4 条（信託金の限度額）

委託者は、受託者と合意のうえ、この信託および別に定める各信託の合計で、金 1 兆円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

第 5 条（信託の期間）

この信託の期間は、信託契約締結日から 2032 年 1 月 15 日までとします。ただし、委託者が、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者にとって有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

第 6 条（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 8 項で定める公募により

行われます。

第7条（当初の受益者）

この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて取得申込者に帰属します。

第8条（受益権の分割および再分割）

委託者は、第3条の規定による受益権については100万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど、第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律（以下、「社振法」といいます。）に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

第9条（追加信託の価額、口数および基準価額の計算方法）

追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

② この信託約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人資産運用業協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下、「純資産総額」といいます。）を計算日現在における受益権総口数で除した金額をいいます。

③ 前項の場合において、信託財産に属する外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下、「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下、同じ。）の円換算は、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算し、第21条に規定する予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

第10条（信託日時の異なる受益権の内容）

この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

第11条（受益権の帰属と受益証券の不発行）

この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」

といいます。)。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③ 委託者は、第 8 条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

第 12 条（受益権の設定に係る受託者の通知）

受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

第 13 条（受益権の取得申込単位および価額）

委託者の指定する販売会社（金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および金融商品取引法第 2 条第 11 項に規定する登録金融機関をいいます。以下、同じ。）は、第 8 条第 1 項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、委託者の指定する販売会社が委託者の承認を得て定める取得申込単位をもって取得の申込みに応じることができます。また、委託者の指定する販売会社と自動けいぞく投資約款（別の名称で同様の権利義務関係を規定する約款等を含むものとします。）にしたがって契約（以下、「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に対し、1 口の整数倍をもって取得の申込みに応じることができるものとします。ただし、委託者の指定する販売会社は、第 36 条第 2 項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合を除き、取得申込受付日が別に定める日のいずれかに該当する場合は、取得の申込みを受付けないものとします。

② 前項の取得申込者は委託者の指定する販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する販売会社は、当該取得申込みの代金（第 3 項または第 5 項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

③ 第 1 項の場合の受益権の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、委託者の指定する販売会社が別に定める手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下、「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信

託契約締結日前の取得申込みに係る受益権の価額は、1 口につき 1 円に委託者の指定する販売会社が別に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

④　前項の手数料の額は、委託者の指定する販売会社がそれぞれ定めるものとします。

⑤　前 2 項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第 30 条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

⑥　委託者の指定する販売会社は、その裁量により、第 1 項に定める受益権の取得申込み単位を変更することができます。

⑦　前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるとき（投資対象国における経済、政治、社会情勢の急変等を含みます。）は、受益権の取得申込みの受付けを中止することおよびすでに受付けた取得申込みを取り消すことができます。

⑧　この信託約款において、金融商品取引所とは、金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 17 項に規定する取引所金融商品市場ならびに金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場および当該市場を開設するものをいいます。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号もしくは同項第 5 号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。

第 14 条（受益権の譲渡に係る記載または記録）

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②　前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③　委託者は、第 1 項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

第 15 条（受益権の譲渡の対抗要件）

受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

第16条（投資の対象とする資産の種類）

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下、同じ。）
   (1) 有価証券
   (2) 金銭債権
   (3) 約束手形
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
   為替手形

第17条（運用の指図範囲等）

委託者は、信託金を、主としてルクセンブルグ籍円建外国投資証券「ＡＢ SICAV I- サステナブル・インカム・ポートフォリオ クラスS1QGシェアーズ（為替ヘッジなし）」およびアライアンス・バーンスタイン株式会社を委託者とし三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託「アライアンス・バーンスタイン・日本債券インデックス・マザーファンド」の受益証券（上記外国投資証券および親投資信託の受益証券を以下「投資信託証券」といいます。）のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 短期社債等
2. コマーシャル・ペーパー
3. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
4. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
5. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

② 委託者は、信託金を前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応

等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は信託金を、前項第1号から第4号までに掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

第18条（利害関係人等との取引等）

受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第23条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第21条、第26条および第27条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第21条、第26条および第27条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

第19条（運用の基本方針）

委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

第20条（特別の場合の外貨建有価証券への投資制限）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

第21条（外国為替予約取引の指図）

委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

第22条（信用リスク集中回避のための投資制限）

投資信託証券を組み入れる場合において、一般社団法人資産運用業協会規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。

② 一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 100 分の 10、合計で 100 分の 20 を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人資産運用業協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

第 23 条（信託業務の委託等）

受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第 22 条第 1 項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前 2 項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

第 24 条（混蔵寄託）

金融機関または第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

第25条（信託財産の登記等および記載等の留保等）

信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

第26条（一部解約の請求ならびに有価証券の売却等および再投資の指図）

委託者は、信託財産に属する投資信託証券に係る信託契約の一部解約の請求ならびに信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

② 委託者は、前項の規定による解約代金、売却代金、有価証券に係る利子等および償還金等ならびにその他の収入金を再投資することの指図をすることができます。

第27条（資金の借入れ）

委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金の借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

第28条（損益の帰属）

委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

第29条（受託者による資金の立替え）

信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る利子等および償還金等ならびにその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めます。

第30条（信託の計算期間）

この信託の計算期間は、毎年1月16日から7月15日まで、および7月16日から翌年1月15日までとすることを原則とします。

② 前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下、本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第1計算期間は、信託契約締結日から2022年1月17日までとし、最終計算期間の終了日は、第5条に定める信託期間の終了日とします。

第31条（信託財産に関する報告）

受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

第32条（信託事務の諸経費および諸費用）

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下、「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 前項の諸経費に加え、以下に定める諸費用は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁

することができます。なお、これらに該当する業務を委託する場合は、その委託費用を含みます。

1. 信託約款の作成、印刷および監督官庁への届出等に係る費用
2. 有価証券届出書および有価証券報告書等の作成ならびに監督官庁への届出等に係る費用
3. 目論見書の作成、印刷および提供等に係る費用
4. 運用状況に係る情報の作成、印刷および提供等ならびに監督官庁への届出等に係る費用
5. 受益権の管理事務に係る費用
6. 信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付ならびに監督官庁への届出等に係る費用
7. この信託契約に係る受益者に対する公告に係る費用
8. この信託の計理業務（設定・追加設定および解約処理、約定処理、基準価額算出、決算処理等）およびこれに付随する業務（法定帳簿管理、法定報告等）に係る費用
9. 信託財産の監査に係る費用
10. この信託契約に係る法律顧問および税務顧問に対する報酬
11. 参考指数の使用料ならびに指数値、構成銘柄および構成比率等の情報の入手に要する費用
12. 前各号に準ずる費用であり以下の各項に規定する支払方法によることが相当であると委託者が合理的に判断する費用

③　委託者は、前項に定める諸費用の支払を行い、当該支払金額について信託財産中から支弁を受けることができます。この場合、委託者は、当該支払金額について信託財産中から支弁を受ける際に、受領する金額にあらかじめ上限を付することができます。また、委託者は、当該支払金額の信託財産中からの支弁を受ける代わりに、前項に定める諸費用の金額をあらかじめ見積もったうえで、実際または予想される費用金額を上限として、一定の率または一定の金額に基づいて信託財産中から支弁を受けることもできます。

④　委託者は、信託財産の規模等を考慮のうえ、あらかじめ委託者が定めた範囲内で、前項の受領する金額の上限、一定の率または一定の金額を変更することができます。

⑤　第3項の一定の率を定めた場合、諸費用の額は、第30条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上されます。また、第3項の一定の金額を定めた場合、諸費用の額は、第30条に規定する計算期間を通じて毎日、当該計算期間の日数に応じて按分して計上されます。かかる諸費用は、毎計算期末ならびに信託終了のときに信託財産中から支弁します。

⑥　第2項の諸費用に係る消費税等に相当する金額は、諸費用支弁のときに、信託財産中から支弁します。

第33条（信託報酬の額および支弁の方法）

委託者および受託者の信託報酬の総額は、第30条に規定する計算期間を通じて毎日、信

託財産の純資産総額に年 10,000 分の 57.4 の率を乗じて得た金額とします。なお、委託者と受託者との間の配分は、別に定めます。

② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

③ 第 1 項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額は、信託報酬支弁のときに、信託財産中から支弁します。

第 34 条（収益の分配方式）

信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下、「配当等収益」といいます。）は、諸経費、諸費用および当該諸費用に係る消費税等に相当する金額ならびに信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下、「売買益」といいます。）は、諸経費、諸費用および当該諸費用に係る消費税等に相当する金額ならびに信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

第 35 条（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

受託者は、収益分配金については、第 30 条に規定する各計算期間の最終日の翌営業日に、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下、同じ。）については、第 36 条第 3 項に規定する支払開始日までに、一部解約金については、第 36 条第 4 項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

第 36 条（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

収益分配金は、毎計算期間終了日後 1 カ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎

計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する販売会社に交付されます。この場合、委託者の指定する販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第 11 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③　償還金は、信託終了日後 1 カ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④　一部解約金は、第38条第4項に規定する一部解約請求受付日から起算して、原則として、6 営業日目から受益者に支払います。

⑤　前各項（第 2 項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する販売会社の営業所等において行うものとします。

⑥　収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

⑦　前項に規定する収益調整金は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、前項に規定する各受益者毎の信託時の受益権の価額等とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

第 37 条（収益分配金および償還金の時効）

受益者が、収益分配金については、前条第 1 項に規定する支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないとき、および信託終了による償還金については前条第 3 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

第 38 条（信託契約の一部解約）

受益者（委託者の指定する販売会社を含みます。以下、同じ。）は、自己に帰属する受益権について、委託者に対して 1 口単位または委託者の指定する販売会社が委託者の承認を得て定める一部解約単位をもって一部解約の実行を請求することができます。ただし、委託者の指定する販売会社は、別に定める日のいずれかに該当する場合は、一部解約の実行の請求の受付けは行わないものとします。

② 一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

③ 委託者は、第 1 項の規定により、一部解約の実行の請求を受付けたときは、1 口単位をもってこの信託契約の一部を解約するものとします。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④ 前項の一部解約の価額は、委託者の指定する販売会社が当該請求を受付けた日（以下、当該請求を受付けた日を「一部解約請求受付日」といいます。）の翌営業日の基準価額とします。

⑤ 委託者は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるとき（投資対象国における経済、政治、社会情勢の急変等を含みます。）は、第 1 項による一部解約の実行の請求の受付けを中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。

⑥ 前項の規定により、一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、第 4 項の規定に準じて計算された価額とします。

第 39 条（質権口記載又は記録の受益権の取り扱い）

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この信託約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第 40 条（信託契約の解約）

委託者は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより信託財産の純資産総額が 30 億円を下回ることとなった場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下、「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下、本項におい

て同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④　第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

⑤　第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までに規定するこの信託契約の解約手続きを行うことが困難な場合には適用しません。

第41条（信託契約に関する監督官庁の命令）

委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

②　委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第45条の規定にしたがいます。

第42条（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

②　前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、第45条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

第43条（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

②　委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

第44条（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第45条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

②　委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了

させます。

第45条（信託約款の変更等）

委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下、同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下、本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

第46条（反対受益者の受益権買取請求の不適用）

この信託は、受益者が第38条の規定による一部解約請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第40条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な信託約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

第47条（他の受益者の氏名等の開示の請求の制限）

この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

第48条（公告）

委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

https://www.alliancebernstein.co.jp/

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

第49条（運用状況に係る情報の提供）

委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める事項に係る情報を電磁的方法により提供します。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行うものとします。

第50条（信託約款に関する疑義の取扱い）

この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

2021年10月5日

委託者　　アライアンス・バーンスタイン株式会社

受託者　　三井住友信託銀行株式会社

付 表

１．信託約款第 4 条第 1 項に規定する「別に定める各信託」とは、次のとおりとします。

追加型証券投資信託　アライアンス・バーンスタイン・世界 SDGs 債券ファンド（年２回決算型・為替ヘッジあり）

追加型証券投資信託　アライアンス・バーンスタイン・世界 SDGs 債券ファンド（毎月決算型・為替ヘッジあり）

追加型証券投資信託　アライアンス・バーンスタイン・世界 SDGs 債券ファンド（毎月決算型・為替ヘッジなし）

２．信託約款第 13 条第 1 項および第 38 条第 1 項に規定する「別に定める日」は、次のとおりとします。

・ニューヨーク証券取引所の休業日またはルクセンブルグの銀行の休業日

・一部解約金の支払い等に支障を来すおそれがあるとして委託者が定める日